

「電波政策2020懇談会 報告書(案)」に対して提出された意見と懇談会の考え方
【意見募集期間:平成28年6月7日(火)～平成28年6月24日(金)】

番号	項目				提出された意見	懇談会の考え方(案)
	章	大項目	中項目	小項目		
1	全般				よいのではないかと思われた。 国民としては、セキュリティには特に気を遣っていただきたいと考える。 【個人⑬】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
2	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(1)IoT 社会を支えるワイヤレスビジネス		【原案】 無線技術の進歩とデバイスの高度化により、社会インフラへの無線システムの実装が進んでおり、無線ネットワークが全てのヒト・モノ・カネとつながる IoT 社会における中心的なインフラストラクチャとなりつつある。これに伴い、様々な局面において電波を必要とするワイヤレスビジネスが人々の安心・安全な生活を支える重要な役割を担うようになった(図2-2-1参照)。 【意見】 原案に賛同いたします。 ケーブルテレビ業界において、ヘルスケアや宅内の無線デバイスのネットワークシステムを利用したサービスを検討するための専門委員会を、日本ケーブルテレビ連盟を中心に設置する動きがあります。特に宅内でのIoTシステムの展開はケーブルテレビの役割がとても重要で有効であると考えます。更なるワイヤレスビジネスの発展のためにも活動にご支援賜りますようお願い申し上げます。 【(株)ハートネットワーク】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
3	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(2)ワイヤレスビジネスによる国内成長・海外展開政策	(イ)海外展開への足がかりとしての東京オリンピック・パラリンピック	【原案】 P17 【意見】 2020年には第5世代モバイル方式の商用化が予定されており、同時期に開催される東京オリンピックは全世界が注目する一大イベントであるため、日本のワイヤレスビジネスの先進性を世界に向けてアピールするショーケースとして、千載一遇のチャンスであると考えます。 そのため、本報告書にあるように、東京オリンピックに向けてさまざまな技術開発とその実証検証を遅滞なく進めていくことが望まれ、関連するプロジェクトの遂行管理と開発支援に対し、総務省殿の積極的な関与を期待いたします。 【沖電気工業(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
4	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3)今後に向けた提言	②ワイヤレスビジネスの海外展開戦略	(1)具体的な取り組み分野 (c)小型無人機(ドローン)(32ページ) 「ドローンの運行等についてのルール作りについて我が国は先行しており」とありますが、今後ビジネスがグローバル化されることを考えるとグローバルに協調できるルールとできないルールをうまく調整しながらのルール作りが肝要かと思えます。日本がその先行性を活かし国際的な協調を図る活動でリーダーシップを取ることを期待します。 【インテル(株)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
5	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3)今後に向けた提言	②ワイヤレスビジネスの海外展開戦略	【原案】 P31～34 【意見】 ワイヤレスビジネスの海外展開を推進するために、我が国の強みを活かし、ODAとの有機的な連携も強化して総合的な取組を実施していく原案の戦略に賛同します。しかしながら、我が国には、先進的技術により国際標準化の対象となるシステムや、電波干渉低減に寄与するような高度な製品といった技術面の強みだけでなく、運用ノウハウといったソフト面の強みもあります。例えば、防災通信システムの海外展開を考えた場合、過去の阪神・淡路、東日本大震災などでの運用経験が、システム設計や運用面において、他国にない大きな強みとなります。こうした観点から、海外でのモデル実証実験においても、ケースをあまり限定しすぎずに、「日本の先進的なワイヤレス機器を海外で使用することで、国境を越えた電波干渉が減少するなど電波を国際的に協調して利用することが可能な場合等に、当該機器を用いて相手国で実証実験を行う。」といった記載が適切だと考えます。同様に、ODA 有償資金協力・無償資金協力終了後の海外実証実験による引継ぎの場合においても、「現地での支援活動を長期間継続して行うため、国際的な周波数共用のための実証実験等をODA で整備された機材を活用して行う。」といった記載にすべきと考えます。 【スカパーJSAT(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 後段の御意見は、現行の記述もケースを限定しているものではないため、原案のままといたします。

6	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2. ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3) 今後に向けた提言	②ワイヤレスビジネスの海外展開戦略	【原案】 P31 【意見】 ワイヤレスビジネスの海外展開戦略について賛同いたします。 無線システム等を上市(販売)するには、その国の規格内であること、認可の手続きが必要で す。「(1)多様なニーズに対応できる総合的な取組の電波利用産業に係る海外市場調査」の中 に、その国の認証制度や認可手続方法、認可マーク表示等も合わせて調査及び公表をお願い いたします。 【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考え ます。
7	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2. ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3) 今後に向けた提言	③ワイヤレスビジネス成長の研究開発及び環境整備等	【原案】 (イ)制度整備や周波数確保その他のビジネス環境の整備 【意見】 技術基準・検査制度の国際規格への適合など規制の合理化、特定の周波数帯の利用に対する 柔軟な対応、実験試験局の免許交付の迅速化等の実施にあたっては、既存の放送システムに混 信や妨害などの影響を与えないよう要望します。なお、既存の放送システムに対して有害な影響 が生じた際に、速やかに対策が実施されるための施策を要望します。 【日本放送協会】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とさ れるものと考えます。
8	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2. ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3) 今後に向けた提言	④6つの重点取組分野の実現目標と課題解決に向けた取組	(カ)航空宇宙ビジネス ○衛星AISの導入に向けた制度整備 【意見】 報告書にあるとおり、世界無線通信会議(WRC-15)において、新たに割り当てられたAISの情報 チャンネルは、世界的に今後利用が促進されていく分野と思われます。 利用方法としては、気象海象情報や船舶に関する情報など、海洋で従来、取得しにくいデータを、 衛星を利用して効率よく収集することが考えられています。 すでに、世界では超小型衛星を多数打上げて、今までにない量のデータを取得し、ビックデータ 解析等の手法を利用したデータ分析をすることにより、船舶・海洋関係者だけでなく、陸上で生活 する人々にも大きな利益をもたらすデータが利用される時代が始まっています。日本も、世界に歩 調を合わせて制度を整備することにより、この世界の流れに遅れることなく、船舶・海洋や航空・宇 宙に関連する産業を活性化し、産業を高度化することが必要です。 当社も、この分野に積極的に取り組むことにより、貢献したいと考えています。 是非、今回の懇談会の成果を生かして、法制化を進めて頂き、国際的に競争力のある制度を実 現して頂くことを期待しています。 【(株)IHI】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
9	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2. ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3) 今後に向けた提言	④6つの重点取組分野の実現目標と課題解決に向けた取組	(2)6つの重点取組分野の実現目標と課題解決 (オ)小型無人機(ドローン)(48ページ) 課題の一つとして「3年以内に宅配ドローンを実現するための見直し外飛行実験に向けた検証」 が挙げられており、すでに千葉市などの特区で実証実験が始まっています。しかしながら、今は日 本に限らず世界的に「宅配ドローン」というサービス・イメージだけが先行してしまっていると思わ れます。したがって、制度の整備を進めると同時に、日本において、ユーザーが宅配ドローン・ サービスで「どのような用事を片付けたいのか?」という顧客視点に立ったサービス価値の検討を 進めることもドローン技術をイノベーションへつなげる為に必要と考えます。また、5Gの利用シー ンのひとつとして、スマートシティでドローンを使う例(図2-3-32)も示されていますが、ドローンに関 する法・制度の整備には5Gとの関連性も考慮した検討が必要だと思えます。 上記の点を踏まえて国際的な協調を図りつつ、日本が宅配ドローンサービスの実現に向けて世 界のリーダーシップを取ることを期待します。 【インテル(株)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とさ れるものと考えます。
10	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2. ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3) 今後に向けた提言	④6つの重点取組分野の実現目標と課題解決に向けた取組	【原案】 P45 【意見】 地上からの電波監視だけでは限界があり、より俯瞰的に監視できる上空からの電波監視に賛同し ます。 そのために、運用面及び費用面において効率性の高い小型無人機を利用することは、大変有用 であると考えます。 【スカパーJSAT(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

11	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3)今後に向けた提言	④6つの重点取組分野の実現目標と課題解決に向けた取組	【原案】 P48 【意見】 見通し外飛行実現に向けた実証実験を離島や山間部等での無人地帯で早期に実施することは、大変有意義であると考えており、賛同します。 特に離島、山間部等の地上系通信インフラ設備の整備が遅れている地域において、衛星通信等を用いた見通し外通信の実証実験は有用であると考えます。 【スカパーJSAT(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
12	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3)今後に向けた提言	④6つの重点取組分野の実現目標と課題解決に向けた取組	【原案】 P49 【意見】 ドローンを安価かつ安全に運行するための運行管理システム実現に向けた技術的条件や仕様及び使用周波数に関する調査検討を行うことに賛同致します。 見通し外を飛行中のドローンの位置情報を把握するテレメトリー用の通信や、飛行禁止区域(ジオフェンス)情報を提供する用途の通信インフラとしては、既存の周波数割当の範囲で適用することができ、全国で飛行しているドローンを1箇所の管制センターで一括管理できる衛星通信は安価に且つ効率的な運行管理に適したものです。 したがって、運行管理システムの技術条件、仕様等については、衛星通信等も含めて検討いただくことを要望します。 また併せて、ドローン用に特化した、小型、軽量、低電力の衛星通信端末開発に向けて、世界に先駆けた研究開発促進策を要望します。 【スカパーJSAT(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
13	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3)今後に向けた提言	④6つの重点取組分野の実現目標と課題解決に向けた取組	【原案】 P44 (ウ)電波監視システム ○高周波数帯に対応した電波監視システムの構築 携帯電話等の移動通信システムの高速化・大容量化に伴ってより高い周波数が利用される一方、高周波帯域の無線局には低出力なものが多いことから、既存の遠隔方位測定機器による電波監視には限界がある。 そのため高周波数帯に対応する小型センサの高密度配置による電波監視体制を整備するとともに、地上からの電波監視だけでは対応できない場合に備え、ドローンを活用した上空からの電波監視に関する調査検討や複雑化・多様化する妨害事例への対応を行うことが適当である。 【意見】 ・2020年以降に想定される5Gの実用化と本格的なIoT時代の到来により、高周波数帯に対応する移動通信システムの普及が進み、無線局数の更なる増加が予測されています。このような電波利用の変化に伴い、健全な電波利用環境の維持の重要性が益々高まるものと考えことから、電波監視システムの開発・整備を進めるとする考えに賛同いたします。 【KDDI(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
14	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3)今後に向けた提言	④6つの重点取組分野の実現目標と課題解決に向けた取組	【原案】 P45 (エ)ワイヤレス電力伝送(WPT) a) 2020年までに実現する事 ・安心・安全な電磁環境維持のため、漏えい電波の低減技術や人体安全性の評価方法の開発等を行う。 ・周波数共用検討等の結果に基づき、電気自動車用ワイヤレス電力伝送(WPT)システムの利用周波数及び妨害波許容値について国際標準化を推進するとともに、システムの互換性を確保するための規格・仕様の標準化を進め、WPTシステムの普及を図る。 【意見】 ・非接触で電力伝送を行うワイヤレス電力伝送技術は、あらゆる分野への活用が期待されており、今後一層の発展・普及が見込まれることから、ワイヤレス電力伝送システムの漏えい電波の低減技術や人体安全性評価の開発、国際標準化等を推進することに賛同いたします。 【KDDI(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

15	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3)今後に向けた提言	④6つの重点取組分野の実現目標と課題解決に向けた取組	【原案】 P48 (オ)小型無人機(ドローン) b) 課題解決に向けた取組 ○小型無人機(ドローン)向け周波数効率利用の研究開発 ドローン利用のための周波数は、今後もひっ迫が想定されることから、同一エリアで複数のドローンを運行させる技術等、周波数効率利用のための研究開発を実施することが適当である。 【意見】 ・ サービスエリアが広く、動画伝送も可能な携帯電話端末等をドローンに搭載し活用したいというニーズの高まりに伴い、これまで想定していなかった上空における携帯電話端末等の試験的な導入について、制度整備が進められているところです。今後、ドローンの活用が広がるなかで電波利用の高度化への取り組みは重要であると考えことから、周波数有効利用の研究開発等の実施に賛同いたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【KDDI(株)】	
16	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3)今後に向けた提言	④6つの重点取組分野の実現目標と課題解決に向けた取組	【原案】 P52 (カ) 航空宇宙ビジネス b) 課題解決に向けた取組 ○Ka帯を利用した衛星通信技術の高度化に向けた開発 衛星通信に関する高速大容量化のニーズが高まる中で、従来のKu帯のシングルビームで日本全土をカバーするだけでは今後も増大し続ける高度化ニーズに対応しきれない可能性がある。そのためKa帯のマルチビーム化によって通信の高速大容量化や端末の小型化を実現するほか、トラヒックに応じて周波数帯域やビームの方向性を柔軟に変更するような衛星通信システムを実現するためのミッション技術を開発し、技術試験衛星に搭載することが適当である。 【意見】 ・ 海上におけるデジタル・ディバイド解消や日本近郊の離島、沿岸海域での緊急事態等における通信の確保は重要な課題となっているものと考えことから、Ka帯を利用した衛星通信技術の高度化に向けた開発に賛同いたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【KDDI(株)】	
17	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3)今後に向けた提言	⑤重点6分野横断でパッケージ化した総合的なプロジェクトの推進	【原案】 P55 【意見】 衛星通信や短波通信への混信・妨害に対応するため、東南アジアと日本と電波監視施設の共同運用を目指す方針について賛同致します。 現実問題として、衛星通信において、機器故障等のトラブル、オペレーションミスによる等による干渉波、発射源不明の干渉波等の干渉波事象は毎年複数件発生しており、また他国衛星通信システムからの隣接衛星干渉事象も発生していることから国際的な電波監視施設の共同運用・干渉波監視強化は極めて重要であると考えます。それを実現させるために、電波監視施設の機能強化として、日本だけでなく他国起因の干渉波発射源特定機能拡充、および監視体制強化・拡充頂くことを希望致します。更に迅速かつ精度の高い対応を可能とするために、民間の電波監視設備を相互利用出来る仕組みや体制を構築することも検討頂くようお願い致します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【スカパーJSAT(株)】	
18	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	2 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開に向けた検討	(3)今後に向けた提言	⑤重点6分野横断でパッケージ化した総合的なプロジェクトの推進	【原案】 P55 【意見】 我国は長きにわたり、自然災害を経験しながら、防災の知見と技術を積み重ねてきており、我国の優れた防災技術を展開することは、国際社会に多大な貢献を行うのみならず、日本国民と自国経済を守ることにつながります。 防災インフラを担う衛星ネットワークなども含め、我が国の気象・防災システムが東南アジアから環太平洋の島国の現地住民の生活に直接役立つようにパッケージにして展開することは、大変有意義であり、賛同致します。海外展開するエリアは、災害の多いその他のアジア地域や環太平洋諸国も視野に入れてご検討頂くことを要望致します。 分野ごとに行ってきた活動を横断的且つ統合的に展開することにより、より早く、確実な効果が見込まれ、本報告書に記載された内容は我国の国際社会への貢献を飛躍的に向上されるものと期待しております。 一方、気象防災分野は事業スキーム確立までに時間を要することを鑑みると、財政的支援、他国政府への働きかけ等、国による補助が一定期間必要であると考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【スカパーJSAT(株)】	

19	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	⑥国際標準化・国際展開方策	(3)5Gの実現に向けて利用が想定される周波数帯(113ページ) WRC-19で検討対象とされた周波数に加え、米国など市場規模が大きくなると想定される国々の状況を考慮しつつ6GHz以下および6GHz超の周波数帯を検討すること、また無線LANの利活用のための法制度整備を進めることを提言している点は国際協調の観点から好ましい方向性と考えます。 【インテル(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
20	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(1)次世代のモバイルサービス実現に向けた取組の現状と動向	①第5世代移動通信システム(5G)の現状と動向	【原案】 P58 【意見】 平成26年度に設立された第5世代モバイル推進フォーラム(5GMF)は、国内外への5Gモバイルに関する情報発信や国際標準化へのさまざまな提案を活発に行なっており、わが国の5Gモバイル分野における競争優位性の確立に大きな貢献をしていると評価されます。 平成29年度からは、5Gシステム総合実証試験の開始が計画されており、現状の4Gモバイルの単純な延長線上にはない、5Gモバイルの特長を発揮した、さまざまなユースケースの実証が行なわれ、ビジネス化に向けた方向性がより明確になるものと期待します。 【沖電気工業(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
21	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(1)次世代のモバイルサービス実現に向けた取組の現状と動向	①第5世代移動通信システム(5G)の現状と動向	【原案】 図2-3-7 「5Gの国際標準化動向」 【意見】 3GPPの標準化スケジュールは今後の議論の行方によっては、図2-3-7 に示した作業スケジュールより早まる可能性もあります。したがって、今後その動向をさらに注視して対応する必要があると考えます。 【エリクソン・ジャパン(株)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
22	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(1)次世代のモバイルサービス実現に向けた取組の現状と動向	①第5世代移動通信システム(5G)の現状と動向	【原案】 P62 【意見】 5GMFは、中国の5G推進団体であるIMT2020(5G)-PG (Promotion Group)との間で平成28年6月2日に協力に関する覚書(MoU)を締結しました。 また、日、米、欧、中、韓の5G推進団体間の覚書にもとづく第2回会合が、平成28年11月にイタリアのローマで開催する予定です。第3回会合は平成29年前半に日本(時期、開催場所等は未定)で開催する予定となっています。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
23	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(1)次世代のモバイルサービス実現に向けた取組の現状と動向	①第5世代移動通信システム(5G)の現状と動向	【原案】 P58 【意見】 報告書(案)のとおり、5GMFは2020年以降に向けた第5世代移動通信システム(5G)の実用化を展望し、産・学・官の93会員(平成28年6月24日現在)が参加し、企画、技術、アプリケーション、ネットワークの4つの委員会と総合実証試験推進グループにおいて活発な研究・調査活動を行っています。平成27年6月には総会後に、平成29年度からの「5Gシステム総合実証試験」の実施について報道発表を行いました。5GMFでは、総合実証試験推進グループを中心として、「5Gシステム総合実証試験」の実施に向けた準備を引き続き推進します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
24	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(1)次世代のモバイルサービス実現に向けた取組の現状と動向	①第5世代移動通信システム(5G)の現状と動向	【原案】 P60 【意見】 5GMFは、5Gのキーコンセプト及びそれらを実現するためのキーテクノロジー、5Gシステムの周波数、無線技術、ネットワーク、アプリケーション等に関する研究成果をとりまとめ、平成28年5月末に英文の白書(第1版)を5GMFホームページ(http://5gmf.jp/)に公開しました。 また、報告書(案)のとおり、5GMFは、5G推進海外団体との間で覚書(MoU)の締結や海外ワークショップ等のイベントへの講師派遣、5G推進海外団体やITU-Rの関係者を招聘したワークショップの開催等の国際連携活動を引き続き推進します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

25	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(2)解決すべき課題	①5Gの実現に向けて解決すべき課題	【原案】 P76、P79・80 【意見】 報告書案に示されている、2020年の5Gの実現に向けた研究開発推進に賛同いたします。 また、報告書(案)において、5G等の展開が特に期待される上記の9つの利活用分野を踏まえて5Gの主要な要求条件を達成していくために、3つのプロジェクト(「ウルトラブロードバンド・プロジェクト」、「ワイヤレスIoT・プロジェクト」、「次世代ITSプロジェクト」)から構成される「次世代モバイルサービス実現プロジェクト」が提示され、プロジェクトごとに3つのモデル、合計9つの具体的な推進モデルが図2-3-35および表2-3-5に具体的に示されていることは今後の5Gの研究開発において大変に有用なことであります。 2017年度からの総合実証においては、これらの推進モデルに沿って多様な分野からの参加者を募り、前記の5Gの主要な要求条件が満たされること、ならびに提供されるサービスの有用性についての実証を進めていくことが非常に重要と考えます。前記の利活用分野と推進モデルに沿って適切な技術開発の選択と集中を行った上で、多くの分野からの多くの参加を促すような施策が引き続き必要と考えます。	【富士通(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
26	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(2)解決すべき課題	①5Gの実現に向けて解決すべき課題	【原案】 P73 【意見】 報告書(案)のとおり、5Gを戦略的に進めて行くうえでの具体的な課題について、同様に共有しており、提言を支持します。5GMFでは、産・学・官が参加するフォーラムの特徴を生かして、課題の解決に取り組むよう努めます。	【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
27	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(2)解決すべき課題	①5Gの実現に向けて解決すべき課題	【原案】 P75 【意見】 報告書(案)のとおり、産官学連携による「5Gシステム総合実証試験」の実施が必要であること、及びH29年度からの新たな研究開発の推進や総合的なIoT基盤の構築について、提言を支持します。また、5GMFでは、同実証試験において、現在実施している研究開発等における成果を全面的に利用できるよう要望します。	【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
28	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(2)解決すべき課題	②次世代ITSの実現に向けて解決すべき課題	【原案】 P77 (前略)そのためには、いくつかのクリアすべき課題がある。現在、日本では8000万台の車が走行しているが、これらの車が常時ネットに接続されてダイナミックマップを活用する車に徐々に置き換わってくるにつれて、地図等の大容量データや歩行者位置情報等の低遅延通信を多くの車がやりとりするようになり、電波の逼迫要因となることが考えられる。これに対応するため、車の通信環境等を検知し、700MHz帯安全運転支援システム、狭域通信システム(DSRC)、携帯電話システム、Wi-Fi等を最適に活用するなど、ITSに利用される電波を有効に活用していくことが重要となってくる。(後略) 【意見】 通信需要の集中により地上通信システムが輻輳する可能性のある大都市部や、地上通信システムの敷設が困難な山間部等においては、衛星通信システムによる補完も有効だと考えられることから、「700MHz帯安全運転支援システム、狭域通信システム(DSRC)、携帯電話システム、Wi-Fi」に加えて、「衛星通信システム」も上記原案(2箇所)に追記すべきと考えます。	【スカパーJSAT(株)】	報告書の書きぶりについては、記述はあくまで例示であり、原案のとおりといたします。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
29	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(2)解決すべき課題	②次世代ITSの実現に向けて解決すべき課題	【原案】 P77 【意見】 将来のレベル4の自動走行の実現に向けて、本報告書で提案されている、車載センサーによる自律型システムと、次世代ITSによるConnected Carに代表される協調型システムの統合が効率的で信頼性の高いアプローチであることに同意いたします。 すなわち、現在開発が進んでいる自律型システムは、車載センサーが認識可能な比較的ローカルな範囲に限定された制御方式なのに対し、次世代ITSによるより広範囲の情報を行き交す自動車がフィードバックすることで、広域にわたる渋滞や、災害時等の統制のとれた制御が実現可能になると考えるからです。 この場合、自律型システムの開発は自動車メーカーを中心に民間レベルでも開発が可能であるのに対し、次世代ITSの開発は国全体レベルでのシステム化開発や、付随する法制度の見直しが必要になるため、国際標準化への提案も含め、総務省殿のイニシアチブの元に、国内関係企業が協調して開発に当たることが重要であると考えます。	【沖電気工業(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

30	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(2)解決すべき課題	②次世代ITSの実現に向けて解決すべき課題	<p>次世代ITSにおいて、付加価値の高い新しいサービスを創出するためには、自動車業界の枠に留まらず、様々な業界が相互に情報を利用し合うことがますます重要になっており、社会全体でオープンな議論ができる場の設定と、抽出された新たなアイデアを早期に検証する社会実験が有効であると考えます。</p> <p>その際、想定されたサービスの要件にあった通信手段を検討することが非常に重要であり、あわせて、プライバシーやセキュリティの担保により社会的受容性を高めていく事が求められます。さらに電波の有効利用の観点からも、既存のインフラ、システムを有効に活用することが重要と考えます。例えば、平時のみならず災害時においても、信号等の交通管制の停止を防止する等、安全・安心な交通環境を維持するため、更には円滑な自動運転社会を実現するためにも、車車間・路車間・路路間等の統合的な通信環境の確立に向けた制度整備の推進をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【トヨタ自動車(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。今後、報告書(案)を踏まえ、「Connected Car」など次世代ITSの社会実装・普及を加速化させるため、700MHz帯高度道路交通システムや5.8GHz帯狭域通信システム(DSRC)の最適な活用に向け、制度整備も含めた検討を推進していく必要があると考えます。</p>
31	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策		<p>【原案】 「(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策」の全般</p> <p>【意見】 5Gを基盤とした次世代モバイルサービスの実現に向け、先行的モデルを含むプロジェクトを設定し、国主導のもと、産官学が連携して取り組んでいくとする報告書案に賛同いたします。特に、プロジェクト推進にあたっては、ICT関係者だけでなくユーザ、ICT以外の多様な関係者の参加型とすることが盛り込まれております。当社は、警備をはじめ、地域見守りや社会インフラ監視等、安全安心サービスの提供を推進して参りました。当社のようなサービス提供者の立場としては、参加型の本プロジェクトが推進されることは、様々なサービスを創出するうえで非常に有効と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【総合警備保障(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
32	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	①次世代モバイルサービス実現プロジェクトの推進	<p>IoT時代の新しいセンサーネットワークシステムの導入促進には、IoTの個別用途に適合した要件を満足し、かつ利用者のニーズを踏まえた実現時期を考慮した、「多種多様なワイヤレスネットワーク」の導入を実現していくことが重要と考えます。</p> <p>センサーネットワークの重要な適用領域のひとつの、ユーティリティライフライン(電力、ガス、水道等)向けのスマートメーターへの適用には、低コスト、超低消費電力の他、ライフラインの重要性を配慮した高セキュリティ、高信頼性かつ安定性のあるシステムの整備が必要と考えます。</p> <p>さらに、ユーティリティ事業者等のニーズが最近急激に顕在化してきており、スマートメーター化の実現へ向けて早期のインフラ整備とサービスの実現が求められています。</p> <p>これらの状況から、ユーティリティライフラインのスマートメーターに対しては、本報告書で述べてある将来の5G等次世代携帯通信網や、アンライセンズバンド等を利用するLPWAの利用だけでは、時期的、要求条件的に必ずしも十分ではなく、ニーズを満たせるライセンスバンドを利用した高セキュリティ、高信頼性、かつ安定性のある専用の無線ネットワークシステムを用意することが重要と考えます。</p> <p>特に、スマートシティ向けセンサーやスマートメーターの普及と早期展開の本格化へ向けては280MHzを活用した専用の広域無線ネットワークが有用と考えます。</p> <p>弊社は、貴省「280MHz帯の周波数を使用するセンサーネットワーク等に関する提案募集」(平成26年4月11日)を通じて、通信事業者及び水道局等との共同実証実験を行い、技術的検討に有用な検証結果(ページャー・航空無線等との干渉がないこと、都市部でも非常に良い伝搬特性、狭帯域での電波の有効活用等)を確認しており、水道局等ユーティリティ事業者は早期のサービス実現を期待しています。</p> <p>そのため、280MHz帯を活用したセンサー専用広域無線ネットワークの技術的検討、免許化の整備について早期検討を進め、高セキュリティ、超低消費電力、高信頼性かつ安定性のあるシステムを必要とするユーティリティ事業者等が、早期にIoT専用無線ネットワークの利用を可能とするための制度的枠組みの構築が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ミライト・テクノロジーズ】</p>	<p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

33	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	①次世代モバイルサービス実現プロジェクトの推進	<p>【原案】 「次世代ITSに向けた主なアプローチは2つあると考えられる。1つ目は無線で常時ネットワークにつながり「Connected Car」に移行していくアプローチである。…」(P77)</p> <p>(ウ) 次世代ITS・プロジェクト (P96)</p> <p>a) 目標: ネットワークにつながった「Connected Car」とクラウドが連携することにより、新たな車間連サービスや高度な自動走行を実現。</p> <p>……</p> <p>e) 推進戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Connected Car」の社会実装・普及を加速化させるため、技術の開発・実証に加えて、以下のような制度面での検討も早急を実施。 －760MHz 帯安全運転支援システムの高度化、普及促進策 －5.8GHz 帯狭域通信システム(DSRC)の高度化 <p>【意見】 Connected Carを推進するプロジェクトに賛同いたします。DSRCについては、Connected Carのビジョンを実現するための Vehicle-to-Vehicle (V2V) やVehicle-to-Infrastructure (V2I) といったアプリケーションを実現するために有効なシステムであると考えます。これに関連して例えば3GPPで開発されるLTE-V2Xは、安全運転支援システムなどの高度化を可能とする最新の無線技術であり、自動走行や Connected Carを実現するにあたりV2V, V2I, V2P (Vehicle-to-Pedestrian)といった幅広い用途に有効な技術標準となるものです。Connected Carを実現するための手立てとして、LTE-V2Xのようにこれまでのパブコメでも挙げられている潜在的な技術例を、報告書のなか(例えば e)推進戦略のなか)で触れておくとい参考ガイドになると思います。</p> <p>なお、「d) 推進モデル」、「e) 推進戦略」とされている項目表記は、「b) 推進モデル」、「c) 推進戦略」とするべきかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。項目表記につきましては、頂いた御意見を踏まえ修正いたします。</p>
34	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	①次世代モバイルサービス実現プロジェクトの推進	<p>【原案】 P96</p> <p>【意見】 原案の趣旨に賛同いたします。次世代ITSプロジェクトは、報告書(案)87頁の表2-3-5に示されているように、ウルトラブロードバンド、ワイヤレスIoTプロジェクトとともに次世代モバイルサービス実現プロジェクトを構成するものであり、また、報告書(案)80頁の図2-3-23に示されているように、ウルトラブロードバンド、ワイヤレスIoTプロジェクト、次世代ITSプロジェクトは、「5G」の主要な要求条件の中の「超高速」「多数同時接続」「超低遅延」にそれぞれ対応するものと位置づけられています。</p> <p>したが、次世代ITSプロジェクトについては、報告書(案)96頁以降の推進戦略に示された内容に沿って適切に施策の選択と集中を進めると共に、5Gに向けた技術検討の中で「超低遅延車車間通信モデル」や「高速移動体向け超高速通信モデル」などと関連して推進されると想定される「低遅延」、「高信頼伝送」などの検討動向にも注意を払い、全体として整合のとれた社会基盤整備が進むように取り組むことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【富士通(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
35	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	①次世代モバイルサービス実現プロジェクトの推進 ②次世代ITSの実現に向けて解決すべき課題	<p>【原案】 P98、111</p> <p>【意見】 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討における、次世代ITS・プロジェクトの推進戦略、環境整備方針に賛同いたします。</p> <p>我が国がITSにより目指す「2020年までに世界一安全な道路交通社会」を構築し、将来的には、2030年までに「世界一安全で円滑な道路交通社会」を構築・維持するためには、760MHz 帯安全運転支援システムが広く普及する必要があると考えます。</p> <p>ITSを交通インフラ側から支える交通管制システムは、平時だけでなく重大災害発生等の緊急時においても安定して運用されることが求められます。交通管制システムでは、隣接する交差点間の交通信号機が相互に情報交換して連携しています。そのため、交通信号機間を有線で接続している場合が多くあります。有線通信に比べて切断リスクが少なく伝搬特性に優れた760MHz帯を用いることにより、社会基盤である交通インフラの更なる強靱化が可能になると考えます。</p> <p>760MHz 帯安全運転支援システムの更なる高度な活用方策として、760MHz帯を使用する路側無線機同士の通信(路路間通信)が実施できるような制度整備が早期に行われることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【住友電気工業(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。今後、報告書を踏まえ、「Connected Car」など次世代ITSの社会実装・普及を加速化させるため、700MHz帯高度道路交通システムの最適な活用に向け、制度整備も含めた検討を推進していく必要があると考えます。</p>

36	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	①次世代モバイルサービス実現プロジェクトの推進	<p>【原案】 図2-3-45 高速移動体向け超高速通信モデル 目標 ・高速移動中の車両等(新幹線、リニアモーターカー、自動走行車等)において、8K等の大容量コンテンツ(100Mbps)をストリーミングで安定的に送受信できる技術を実現。 【意見】 公器である在来線を含む鉄道、バスなどの公共交通機関へのブロードバンド提供は重要であり、上記目標設定に賛成致します。一方で5Gになりミリ波の利用が進むと列車・バスなどの車両内へ5G電波が届かなくなる可能性が高く、需要密度の高い車内での利用が不可能になるのではないかと危惧しております。100Mbpsクラスのみならず、密集度の高い混雑した車内においても全ての乗客に10~20Mbps程度の安定した通信環境を提供するべく、例えば車両に中継器を搭載し5Gをバックホールとして接続し、車内には次世代Wi-Fiを展開するなどの技術実現検討も加えて頂ければと思います。(車内はWi-Fiと記述したのは、2020年には5G対応端末の所有者は著しく限定されること、インバウンド対応の両面を鑑み、5G化効能の早期かつ幅広い提供を第一義と考えたためです。)</p> <p style="text-align: right;">【住友電気工業(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
37	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	①次世代モバイルサービス実現プロジェクトの推進	<p>【原案】 P79.80 【意見】 次世代モバイルサービスの実現に向け、具体的な9つの利活用分野を明確化してプロジェクトを推進していくことに賛同 次世代モバイルサービスの実現に向け、4Gよりも高速のワイヤレス通信を同時に多くの人が利用可能な超高速・大容量なウルトラブロードバンド、小型・安価・低消費電力の無線端末を実現し、それが極めて多数密集している場合でも、確実にワイヤレス通信を実行できるワイヤレスIoT、安全な隊列走行を実現する超低遅延車間通信モデル等の新たな車関連サービスや高度な自動走行を実現する次世代ITSと、具体的な利活用分野を明確化してプロジェクトを推進していくことに賛同します。 プロジェクトの推進においては、技術の開発・実証だけでなく、プロジェクトで得られた成果やデータについてはサービスやアプリケーション等に最大限有効活用し、ビジネスとしての実現性を合わせて検証していくことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
38	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	①次世代モバイルサービス実現プロジェクトの推進	<p>【原案】 P78 【意見】 報告書(案)のとおり、「次世代モバイルサービス実現プロジェクト」を強力に推進し、総合的推進方策やロードマップを「推進エンジン」として、5Gシステムの主要なケイパビリティにより構成される3つのプロジェクトを推進すること、また各プロジェクト毎に3つずつ合計9つの先行的モデルに取り組むこととする提言は、適切であり支持します。</p> <p style="text-align: right;">【第5世代モバイル推進フォーラム】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
39	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	①次世代モバイルサービス実現プロジェクトの推進	<p>【原案】 P78~79 5Gや次世代ITSにおいて、世界トップレベルのモバイルサービスを実現することを目的として、「次世代モバイルサービス実現プロジェクト」の具体的な内容と、その推進エンジンである総合的な推進方策やロードマップについて取りまとめた。本プロジェクトは、図2-3-23に示すとおり、「ウルトラブロードバンド・プロジェクト」、「ワイヤレスIoT・プロジェクト」、「次世代ITSプロジェクト」の3つのプロジェクトで構成される。これらのプロジェクトの推進により、9つの利活用分野での展開を加速化していく(図2-3-24~34参照)。本プロジェクトの推進に当たっては、それぞれ3つずつ合計9つの先行的モデル(図2-3-35、表2-3-5参照)を設定し、取り組んでいくことが適当である。 【意見】 ・具体的なサービスイメージ、アプリケーションを含む3つのプロジェクト及び9つの先行的モデルの設定は、5GやIoT/ITSなど新たなモバイルサービスの実現していくためのマイルストーンになると考えることから、本プロジェクトを推進していくとする方針に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

40	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	①次世代モバイルサービス実現プロジェクトの推進	<p>・IoT時代の到来を想定したセンサーネットワークや新しいシステムの導入においては、本報告書で言及されているように、「多種多様なワイヤレスネットワーク」を実現していくことが重要と考えます。具体的には、(1)IoTの用途に応じた要件、(2)利用側のニーズを踏まえた実現タイミング、に応じて最適な電波利用システムを採用すべきと考えます。</p> <p>・センサーネットワークの有望かつ重要な領域である、電力・ガス・水道等のユーティリティ・ライフライン向けの「スマートメーター」の実現に向けては、ユーティリティ事業者とスマートメーターの管理システム間に、従来の検針事業よりも極めて低コストで、かつ高信頼性・安定性のネットワークを整備する必要があります。従って、(1)については、極めて高い接続率(99%以上)と広いカバーレッジ、一定の帯域・伝送容量(常時、ファームウェア等のアップデートが行われる、等)、超低消費電力、低コスト、高セキュリティ、といった厳しい要件を満たす必要があります。また、(2)については、既にユーティリティ事業者等のニーズは顕在化しており、早期のインフラ整備とサービスの実現が求められています。</p> <p>・これらの観点から、ユーティリティ・ライフライン向けスマートメーターは、本報告書で想定されている将来の5G等次世代携帯電話網や、アンライセンズバンド等で運用するLPWA(Low Power Wide Area)の利用は必ずしも適当ではなく、これらのシステムに依存しない専用の無線ネットワークを導入し、最適化を図るべきと考えます。とりわけ、スマートシティ・スマートコミュニティやスマートメーターの普及と展開の本格化に向けては、280MHzを活用した専用の広域無線ネットワークが有効と考えております。弊社では、貴省「280MHz帯の周波数を使用するセンサーネットワーク等に関する提案募集」(平成26年4月11日)を通じて、通信事業者及び水道局等と共同の実証実験を行い、技術的検討に有効な検証結果は得られており、既に実用段階に入っております。</p> <p>・英国では、国家戦略のもとで、412MHz帯を利用した広域無線ネットワークを整備することで、上記要件を満たしつつ、英国全土のスマートメータの導入を実現しております。我が国においてもこれに近い周波数帯の専用(ライセンスバンド)の広域無線ネットワークの実現が有効と考えます。そのために、280MHz帯を活用したセンサーネットワークの技術的検討ならびに商用免許の整備について早期検討を進め、早期かつ柔軟な展開に向け、全国のみならず、地域単位で、自治体、公益事業、一般企業など、利用者を特定した専用ネットワークの構築を可能とするための制度的枠組みの導入が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【センサスジャパン(株)】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
41	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	②プロジェクトの推進方策 (ア)プロジェクトの基本理念	<p>【原案】 P99</p> <p>【意見】 報告書(案)のとおり、5つの基本理念は、懇談会の開始時に提出した5GMFからの意見表明が反映されており、提言を支持します。我が国におけるワイヤレスビジネスの成長と海外展開にあたり、重要な基本理念と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【第5世代モバイル推進フォーラム】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
42	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	②プロジェクトの推進方策 (ア)プロジェクトの基本理念	<p>【原案】 P99</p> <p>【意見】 報告書(案)のとおり、プロジェクトにおける6つの留意点については、5GMFにおいて特にユーザ視点、地域視点、国際標準化視点の議論が行われており、他の3つの視点についても今後の重要な視点と考え、提言を支持します。</p> <p style="text-align: right;">【第5世代モバイル推進フォーラム】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
43	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	②プロジェクトの推進方策 (ア)プロジェクトの基本理念	<p>【原案】 P100</p> <p>【意見】 報告書(案)のとおり、我が国の企業等の国際競争力の強化については、国をあげて推進することが重要であり、5Gシステムの研究開発、技術実証、社会実証において、国が積極的に推進・実施における役割を果たすことは重要であり、提言を支持します。5GMFにおいても、オープンな利用環境のテストベットの構築が議論されており、総合実証試験において得られるデータを公開し、それらが新たなビジネスの創造に役立つことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【第5世代モバイル推進フォーラム】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
44	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	②プロジェクトの推進方策 (ア)プロジェクトの基本理念	<p>【原案】 P100</p> <p>【意見】 報告書(案)のとおり、推進サイクルは適切であり、提言を支持します。PDCAにおいては、学識経験者等の第三者による外部評価の実施が必須と考えます。また、PDCAは、サイクルを回転するための仕組み作りが必要であり、国の積極的な取り組みが期待されます。</p> <p style="text-align: right;">【第5世代モバイル推進フォーラム】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

45	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	②プロジェクトの推進方策 (ア)プロジェクトの基本理念	【原案】 P100 【意見】 報告書(案)のとおり、留意事項における参加者、場所、実証内容・成果の活用、リソースの各項目は適切であり、提言を支持します。今後は、プロジェクトを総合的な観点から推進する方策の具体化が重要であると考えます。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
46	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	③研究開発・実証の推進方策	テラヘルツ波を利用した分光・イメージングの研究開発に携わっています。フェムト秒レーザーを利用した方式であり、取り扱っている周波数が10 GHzから10 THzまでと非常に広帯域であるのが特徴です。電波法では、こうした広帯域の利用を想定されていません。非常に重要な計測法であるにも関わらず、法律で認められていないことを危惧しています。テラヘルツ波分野の研究開発をますます発展させることが非常に重要であると考えますので、標準化なども積極的に国として取り組んでいただきたいと思います。特に電波としての通信利用と非破壊検査などの応用などの広い応用を想定して、もっと積極的に研究開発に支援をお願いしたいと思います。 【個人⑧】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
47	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	③研究開発・実証の推進方策	【原案】 P104 【意見】 原案の趣旨に賛同いたします。特に、図2-3-47の表において、各プロジェクト・モデルに対応する主な要素技術を整理・提示いただいたことは大変に有用であり、例えば、無線・光統合制御無線アクセス技術、超広帯域超多素子アンテナ技術、ヘテロジニアネットワーク技術など、複数のモデルやプロジェクトに共通して有用な技術については、今後の取り組みの中で、重点的・効率的に開発を推進することが重要と考えます。 【富士通(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
48	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	③研究開発・実証の推進方策	【原案】 P103 【意見】 報告書(案)のとおり、5Gの実現に向けての要素技術に重点化した研究開発や総合的な実証試験の推進は重要であり、提言を支持します。またモバイル海外市場の開拓の観点からの諸外国との戦略的なパートナーシップは、研究開発や総合実証試験において重要であり、既存の国際連携の枠組みの利用や大きな市場を有する国・地域等への拡大を目指すことは適切であり、提言を支持します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
49	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	【原案】 <4Gの高度化に向けて利用が想定される周波数帯> 3GPPの国際標準バンドのうち、我が国で現在携帯電話等に使用されていない周波数帯には既存の無線システムが存在するため、当該既存システムを移動通信システム向けに割り当てるために、他業務の無線局との周波数共用または無線局の移行、周波数再編等を進めることが必要である。 【意見】 有限希少な周波数資源を有効活用するため、周波数共用や再編を図ることは有意義ですが、具体的な検討にあたっては、既存無線システムの重要性に配慮し、混信防止を確実に担保しながら慎重に進めることが必要と考えます。 【(株)サガテレビ】	既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障が認められない範囲において周波数共用等を推進することが求められると考えます。
50	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	・「移動通信のデータトラフィック量増加やIoT等の新たなサービスの普及、無線LAN(Wi-Fi)の利用拡大、東京五輪対応等を考慮し、携帯電話等の移動通信システム周波数の確保」を目指すことは有意義であり必要であると考えます。 ・周波数の有効利用の為に共用検討を行う際には、既存のシステムに影響を与えないことを大前提として進めることが重要と考える。 【(株)テレビ東京】	既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障が認められない範囲において周波数共用等を推進することが求められると考えます。

51	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 第2章3(3)、4における5G関連記述(P57-117)</p> <p>【意見】 ・5Gに向けた環境整備の中でも周波数割当てが最も重要な施策であると認識しております。2020年東京オリンピックでの5G実現を目標とすると、ITU-R WRC19の周波数特定を待たずに、3~4GHz帯、28GHz帯について、考えが一致する世界の主要国、地域と連携しながら検討を進め、早期に確定していくことが明確に記載されており、賛同します。 ・弊社は、今後の国際標準化活動の中で、日本国の5G候補周波数帯について、世界の仲間作りに積極的に貢献をさせて頂きたいと考えております。報告書(案)の内容は、日本国としての意見が明確に記載されており、諸外国との意見交換や仲間作りにおいて非常に有益な情報となりうるものです。今後の国際標準化活動において本報告書を活用するため、速やかに英訳版を作成頂くことを強く希望します。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
52	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>超広帯域無線システム((3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策 P.107 図2-3-49 3.4-3.8GHz帯)について、日本は屋内使用に限定されていますが、米国には制限がなく、また欧州は屋外利用を認められています。 現在、欧米を中心に自動車分野(屋外使用)にて、超広帯域無線システムの測距を応用した様々なアプリケーション(高度道路交通システム等)や耐盗難性向上が研究され、普及されようとしています。国際協調の観点、また日本国民の利益及び財産を守るために超広帯域無線システムの屋外使用の許可が必要と考えます。</p> <p>【(株)デンソー】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
53	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 3GPPの国際標準バンドのうち、我が国で現在携帯電話等に使用されていない周波数帯には既存の無線システムが存在するため、当該既存システムを移動通信システム向けに割り当てるために、他業務の無線局との周波数共用または無線局の移行、周波数再編等を進める必要がある。</p> <p>【意見】 国際ハーモナイゼーションはあるが、国内でその周波数にて運用している無線局があり、その重要性はその業態によって異なるものである。経済的価値のみにとらわれず、運用形態などを十分に加味し検討をするべきであり、干渉検討などは慎重に進める必要がある。</p> <p>【(株)TBSテレビ】</p>	既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障が認められない範囲において周波数共用等を推進することが求められると考えます。
54	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 <4Gの高度化に向けて利用が想定される周波数帯> 3GPPの国際標準バンドのうち、わが国で現在携帯電話等に使用されていない周波数帯には既存の無線システムが存在するため、当該既存システムを移動通信システム向けに割り当てるために、他業務の無線局との周波数共用または無線局の移行、周波数再編等を進める必要がある。</p> <p>【意見】 ●周波数有効利用を目的として、周波数共用、移行、再編の検討を進めることは有意義ですが、既存の無線システムに対する混信防止を確実に担保しながら慎重に検討を進めるべきと考えます。</p> <p>【(株)フジテレビジョン】</p>	既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障が認められない範囲において周波数共用等を推進することが求められると考えます。
55	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 <4Gの高度化に向けて利用が想定される周波数帯> 3GPPの国際標準バンドのうち、わが国で現在携帯電話等に使用されていない周波数帯には既存の無線システムが存在するため、当該既存システムを移動通信システム向けに割り当てるために、他業務の無線局との周波数共用または無線局の移行、周波数再編等を進める必要がある。</p> <p>【意見】 有限希少な周波数資源を有効活用するため、周波数共用や再編を図ることは有意義ですが、具体的な検討にあたっては、既存無線システムの重要性に配慮し、混信防止を確実に担保しながら慎重に進めることが必要と考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】</p>	既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障が認められない範囲において周波数共用等を推進することが求められると考えます。

56	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 <4Gの高度化に向けて利用が想定される周波数帯> 3GPPの国際標準バンドのうち、我が国で現在携帯電話等に使用されていない周波数帯には既存の無線システムが存在するため、当該既存システムを移動通信システム向けに割り当てるために、他業務の無線局との周波数共用または無線局の移行、周波数再編等を進めることが必要である。</p> <p>【意見】 有限希少な周波数資源を有効活用するため、周波数共用や再編を図ることは有意義ですが、具体的な検討にあたっては、既存無線システムの重要性に配慮し、混信防止を確実に担保しながら慎重に進めることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送(株)】</p>	既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障が認められない範囲において周波数共用等を推進することが求められると考えます。
57	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P108</p> <p>【意見】 3.6 GHz-3.8 GHz帯は、3.6 GHz以下の周波数帯におけるIMTとの共用のために、当該周波数帯を利用するシステムを移設させたり、共用のために既存設備の改修を予定したりしていることに加え、3.6 GHz以下よりも地球局や受信設備が多く存在し、放送素材収集などに活用されていること、降雨減衰の影響を受けにくい、高稼働率回線を実現する上で重要な周波数帯であることから、本周波数帯に5Gを導入すると、様々な影響が出ることが懸念されます。また、この周波数帯は、他国でも広く衛星システムに使用されており、2015年の世界無線通信会議においても(193カ国中)4カ国だけが3.6-3.7 GHz帯をIMTに特定したのみで、他の国やITUの地域ではIMTの利用のために特定されなかったことにも、世界的な国際調和の観点で充分留意すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	3.6GHz-3.8GHz帯における移動通信システムの利用については、国際的動向及び国内の電波の利用状況を踏まえつつ検討を推進していく必要があると考えます。
58	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P108</p> <p>【意見】 米国においては、本周波数帯に対応するダウンリンク帯域の大部分が固定業務や非静止衛星のみに分配されているため、衛星系との周波数共用が問題になりにくいという状況があるものと考えられます。一方、我が国においては他の一地球局によってその送信の制御が行われる小規模地球局(VSAT)の導入が認められていたり、欧州においても移動プラットフォーム上地球局(ESOMP)といった新たな衛星システムが導入されていたりすることから、米国等において周波数共用上の問題がなかったとしても、既に導入済みである我が国や米国等以外の国では問題になることが懸念されます。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
59	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 【今後の目標】 P106「…このため、2020年に向けた周波数確保の取組としては、4Gの高度化に向けて3GPPの国際標準バンドの中から周波数の確保を進めていくとともに、5Gの2020年の実現に向けて利用周波数帯の国際的調和を確保しつつ、関係業界がデバイス開発等の研究開発に着手し、リソースを集中できるようにするため、早期に確実な利用が見込める周波数を検討し提示していくことが必要である。」</p> <p><5Gの実現に向けて利用が想定される周波数帯> 「2020年の5G実現に向けた周波数帯については早期に確定していくことが重要であるため、…、我が国の2020年の5Gの実現に向けて利用が想定される周波数帯について下記のとおり検討を進めていくことが重要である。」</p> <p>【意見】 2020年に5G無線システムを国内で立上げて更にその後の発展に繋げていくために、日本においてはそれを実現するための5Gの周波数帯の確定が早期に必要なことを明記のうえ実現するべきだと思います。できればこの2016年末までには定めることが望ましいと思います。周波数帯の確定は、業界の事業者様やベンダーにとって、該当バンドで機能する装置やデバイスを開発し5Gシステムとして動作試験を実施してゆくために重要な必要条件であるためです。そのためには、今回の報告書がまとまった直後から、具体的なAction planの実行が求められると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、本報告を踏まえ、今後、総務省において具体的な取組みが推進されることが期待されます。

60	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 <4Gの高度化に向けて利用が想定される周波数帯>(P.106) 「なお、移動通信技術の継続的発展に伴い、4Gの高度化の進展により5Gへつながっていく可能性が指摘されるとともに、5Gシステムは4Gなどのために従来から移動通信システム向けに割り当てられた周波数帯と新たな周波数帯を組み合わせながら構築・運用されることが想定されていることに留意した上で検討を進める必要がある。」 <5Gの実現に向けて利用が想定される周波数帯>(P.107) 「5Gについては、現在携帯電話等に広く利用されているUHF帯からミリ波帯までの複数の周波数帯の電波を組み合わせる利用を念頭に、幅広い周波数帯の確保を検討することが必要である。2019年世界無線通信会議(WRC-19)において、IMT用追加周波数帯の特定のための調整が実施される予定であり、国際的協調の下で戦略的にこれに対応していく必要がある。」 【意見】 現文案の意図に賛成です。さらに今後の移動体サービスにむけたポリシーにおいては、特定の世代の無線システムを特定の周波数バンドに紐づけることは避けるべきだと思います。所謂5Gのサービスや無線技術は、新規の高い周波数バンドのみではなくて既存の6GHz以下の周波数バンドについても適用されることが考えられます。すなわち、周波数によらない技術的な中立性が、ユーザーやマーケット需要にマッチした適切な無線技術を選択できることに繋がると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
61	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P108 「図2-3-50 WRC-19におけるIMT候補周波数(6GHz以上)」 【意見】 この図の標題は「WRC-19におけるIMT候補周波数」となっていますが、この図表内の「日本提案、CEPT提案、CITEL提案」とその「結果」はすべてWRC-15における事象を示す言葉であるため、図の標題を適切に改めることが望ましいと思います。例えば「WRC-19に向けた…」とするなどです。</p> <p>【原案】 P109 「なお、①、③などで検討される予定の24GHz帯以上のミリ波帯等の周波数帯については、…」 【意見】 これは、「なお、a)、c)などで検討される予定の24GHz帯以上のミリ波帯等の周波数帯については、…」のことでないでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	<p>P.108の図2-3-50の表題「WRC-19におけるIMT候補周波数(6GHz以上)」については、図表内の「日本提案、CEPT提案、CITEL提案」は「WRC-15への提案」として明記していること、「結果」はWRC-19議題1.13の検討対象周波数を示しているため、原案のままいたします。</p> <p>また頂いた御意見を踏まえ、P.109の「なお、①、③などで検討される予定の24GHz帯以上のミリ波帯等の周波数帯については、…」を次のとおり修正します。 「なお、a)、c)などで検討される予定の24GHz帯以上のミリ波帯等の周波数帯については、…」</p>

62	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P107、108 <5Gの実現に向けて利用が想定される周波数帯> 「…2020年の5G実現に向けた周波数帯については早期に確定していくことが重要であるため、5G用周波数帯需要に関して同じ意識を共有する主要国との間で様々な形で国際的な連携・協調を進めることにより、我が国の2020年の5Gの実現に向けて利用が想定される周波数帯について下記のとおり検討を進めていくことが重要である。……」</p> <p>【意見】 現文案の趣旨に賛成です。特に5Gなどに想定される周波数は、エコシステム構築やそのスケールメリットの観点から国際協調は重要であり、以下に示すような各国のバンド候補の検討活動や実証試験の動向には着目すべきでしょう： ▶ 3.3 - 4.9GHz帯 # 欧州のRSPG (Radio Spectrum Policy Group)では“RSPG Opinion on Spectrum related aspects for next generation wireless system (5G)”が7月のpublic consultationにむけてドラフトされました。その資料においては、3400-3800 MHz帯を欧州地域で2020年以前でも5G早期導入のために好適な主要バンドであると位置づけています。 # ECC Report 254 “Operational guidelines for spectrum sharing to support the implementation of the current ECC framework in 3600-3800 MHz range”は、CEPTの活動になかにおいて意見招請にむけた状況にあつて、C-band共有の枠組みとガイドラインを示すものとなっています。 #ECC では、最近になって3400-3800 MHzを対象とした(ECC DEC(11)06)ベースの既存規定のもとで5G用の広帯域チャンネルとBEMのサポートを評価する新しいWork Itemを策定しました。</p> <p># イタリア: 3600-3800MHz分析 & 実証試験 (Propagation analysis & Interference analysis) をこの2016年下半年に予定しています。その活動にはイタリア主管庁をはじめとして移動体通信業界や現行のスペクトラムユーザーが含まれます。この活動成果はイタリア主管庁による適切なオークションルール定義づけのベースとなり、またバンド共存の枠組み検証の根拠となります。 # 英国: Ofcom は、“3.8 GHz to 4.2GHz band: Opportunities for Innovation”に関して、IMT と FSS(Fixed Satellite Service)やFS(Fixed Service)のバンド共存の可能性についてCFI (Call for Input)を6月に実施してその内容を分析することになります。 #フランスでは、3600-3800MHz帯において FSS/IMTの共存検討がもたれています。そして European Commission Decision のもとで3400-3800MHz帯のなかの再配置の検討プロセスが始まる予定です。 # 中国では、3300-3400MHz、4400-4500MHzと4800-4990MHzについて、将来の国内移動通信バンドとしての可能性が検討されています。また、3400-3600MHzにおける5G実証試験が3年ほどの計画でもたれています。 ○ 上記各国のどの検討バンドにも該当しない日本の4500-4800MHzについては、今後の他国での利用検討の可能性に留意するとともに、そのバンドの確保と活用のしかたを検討する必要があると思います。 ▶ 28GHz 帯 28GHz 帯については、報告書案の p.59-61や p.108-109に記載されたとおり、韓国や米国での検討や実証試験の実施計画が早々に進んでいます。</p> <p>▶ 30GHz帯、40GHz 帯 30GHz帯や40GHz 帯については、欧州の国々や米国等の方で、5G用のバンド候補として高い関心がもたれ検討がなされています。日本においても、こういった帯域を、2020年以降の5G運用バンドの候補として実用化の検討が必要と思います。 # 欧州のRSPG (Radio Spectrum Policy Group) では“RSPG Opinion on Spectrum related aspects for next generation wireless system (5G)”が7月のpublic consultationにむけてドラフトされています。24.5-27.5 GHzのほか31.8-33.4 GHz and 40.5-43.5 GHzといったバンドがフォーカスされており、欧州地域における早期5G導入のための協調バンドの特定が期待されています。 #さらに最近のRSPGのそのような検討活動に関連して、ECではその“5G action plan”の定義付けにより、6GHz以上についてあるひとつの周波数帯を特定する可能性もあります。それはCEPT内での状況により2019年以前に周波数協調が絞られる可能性もあるようです。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
----	------------------------------	------------------------	------------------------	---------	---	--

63	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 <無線LANの周波数帯>(P110) 「また、5GHz帯(免許不要帯域)については、無線LANのつながりやすさを確保していくことが重要であるが、携帯電話で用いられるLTE方式を利用する技術(LAA/LTE-U, Multefire)の開発等も行われていることから、国内の無線LAN等の既存システムへの影響を十分考慮しつつ国際的な動向を注視していく必要がある(図2-3-51参照)。」 【意見】 5GHz帯の免許不要帯域については、システム間で有害な相互干渉を引き起さない限りにおいて、広くオープンな無線規則として、将来の多様な無線サービスのニーズに応えられる体系とすることがユーザー層を広げてその選択肢と利便性を高めることにつながると考えます。(例えば、送信電力、EIRP、送信バンドマスク、スプリアスレベル、またキャリアセンスやLBT(Listen Before Talk)などの自律的干渉回避機能といった必要条件のみで規格化されるべきであり、)特定の無線方式に限定した規則とすることなくオープンなものとするべきと考えます。そういうポリシーのもとで、更なる周波数の有効活用と多様な無線サービスを提供することが可能になるものと思います。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	5GHz帯のLTE方式を利用する技術については、国際的な動向を注視しながら対応する必要があると考えます。
64	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、(中略) また、5GHz帯(免許不要帯域)については、無線LANのつながりやすさを確保していくことが重要であるが、携帯電話で用いられるLTE方式を利用する技術(LAA/LTE-U, Multefire)の開発等も行われていることから、国内の無線LAN等の既存システムへの影響を十分考慮しつつ国際的な動向を注視していく必要がある(図2-3-51参照)。 【意見】 5GHz帯でLTE方式を利用する技術は、既存システムへの影響を十分考慮しつつ開発が進められており、一方高度な無線アクセス方式の採用により周波数の有効利用が図れる可能性があります。国際的な動向の注視に加えて、2020年の社会を支えるワイヤレスサービスを推進しユーザーの利便性を高めるためには、このような新しい技術の採用を積極的に検討するべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エリクソン・ジャパン(株)】</p>	5GHz帯のLTE方式を利用する技術については、国際的な動向を注視しながら対応する必要があると考えます。
65	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【意見】 5Gサービスの早期展開を目的とした、総務省による今回の周波数割当のイニシアチブは、適切で時期を得たものと考えます。さらに今後の国内および国際的な検討のために示された全ての周波数帯を支持いたします。また、5G国際標準規格のための国際的な調和のとれた周波数割当を目指して、他国との協調を推進していくことに賛成いたします。 本報告書案で取り上げられている27.5-29.5GHz(28GHz帯)については、WRC-19に向けたITUの検討で示された周波数帯には含まれていないものの、米国等で具体的な検討が進んでいます。もしこれ以外に他の主要国が推進する帯域があり、その帯域が我が国の状況に適している場合は、その提案を考慮し、それら主要国とも協調することにより、十分な5G用周波数を確保する方策を検討するべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エリクソン・ジャパン(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
66	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P107、108 【意見】 原案の趣旨に賛同いたします。5Gについては、現在携帯電話等に広く利用されているUHF帯からミリ波帯までの複数の周波数帯の電波を組み合わせた利用を念頭に、幅広い周波数帯の確保を検討することが重要であると考えます。 2020年代に向けた5G導入初期段階においては、いわゆるアンライセンストバンドなども含めた6GHz以下の帯域の効率的な利活用の一層の促進を検討すると共に、以降に導入される6GHzを超える帯域を使ったシステムとの前方互換性にも配慮した研究開発を促進し、貴重な電波資源を継続的・効率的に活用していくことが重要と考えます。なお、2020年の5G実現に向けては、利用する周波数帯を早期に確定していくことが重要であり、ITU-Rなどを通した各国共通の周波数帯確保の検討に加えて、5G用の周波数需要に関して認識を共有できる主要国と連携・協調して、大きな市場を共有できるように取り組んでいくことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【富士通(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

67	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P106</p> <p>【意見】 1.7GHz帯、2.3GHz帯、2.6GHz帯の周波数については、事業者にて計画的なネットワーク構築に対する予見性が働くよう、5Gの割当てに先駆け、いくつかの周波数帯をまとめて2018年度までに割当てを確実に実行するよう、現免許人との調整、利用条件や技術的条件の設定目途等、割当てまでのロードマップを本年度の周波数再編アクションプランに反映して頂くことを要望します。</p> <p>① 1.7GHz 帯について 1.7GHz 帯で公共業務が使用している周波数(1710～1749.9MHz 及び 1805～1844.9MHz、1764.9～1784.9MHz 及び 1859.9～1879.9MHz 東名阪バンド以外)は、国際標準バンドの 3GPP・Band3(1710～1785MHz/1805～1880MHz)であることから、これらの周波数帯は時機を逸することなく携帯電話向けに拡大するべきです。 本帯域は FDD バンドであるため、可能であれば左右対称が望ましいものの、既存システムの使用状況に応じて、韓国と同様に左右非対称や下りのみの割当て、地理的共用や時間的共用等、公共業務との具体的な周波数共用及び再編案を策定し2018年度までに割当てが可能となるようスケジュールを明確にし、ロードマップを周波数再編アクションプランに反映すべきです。</p> <p>② 2.3GHz 帯について 2.3GHz 帯の周波数のうち公共業務として割当てられている帯域(2300～2330MHz 及び 2370～2400MHz)は国際標準バンドの 3GPP・Band40(2300～2400MHz)であることから、これらの周波数帯は時機を逸することなく携帯電話向けに拡大するべきです。 既存システムの使用状況に応じて、地理的共用や時間的共用等公共業務との具体的な周波数共用及び再編案を策定し2018年度までに割当てが可能となるようスケジュールを明確にし、ロードマップを周波数再編アクションプランに反映すべきです。</p> <p>③ 2.6GHz 帯について 2.6GHz 帯の周波数のうち衛星携帯電話サービスとして割当てられている帯域(2505～2545MHz 及び 2645～2690MHz、ガードバンド含む)は国際標準バンドの 3GPP・Band41(2496～2690MHz)であることから、これらの周波数帯は時機を逸することなく携帯電話向けに拡大するべきです。 ー 同帯域は、3GPPの国際標準バンドとして国際的に広く携帯電話で利用されており、携帯電話用の帯域としての利用価値が高いこと ー 2.5GHz帯の広帯域移動無線アクセスシステムBWAでは、100MHz幅で3,000万以上のユーザ(2015年度時点)に有効利用されている一方で、衛星携帯電話サービスは、60MHz幅にガードバンド25MHz幅を加え合計85MHz幅での利用が2014年度で約4万ユーザーに留まっており、有効利用の促進に課題があること 同帯域における以上のような状況を踏まえると、報告書案に記載されている周波数の共用に限らず、帯域の縮小を見据えた周波数再編も検討すべきと考えます。 従いまして、既存システムの使用状況に応じ、地理的共用や時間的共用等、衛星携帯電話業務との具体的な周波数共用及び再編案を策定し2018年度までに割当てが可能となるようスケジュールを明確にし、ロードマップを周波数再編アクションプランに反映すべきです。</p> <p>④ 3.4GHz 帯について 3.4GHz帯は4G高度化に向けて利用が想定される周波数として3GPPの国際標準バンドにも指定されている有用な帯域であることも踏まえ、報告書案の中で終了促進措置の活用等を含めた早期利用の方向性が示されておりますが、まずは終了促進措置の内容(移行方法、移行期間、費用等)の調査を踏まえ、有効性について検証することが必要と考えます。 なお、検証にあたっては、既に実績のある700MHz帯、900MHz帯での取り組み事例等も踏まえて、有効性の判断をすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
----	------------------------------	------------------------	------------------------	---------	--	---

68	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P107</p> <p>【意見】 第5世代移動通信システム(5G)の実現に向けて、国際協調を図りながら早期周波数割り当てを検討すべきと考えます。 第5世代移動通信システム(5G)の実現のためにはそれに応じた周波数の確保が必要であり、限られた周波数資源をいかに効率的に利用するかが課題になります。 今後も国際標準バンドを搭載したグローバル端末及び通信機器の利用が主流となることを踏まえると、5G向けの周波数としては国際協調可能な帯域の利用が必要不可欠です。 5Gの実現に向けては、WRC-19にて24.25～86GHzを候補帯域として検討されることになりましたが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでの5G商用化を実現し、我が国の5Gサービスを世界に向けて早期に発信していくためには、これらWRC-19でIMT特定が検討される帯域のみならず、例えば、 － 欧州にてTDDでの周波数アレンジメントが合意され、WRC-15にて米国等でもIMT特定された3.6～3.7GHz帯 － WRC-15にて一部の国でIMT特定され、中国等も利用意向を示していた4.8～4.9Hz帯 － 米国や韓国で検討が進められている28GHz帯 といった各国と国際協調の可能性のある帯域についても、関係国間における個別の連携を前提としつつ、検討することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
69	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P109～110</p> <p>【意見】 5GHz帯のアンライセンストバンドの拡張にあたっては、国際協調を見据えて検討すべきです。 5GHz帯小電力無線システムの出荷台数が1億台を突破する等、非常に多くの利用者に利用されており、2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックを見据えると将来における新たな利用ニーズの創出が予想されます。 したがって、屋内限定の周波数帯の屋外での利用や使用周波数帯の拡張について着実に検討を進めていくことが必要と考えます。 さらには利用システムにおいても、5GHz帯では、無線LANをはじめ、様々なアンライセンストバンドの利用形態に関して研究開発や標準化が進められていることから、国際動向を踏まえて柔軟に対応できるよう検討を進めていくことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)】</p>	5GHz帯無線LANの周波数拡大については、国際動向を踏まえ、対応する必要があると考えます。
70	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 <4Gの高度化に向けて利用が想定される周波数帯>(P106～107)</p> <p>【意見】 ・モバイルデータトラフィックは継続的に増加しており、速やかな追加周波数割り当てが必要です。 さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいては、これまでに経験したことのないような莫大な局所的トラフィックが競技場周辺等に発生することが懸念され、これらへの対応が急務となっていると認識しております。 ・報告書(案)では、3GPPバンドプランのうち、未だ国内で携帯電話へ割り当てられていない周波数帯について検討することが明記されており、近々のトラフィック対策として有益な施策であると考えます。今後、速やかに追加周波数割り当てが実施されることを強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
71	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 <4Gの高度化に向けて利用が想定される周波数帯>(P106～107)</p> <p>【意見】 ・報告書(案)に記載された検討候補周波数帯については、いずれも既存業務が運用しているため、周波数共用もしくは周波数再編が必要であると認識しております。ワイヤレス産業の拡大状況を鑑みると、特に、装置開発、運用上で使い勝手の良い周波数帯においては、完全な空きバンドの存在は期待できないため、電波の有効利用の観点から、今後の周波数割り当てにおいては、周波数共用・再編を前提に検討を進めていくことに賛同します。 ・一方で、既存免許人の運用に有害な混信を与えるような施策は望ましくないことから、周波数共用については、互いのシステムのユースケース、利用目的等を鑑みた上で双方が納得のいく結論を導いていくことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障が認められない範囲において周波数共用等を推進することが求められると考えます。

72	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 WRC-19におけるIMT用周波数の特定については、議題で対象とされている周波数の範囲内に限定して進められることが既に決定している。検討される予定である。2020年の5G実現に向けた周波数帯については早期に確定していくことが重要であるため、5G用周波数帯需要に関して同じ意識を共有する主要国との間で様々な形で国際的な連携・協調を進めることにより、我が国の2020年の5Gの実現に向けて利用が想定される周波数帯について下記のとおり検討を進めていくことが重要である。</p> <p>【意見】 こうした原則を支持する。周波数帯をめぐっては、ベンダーの関心呼び込みサポートし、製品が経済規模の恩恵を蒙り、そして最も革新的なサービスを最も安いコストで提供するためには、その割り当てに際しては国際協調をできるだけ図ることが大変重要である。 同時に、4年のサイクルで開かれるWRCを待っていると日本のような需要の上昇率が大きな国にとっては、ネットワークの輻輳を招くことになる。WRCの会合に先立って割り当てを採用する際には、一つの産業がその割り当てをよいものと考え、また、もしくはWRCの議題となっているため実際に割り当てが実施される可能性が高いと考えるかどうか注意を払うことが重要である。</p> <p style="text-align: right;">【シスコシステムズ合同会社】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
73	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 3GPPの国際標準バンドのうち、我が国で現在携帯電話等に使用されていない周波数帯には既存の無線システムが存在するため、当該既存システムを移動通信システム向けに割り当てるために、他業務の無線局との周波数共有または無線局の移行、周波数再編等を進めることが必要である。</p> <p>【意見】 3GPPバンドをサポートすることは、今後の高度なモバイルサービスをサポートするための周波数帯に関する計画作りとして力強いスタートであることに同意する。 周波数帯ごとの技術の移行には大変時間がかかることを考えれば、周波数帯の割り当てには、認可を受けたモバイル利用向けに周波数帯をクリアするために既存の周波数帯のライセンスを再び掘り起こし直すその必要の度合いに応じて、問題点を早期に見つけ検討する必要がある。 帯域を共有することは、スモールセルテクノロジーの展開をサポートできる高帯域のミリ波帯のような特定のケースで可能となる。したがって、スモールセルの利用のない地域ではサービス継続が可能になる。また、帯域共有はその帯域ごとの問題であり、既存業者の無線特性と共有をしようとするシステムとの関係において解決されるべきものである。 3GHz未満といった低帯域については、スペクトルが伝播して既存の利用に干渉することから、3GPP技術の利用には、帯域をクリアすることが最も有用である。 こうした懸念に総務省が取り組まれるにあたり、世界では、周波数帯の規制当局は、特定の利用や技術を指定するのではなく、認可を受けた利用に周波数帯を柔軟性を持たせて割り当てていることは注目に値する。 市場に十分な量の柔軟性のある周波数帯が存在することによって、極めて明確なニーズを持った事業者は、その特定のニーズを満たすために周波数帯やサービスをリリースすることができる。これにより業界によって縦割りとなった経済活動に周波数帯を割り当てることで、割り当てられた周波数帯が完全には利用されないといった問題を防ぐことができる。</p> <p style="text-align: right;">【シスコシステムズ合同会社】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、移動通信向けへの周波数割り当てについては、国際的動向及び国内の電波の利用状況を踏まえつつ検討を推進していく必要があると考えます。
74	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 携帯電話事業者においては、従来からモバイルデータトラフィックの増大に対応するための周波数有効利用技術の導入を進めてきているが、2020年のIoT時代に向けて、更なる高度な周波数有効利用技術の研究開発が必要である。</p> <p>【意見】 シスコは、よい税政策や学術機関を含む研究機関への支援、そして強力で健全な特許の仕組みをもちあわせている政府の研究開発促進の方針を支持する。この分野で日本はグローバルリーダーである。</p> <p style="text-align: right;">【シスコシステムズ合同会社】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

75	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、無線LANのつながりやすさを確保する観点から、5GHz帯無線LANについてITU等の国際機関や主要国における検討等も踏まえつつ、他の既存業務との周波数共用条件の検討を促進する必要がある。</p> <p>【意見】 シスコは5150MHzから5995MHzに至る、5GHzを使った、免許を受けない技術の発展を強く支持する。Wi-Fiとして広く知られている802.11技術には、隣接する帯域とあわせ、大変広範な無線チャネルを利用することによって1Gbpsもしくはそれ以上の最新のWi-Fi技術を最大限利用することができるようになる。Wi-Fiは低電力で移動するため、シナリオ共有が十分サポートされる。Wi-Fiは、レーダパルスを検出するとそのチャネルから離れることができる技術を利用し、多くの軍用と民間用のレーダとの帯域共有を既にサポートしている。2019年に開かれるWRCで問題となるのは、この技術がさらに拡充され、特に5350-5470MHzの帯域と5950-5925MHz帯域での高度交通システムで、検出が更に難しいレーダや地球探査衛星との帯域共有が可能となるかどうかである。いずれの場合も、Wi-Fiが他の帯域に干渉しないよう既存の事業者と共存することを提案する。</p> <p style="text-align: right;">【シスコシステムズ合同会社】</p>	5GHz帯無線LANの周波数拡大については、国際動向を踏まえ、対応する必要があると考えます。
76	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 特に従来屋内利用のみ認められていた5.2GHz及び5.3GHz帯(5.15GHz帯-5.35GHz)については、国際動向等を踏まえ、屋外利用に関する他業務との周波数共用を推進していくことが適当である。</p> <p>【意見】 同意する。総務省は、米国や欧州の状況について詳しく研究するべきだと考える。Wi-Fiの将来に向けた5GHzの重要性に鑑みると、免許を受けない技術のために5.15から5.895GHzまで周波数帯を拡げることは大変重要である。</p> <p>米国: https://www.fcc.gov/document/5-ghz-u-nii-ro https://www.fcc.gov/document/59-ghz-public-notice</p> <p>欧州: https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/europe-loves-wi-fi</p> <p>英国: http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/5-GHz-Wi-Fi/summary/improving-spectrum-access-consumers-5GHz.pdf</p> <p style="text-align: right;">【シスコシステムズ合同会社】</p>	5GHz帯無線LANの周波数拡大については、国際動向を踏まえ、対応する必要があると考えます。
77	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 米国及び韓国等において5Gのモバイル・ブロードバンド実現に向けた候補周波数帯として具体的に検討が進んでいることを踏まえ、国際的調和を図りつつ、5Gの早期実現に向けて、研究開発の状況及び幅広い帯域の確保の可能性等を踏まえて検討を推進する。</p> <p>【意見】 同意する。WRCはミリ波帯におけるスモールセル導入には理想的な周波数帯の割り当てには課題があるとしている。米国においてFCCは既に、28GHz、37GHz、39GHzの周波数帯、及び64-71GHzの周波数帯を免許を必要としない利用を認める方向で動いている(https://www.fcc.gov/document/fcc-promotes-higher-frequency-spectrum-future-wireless-technology)。これらの周波数帯はベンダーコミュニティから広くサポートされており、次のWRC開催に先駆けて周波数帯を割り当てる方向に動くことには十分な根拠がある。</p> <p style="text-align: right;">【シスコシステムズ合同会社】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
78	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 <4Gの高度化に向けて利用が想定される周波数帯></p> <p>【意見】 2014年12月に公表された「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」においても移動通信のデータトラフィック増加に対する対応策として、移動通信システム用の周波数を2700MHz程度確保するという目標値が設定されましたが、検討に当たっては、需要予測の精査を行った上で、隣接周波数帯も含めて、既存システムを適切に保護することが前提になると考えます。</p> <p>視聴者保護の観点からも、送信所間無線回線(STL)やテレビジョン放送番組素材伝送(FPU)等へ影響が及ばないように十分に研究を行った上で検討をすることが必要と考えます。</p> <p>「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」には、「放送メディアの重要性に鑑み、放送業務に必要な周波数を引き続き確保する必要があること、2020年の東京五輪に際しては無線局利用が増大するため「入念な準備の必要性」に言及していること、さらにテレビホワイトスペースの利用にあたっては、「放送用周波数が高密度に利用されている」日本固有の事情を踏まえて検討すべき、などの提言が盛り込まれており、本報告書でも、こうした提言の趣旨を最大限尊重することが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ朝日】</p>	既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障が認められない範囲において周波数共用等を推進することが求められると考えます。

79	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	【原案】 ＜4Gの高度化に向けて利用が想定される周波数帯＞ 3GPPの国際標準バンドのうち、我が国で現在携帯電話等に使用されていない周波数帯には既存の無線システムが存在するため、当該既存システムを移動通信システム向けに割り当てるために、他業務の無線局との周波数共用または無線局の移行、周波数再編等を進めることが必要である。 (106頁) 【意見】 3GPPの国際標準バンドである1.7GHz帯、2.3GHz帯、2.6GHz帯、3.4GHz帯等はすでに国内または海外において製品開発やネットワーク展開も進んでおり、直近の移動通信トラフィックの増大に伴う周波数需要に速やかに対応することが可能になるため、周波数共用、移行、再編を積極的に進めていくべきと考えます。 【ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
80	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	【原案】 ＜5Gの実現に向けて利用が想定される周波数帯＞ (P107～109) 【意見】 国際的な連携・協調を進めながら、WRC-19 でIMT-2020 の検討対象とされた周波数帯(24.25GHz～86GHz (11 バンド))、6GHz 帯以下の周波数帯(3.6-4.2GHz、4.4-4.9GHz)、米国等で具体的な検討が進んでいる周波数帯(27.5-29.5GHz)の検討を積極的に進める事は本報告書(案)において特に重要と考えます。 【ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
81	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	【原案】 ＜無線LAN の周波数帯＞ (P109、110) 【意見】 国際的にも5GHz帯の割り当ておよびその利用は拡大が見込まれており、国際調和を図りつつ効率的な周波数利用を推進していく事は重要と考えられます。 また、既存の無線LANシステムと公正な共存が可能であり、より周波数利用効率が高いLTE方式を利用した技術(※情報提供欄参照)の導入を積極的に検討していくことは特に重要と考えます。 【ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)】	5GHz帯のLTE方式を利用する技術については、国際的な動向を注視しながら対応する必要があると考えます。
82	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	【原案】 P105 【意見】 報告書(案)のとおり、5Gの2020年の実現に向けた利用周波数帯の確保を進めるとの提言を支持し、重要事項として早急に取り組むべきと考えます。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
83	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	【原案】 P106 【意見】 報告書(案)のとおり、5G向けの利用周波数帯の確保に対する対応について適切であり、提言を支持します。特に2020年の実用化に向けて取り組むためには、早期の周波数の確定が必要であると考えます。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
84	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	【原案】 P109 【意見】 報告書(案)のとおり、周波数有効利用技術の確立に向け、産・学・官連携の研究開発、技術実証試験、国際連携及び国際標準化の各方策を推進すること適切であり、提言を支持します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
85	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	【原案】 P110 【意見】 5GMFは、実証試験において特区の活用や他業種・分野へのアウトリーチについて積極的に検討すべき課題と考えており、提言を支持します。また、データの流通・利活用については、ルール化も含め重要な提言であり支持します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

86	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P105 (ア)5G実現に向けた周波数確保 <4G高度化に向けて利用が想定される周波数帯> 3GPPの国際標準バンドのうち、我が国で現在携帯電話等に使用されていない周波数帯には既存の無線システムが存在するため、当該既存システムを移動通信システム向けに割り当てるために、他業務の無線局との周波数共用または無線局の移行、周波数再編等を進めることが必要である。</p> <p>具体的には、当面の間、移動通信システム向けの割当てに関して既存業務との周波数共用、再編の促進に関する要望のある1.7GHz帯、2.3GHz帯、2.6GHz帯、3.4GHz帯について、移動通信システムへの割当てに向けて下記の検討を推進することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年の東京オリンピック・パラリンピックでの活用を見据え、3GPPが策定し多くのグローバル携帯端末に実装されている1.7GHz帯、2.3GHz帯を我が国でも割当てられることを希望いたします。 <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
87	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P106 (ア)5G実現に向けた周波数確保 <4G高度化に向けて利用が想定される周波数帯> また、今後、移動通信システムと他業務の間で周波数共用を行う場合、事前調整プロセスが複雑となる可能性があるため、事前調整を効率的かつ確実に実施するための具体的な方策、スキームの構築について検討を推進することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の追加周波数は既存免許人が存在し、既存免許人と周波数共用を行う場合が益々増加するものと考えられるため、事前調整を効率的かつ確実に実施することが重要となることから、そのための具体的な方策、スキームの構築について検討を推進されることに賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
88	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策	<p>【原案】 P106~107 (ア)5G実現に向けた周波数確保 <5Gの実現に向けて利用が想定される周波数帯> ・WRC-19におけるIMT用周波数の特定については、議題で対象とされている周波数の範囲内に限定して進められることが既に決定している。2020年の5G実現に向けた周波数帯については早期に確定していくことが重要であるため、5G用周波数需要に関して同じ意識を共有する主要国との間で様々な形で国際的な連携・協調を進めることにより、我が国の2020年の5Gの実現に向けて利用が想定される周波数帯について下記のとおり検討を進めていくことが重要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年以降に5Gにおいて使用する周波数帯に関しては、2019年開催のWRC(WRC-19)で具体的な周波数を検討することになっておりますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでの5G実用化のため、WRC-19での検討結果を待たずに使用する周波数帯を早期に決定する必要があります。一方、周波数の国際協調は我が国の関連産業の活性化の観点でも重要と考えることから、早期決定に合わせ、「5G用周波数需要に関して同じ意識を共有する主要国との間で様々な形で国際的な連携・協調を進める」とする考え方に賛同いたします。 一方、5Gで利用が想定される周波数については、他業務との共用周波数が多いことから、共用調整が容易となる方策の検討が必要と考えます。例えば、3.6GHz帯など固定衛星業務との共用については明確な地域割り、28GHz帯などの移動衛星業務との共用については地理的条件も踏まえた周波数分割利用など、国際協調も踏まえつつ慎重な検討を行うことを希望いたします。 <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

89	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	④環境整備方策 ②次世代ITSの実現に向けて解決すべき課題	<p>5Gとしての利用が想定される周波数帯として、WRC-19で検討対象とされた周波数以外に6 GHz以下の周波数帯(3.6 - 4.2 GHz、4.4 - 4.9 GHz)、およびミリ波帯(27.5 - 29.5 GHz)があげられていますが、これらの周波数帯は5Gとしての十分な市場性があると考えられます。3GPPでは予定よりも早く5Gの仕様が完成する可能性が残されており、その場合、2020年より前に5Gが利用できるようになるため、機器開発の観点からも、3.6 - 4.2 GHz、4.4 - 4.9 GHzおよび27.5 - 29.5 GHzは、なるべく早い段階(2016年度中)で5G周波数として特定されることを希望します。</p> <p>5 GHzの無線LANが運用されている周波数帯では、IEEE標準以外にもさまざまな方式が検討され、あるいは既に標準化されています。LTEを利用した技術については、今後国際的な動向を注視していく必要があるとのことですが、今後、弊社としては適宜さまざまな場面で、国内外の動向についての情報を提供していく予定です。他の主要国、地域は5 GHzの技術条件は特定の技術を想定しない技術ニュートラルなものであり、最新の技術が市場原理に基づきタイムリーに利用できる状況です。日本においても、諸条件が整い次第、速やかに5 GHzの免許不要帯域の有効活用について必要な制度整備を行っていくことを望みます。</p> <p>次世代ITSの実現に向けての課題のなかで電波の有効利用方策として、さまざまな無線システムを最適に活用することが挙げられていることについて賛同します。高度化したシステムにおいては、伝送容量が高いものが要求される可能性もあり、周波数再編も視野に入れITS高度化システムを対象とした専用周波数の割り当ても検討するべきと考えます。専用周波数帯はインフラを介さない車間、歩車間など端末間通信に相当するケースにおいて重要となり、次世代ITSの実現に向けてのキーポイントとなります。ITS高度化システムについては国際標準に準拠したシステム、具体的には3GPPで検討されているLTE/5G-V2X、を考慮するべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>5GHz帯無線LANの周波数拡大については、国際動向を踏まえ、対応する必要があると考えます。</p>
90	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	⑤地方への展開方策	<p>【原案】 P111</p> <p>【意見】 報告書(案)のとおり、地方への展開方策は、5Gの実証試験を単に地方で実施するだけでなく、計画の段階から地方が参加し継続的な活動を目指しており、長期的に人材育成や地方の活性化に寄与すると考えられ、適切であり提言を支持します。</p> <p style="text-align: right;">【第5世代モバイル推進フォーラム】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
91	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	⑤地方への展開方策	<p>【原案】 P111</p> <p>5Gをいろいろな分野で、多くのユーザに利用してもらうためには、前述のとおり、5Gの発展が、我が国の地域の活性化・地方創生に貢献するかどうかという視点が極めて重要である。</p> <p>そこで、ユーザ参加促進によるユーザニーズの反映、地域バランスや地域特性に配慮した実施場所の検討、データの相互利用やオープン性の確保等の前提条件を確保しつつ、来年度から、オープンなテストベッドの構築を含め、5Gの総合実証試験を東京だけでなく地方都市を含め先行的に実施すべきである。</p> <p>その際には、ICT関係者だけでなく、異業種分野の関係者、サービスやアプリケーションの専門家、大学、研究機関、地方企業、外国企業の関係者など参加者のオープン性を確保しつつ、ユーザをはじめとする多くの者が多様なアイデアを持ち寄れる場の実現を目指す必要がある。さらに、先進的なワイヤレス技術の開発・実証に加えて、サービスやアプリケーションの検証、社会的受容性の検証等も併せて実施することが重要である。</p> <p>【意見】</p> <p>・地方における5G実証実験の実施にあたっては、産学官の連携と、地方自治体や地域企業等の協力が必要不可欠であることから、関係者間の協力環境の構築のため、今回の電波政策2020懇談会の取り纏め結果等の周知・広報活動を引き続き推進されることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

92	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	⑤地方への展開方策	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5Gをいろいろな分野で、多くのユーザに利用してもらうためには、前述のとおり、5Gの発展が、我が国の地域の活性化・地方創生に貢献するかどうかという視点が極めて重要である。 ・そこで、ユーザ参加促進によるユーザニーズの反映、地域バランスや地域特性に配慮した実施場所の検討、データの相互利用やオープン性の確保等の前提条件を確保しつつ、来年度から、オープンなテストベッドの構築を含め、5Gの総合実証試験を東京だけでなく地方都市を含め先行的に実施すべきである。その際には、ICT関係者だけでなく、異業種分野の関係者、サービスやアプリケーションの専門家、大学、研究機関、地方企業、外国企業の関係者など参加者のオープン性を確保しつつ、ユーザをはじめとする多くの者が多様なアイデアを持ち寄れる場の実現を目指す必要がある。さらに、先進的なワイヤレス技術の開発・実証に加えて、サービスやアプリケーションの検証、社会的受容性の検証等も併せて実施することが重要である。 ・このような取組を通じて、イノベーションの創出、地域の活性化、地域における人材の育成、社会的課題の解決等に貢献するとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会における技術的ショーケースとして、我が国の取組を世界に発信すべきである <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5Gなど次世代ワイヤレス技術の地方への展開方策にあたっては、全国事業者だけではなく、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者が、地域インフラを活用するとともに、地方自治体や地域産業の関係者と連携しながら、地域のきめ細かなニーズに配慮した取り組みを進め、真の地方創生を実現することが重要と考えます。 ・そのために、地方創生モデルを早期に実現するためにも、電波利用料の使途として充てられた先進的なワイヤレス技術の開発・実証環境や検証環境(テストベッド等)について、各地域の事業者が利用できる環境整備への配慮が重要と考えます。 	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、次世代モバイルサービス実現プロジェクトの効果的な推進にあたっては、地域活性化に資する地方への展開を進めることが重要であると考えます。</p>
【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】						
93	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	⑥国際標準化・国際展開方策	<p>【原案】</p> <p>P113</p> <p>【意見】</p> <p>5Gシステム推進の一環として、国際標準化活動と国際展開を戦略的に連携させていくとした原案に賛同します。なお、5Gのネットワーク設計を考える場合、ユーザへのサービスリンクだけでなく基地局間のバックホール回線も重要な要素となります。欧州の5G PPPの発行しているパンフレット「5G Vision」においても、重要な技術要素を記述する中に「5Gネットワークは、セルラーと衛星通信の双方のソリューションを包含するものになる」と記載されています。日本においては光ファイバー網が5Gバックホール回線の基幹網になることは言うまでもありませんが、諸外国においては衛星通信との組み合わせ利用が標準的になっている場合も多く、国際展開を考えた場合に、5Gのネットワーク設計に衛星通信を組み込むことの重要性はより高まると考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
【スカパーJSAT(株)】						
94	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	⑥国際標準化・国際展開方策	<p>【原案】</p> <p>P112</p> <p>【意見】</p> <p>報告書(案)のとおり、国際標準化・国際展開の方策は、電波利活用産業界が国際ビジネス展開を検討するうえで重要な指針であると考えられ、提言を支持します。5GMFとしても国際連携活動の充実化を図り、官民の結集に寄与し戦略的に一体となった取り組みを推進していきたいと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
【第5世代モバイル推進フォーラム】						
95	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	⑦プロジェクト推進のためのロードマップ	<p>2020年に5Gの実用化を目指すロードマップに賛同いたします。</p> <p>5G実用化に当り、世界規模のエコシステム形成が5Gの成功の鍵となると考えられことから、次の3点に留意することが重要と考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)3GPPによるグローバルスタンダードの採用、 (2)国際的に調和の取れた周波数を利用すること、 (3)世界市場とのユースケースのすり合せと優先順位付け。 	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
【ZTEジャパン(株)】						
96	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	⑦プロジェクト推進のためのロードマップ	<p>【原案】</p> <p>第2章3(3)、4における5G関連記述(P57-117)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社は、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて5Gを実現するべく様々な検討を鋭意進めておりますが、5G早期実現には、モバイル関係者の努力だけでは不十分であり、様々な組織・団体が連携して検討を加速していくことが必要であると認識しております。 ・報告書(案)では、5G実現に向けた課題認識、取組方針、具体的なプロジェクトの設定等において、国内外における様々な組織・団体が連携することが重要であることが強く押し出されており、賛同します。弊社は、5GMFにおける実証実験等に積極的に寄与していくことで、今後、我が国における5G早期実現に向けた検討へ貢献したいと考えております。 	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
【(株)NTTドコモ】						

97	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	⑦プロジェクト推進のためのロードマップ	【原案】 P112 【意見】 報告書(案)において、ロードマップは5GMFの活動計画の指針として適切であり、提言を支持します。5GMFとしてもIoT推進コンソーシアムとの連携活動を推進するとともに、総合実証試験の成果を生かし、実システムの導入に向けた準備を推進します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
98	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	3 新たなモバイルサービスの実現に向けた検討	(3)モバイルサービスの将来展望と具体的方策	⑦プロジェクト推進のためのロードマップ	【原案】 P113 【意見】 報告書(案)の通り、総合推進方策とPDCAサイクルの推進につき、適切であり支持します。5GMFにおいても、具体的な方策を今後検討し、5G時代の新たな価値創造や社会的な課題の解決に向けた仕組み作りを推進します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
99	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	4 総合的推進方策	(1)次世代モバイルサービスアクション		【原案】 「…、2020年の社会を支えるワイヤレスサービスとして、(1)ウルトラブロードバンド、(2)ワイヤレスIoT、(3)次世代ITS、(4)安心・安全ワイヤレス、(5)ワイヤレス新市場の5つの分野を特定した上で… (1)次世代モバイルサービスアクション 5G及び次世代ITSがもたらす新ビジネス・新市場を創出するため、以下の4つの方策を実行する必要がある。…」(P116) 【意見】 こういった新しい分野の推進はまさに適切であると思います。追加的に望まれる方策として、既存の無線技術からの発展型や類似技術(例えば無線アクセスの一部パラメータが異なる場合など)について、スムーズな導入のための制度面や省令面での配慮が望まれます。想定される事例として、ITSにおいてLTEから発展するLTE-V2Xや、IoTにおいてやはりLTEからの発展型であるNB-IOTといった無線技術の導入の場面において、新規省令の策定、無線設備の再認証、無線局の別ライセンスなど、可能な限り冗長は抑えて従来の枠組みでカバーするなどの配慮がなされれば円滑な導入にはずみがつくものと考えます。 【華為技術日本(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
100	第2章 2020年の社会を支えるワイヤレスサービスの推進	4 総合的推進方策	(1)次世代モバイルサービスアクション		【原案】 P115 【意見】 報告書(案)の通り、新ビジネス・新市場の創出のため、4つの方策は適切であり、提言を支持します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
101	第3章 制度見直しの方向性				新たに「3年毎という原則にとらわれることなく」とありますが、事業者にとって想定外の時期に料額増加となることは、経営の悪化を招きかねません。制度の安定性、継続性を十分に配慮した対応を強く要望します。 【(株)テレビ金沢】	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
102	第3章 制度見直しの方向性				・新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直ししていくことが必要である」と明記されましたが、事業者にとっては経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。 【日本テレビ放送網(株)】	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
103	第3章 制度見直しの方向性				・新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直ししていくことが必要である」と明記されましたが、事業者にとっては経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。 【(株)テレビ信州】	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
104	第3章 制度見直しの方向性				・新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直ししていくことが必要である」と明記されましたが、事業者にとっては経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。 【南海放送(株)】	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。

105	第3章 制度見直しの方向性			<p>【原案】 電波利用料制度は---3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて、電波利用料制度をはじめとする電波に関する制度を柔軟に見直ししていくことが必要である。</p> <p>【意見】 3年毎という原則にとらわれることなく適切なタイミングで柔軟に見直すことと明記されましたが、より短い周期での煩雑な見直しを実施される場合について危惧しております。3年毎に見直すという原則が非常に安定性が高く、経費予測を立てやすいことから、この周期を今後も維持すべきと考えます。</p> <p>【(株)福島中央テレビ】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
106	第3章 制度見直しの方向性			<p>・新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直ししていくことが必要である」と明記されましたが、事業者にとっては経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を強く要望します。</p> <p>【(株)鹿児島読売テレビ】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
107	第3章 制度見直しの方向性			<p>・新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとらわれることなく適切なタイミングにおいて柔軟に見直ししていくことが必要である」と明記されましたが、無線局免許人にとって電波利用料制度・料金の継続性、安定性は極めて重要です。原則にとらわれないその都度の見直しで、制度が大きく変動し想定外の料金増加が生じることは、経営上の不安定要素となりかねません。慎重な対応を要望します。</p> <p>【日本海テレビジョン放送(株)】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
108	第3章 制度見直しの方向性			<p>* 今回、電波利用料制度を「3年ごとの見直しという原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直ししていくことが必要である。」と明記されましたが、放送事業者にとっては、経営上、電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、3年ごとという原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。</p> <p>【四国放送(株)】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
109	第3章 制度見直しの方向性			<p>3年毎の見直しを原則にしている電波利用料制度について「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて、電波利用料制度をはじめとする電波に関する制度を、柔軟に見直ししていくことが必要である」と明記しました。無線システムを利用する免許人にとって経営の安定を図るうえで、制度とりわけ料金の安定性は極めて重要な要素であります。不定期での料額見直しは経営の不確定要素となりかねません。柔軟な制度の見直しに関しては是とするもの、免許人にとって制度の安定性は欠かせない要件です。3年毎という見直し原則は維持しながら制度の安定性を重視した慎重な対応を求めます。</p> <p>【(株)宮城テレビ放送】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
110	第3章 制度見直しの方向性			<p>・新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直ししていくことが必要である」と明記されましたが、事業者にとっては経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。</p> <p>【青森放送(株)】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
111	第3章 制度見直しの方向性			<p>【原案】 電波利用料制度は3年毎の見直しを原則としているが、今後の電波利用の進展や無線通信分野の技術革新等をにらみながら、また、本報告書を踏まえて見直しを行った制度に対する、社会への貢献という観点での評価や、民間の予見可能性に配慮した投資効果の検証等も実施することにより、3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて、電波利用料制度をはじめとする電波に関する制度を柔軟に見直ししていくことが必要である。</p> <p>【意見】 電波利用料制度は、長年にわたる有識者の議論を反映して精緻に設計されており、他方で料額を負担する無線局免許人にとっては、制度の安定性や継続性が極めて重要です。電波利用料制度の基本設計や枠組みに関する検討は、制度の安定性等を十分考慮した慎重な対応が求められます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
112	第3章 制度見直しの方向性			<p>制度見直しの時期を3年毎とするのは経営上好ましく、制度の安定性を重視した対応を要望します。</p> <p>【(株)テレビ岩手】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
113	第3章 制度見直しの方向性			<p>「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直ししていくことが必要である」と明記されています。事業者にとっては、3年毎の中期経営計画にも関係することから、慎重な対応を要望します。</p> <p>【広島テレビ放送(株)】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。

114	第3章 制度見直しの方向性			<p>【原案】 P118 なお、電波利用料制度は3年毎の見直しを原則としているが、(中略) 3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて、電波利用料制度をはじめとする電波に関する制度を柔軟に見直していくことが必要である。</p> <p>【意見】 無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料制度の継続性、安定性は極めて重要です。技術革新等に対応する必要がある一方で、制度が不定期に、大きく変動することは無線局免許人の経営上の不確定要素となりかねませんので、3年毎という原則以外での制度の見直しに関しては慎重な検討を要望いたします。</p> <p>【讀賣テレビ放送(株)】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
115	第3章 制度見直しの方向性			<p>【原案】 なお、電波利用料制度は3年毎の見直しを原則としているが、今後の電波利用の進展や無線通信分野の技術革新等をにらみながら、また、本報告書を踏まえて見直しを行った制度に対する、社会への貢献という観点での評価や、民間の予見可能性に配慮した投資効果の検証等も実施することにより、3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて、電波利用料制度をはじめとする電波に関する制度を柔軟に見直していくことが必要である。</p> <p>【意見】 ・新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直していくことが必要である」と明記されましたが、事業者にとって経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。</p> <p>【北日本放送(株)】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
116	第3章 制度見直しの方向性			<p>【原案】 「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて、電波利用料制度をはじめとする電波に関する制度を柔軟に見直していくことが必要である」</p> <p>【意見】 私共事業者にとって、電波利用料制度の継続性・安定性は経営上極めて重要です。制度の継続性・安定性を重視した慎重な対応を要望します。</p> <p>【(株)福岡放送】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
117	第3章 制度見直しの方向性			<p>・新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直していくことが必要である」と明記されましたが、事業者にとっては経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。</p> <p>【(株)長崎国際テレビ】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
118	第3章 制度見直しの方向性			<p>○新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直していくことが必要である」と明記されましたが、事業者にとっては経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。</p> <p>【札幌テレビ放送(株)】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
119	第3章 制度見直しの方向性			<p>【原案】 なお、電波利用料制度は3年毎の見直しを原則としているが・・(中略)・・、3年毎という原則にとらわれることなく、・・(中略)・・柔軟に見直していくことが必要である。</p> <p>【意見】 事業者にとって、経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。</p> <p>【(株)山梨放送】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
120	第3章 制度見直しの方向性			<p>【柔軟な見直し】 「3年ごとという原則にとらわれることなく適切なタイミングにおいて電波利用料制度をはじめとする電波に関する制度を柔軟に見直していくことが必要である」と新たに明記されました。放送が担う社会的責務を踏まえれば、経営の安定は重要であり、事業者にとっては電波利用料制度の継続性・安定性は経営上、極めて重要です。3年ごと、という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。</p> <p>【中京テレビ放送(株)】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。

121	第3章 制度見直しの方向性				<p>・新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとられることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直していくことが必要である」と明記されましたが、事業者にとっては経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視した慎重な対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)秋田放送】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
122	第3章 制度見直しの方向性				<p>【原案】 電波利用料制度は3年毎の見直しを原則としているが、今後の電波利用の進展や無線通信分野の技術革新等をにらみながら、また、本報告書を踏まえて見直しを行った制度に対する、社会への貢献という観点での評価や、民間の予見可能性に配慮した投資効果の検証等も実施することにより、3年毎という原則にとられることなく、適切なタイミングにおいて、電波利用料制度をはじめとする電波に関する制度を柔軟に見直していくことが必要である。</p> <p>【意見】 電波利用を取り巻く環境変化に柔軟に対応できるようにという趣旨は理解いたしますが、電波利用料制度の安定性や継続性は極めて重要であり、制度の急激な変化や料額の急変は経営上の不確定要素となりがねないため、制度の見直しにあたっては、慎重に対応するよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ朝日】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
123	第3章 制度見直しの方向性				<p>・新たに電波利用料制度を「3年毎という原則にとられることなく、適切なタイミングにおいて柔軟に見直していくことが必要である」と明記されていますが、事業者にとっては3年毎という原則を維持しつつ、制度の安定性を重視して慎重な対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送(株)】</p>	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
124	第3章 制度見直しの方向性				<p>設置許可が不要とされている高周波利用設備が無線局に干渉を与えている可能性について許可を不要とする要件が、例えば誘導式通信設備では線路から$\lambda/2\pi$の距離で電界強度$15\mu V/m$以下であるが無線局の無線設備から3メートルの電界強度が一定レベルより低い場合は無線局の免許を受ける必要がない微弱無線局の要件と混同しているものと思われます。ICタグの多様化や、鉄道信号用デジタル伝送化したATS装置は、電磁結合を利用した誘導式通信設備となると考えられます。また搬送波はMHzであるなど無線局への干渉等が少ないとは限らないと思います。ぜひ設置許可を受けていない高周波利用設備について、無線局への干渉等の実態調査と、高周波利用設備の法整備を進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑫】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
125	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	①次期における電波利用共益事務の範囲	<p>【原案】 P130 【意見】 報告書(案)のとおり、2020年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックは世界の注目を集めるイベントであり、日本の先進的な取り組みを電波の利用領域においても示す絶好の機会であると考えられることから、このような社会的課題への電波利用料への投入は適切であり、提言を支持します。</p> <p style="text-align: right;">【第5世代モバイル推進フォーラム】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
126	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	①次期における電波利用共益事務の範囲	<p>【原案】 P130 【意見】 報告書(案)のとおり、「表3-1-5 時期の電波利用共益事務の範囲」において、電波の利用を通じて、社会への貢献や社会的課題の解決にも有用な施策の候補例として、5Gの実現が取り上げられたことは適切であり支持します。</p> <p style="text-align: right;">【第5世代モバイル推進フォーラム】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
127	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	①次期における電波利用共益事務の範囲	<p>【原案】 P131 平成29～31年度の電波利用共益事務の範囲は、(中略) ただし、電波と直接関係のない一般的な施策は、無線局全体の受益を直接の目的としないものであることから、引き続き、電波利用共益事務の範囲外とする。</p> <p>【意見】 電波と直接関係のない施策を電波利用共益事務の範囲外としたことは適切であると考えます。電波利用料の用途は厳格に精査していただき、歳出と歳入が抑制的な方向で一致されるよう、要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

128	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	①次期における電波利用共益事務の範囲	<p>・次期における電波利用料共益事務の範囲として「電波と直接関係のない一般的な施策は、無線局全体の受益を直接の目的としないものであることから、引き続き、電波利用共益事務の範囲外とする。」と明記されたことは、本懇談会開始時の意見募集において当社が提出した意見に沿ったものであり、適切と考える。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ東京】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
129	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	①次期における電波利用共益事務の範囲	<p>【原案】 平成29～31年度の電波利用共益事務の範囲は、電波利用共益事務としての妥当性の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の適正な利用を確保する上で不可欠なもの ・無線局全体の受益を直接の目的とするもの ・民間や自治体だけでは進められず国による支援が必要なもの <p>という要件のいずれにも明確に合致することを前提とする。</p> <p>その上で、電波の公平かつ能率的な利用を推進することを目的としつつ、一方で、今日において電波が社会インフラとして国民生活に不可欠となっていることを踏まえ、電波の利用を通じて、社会への貢献や社会的課題の解決にも有用な施策を、電波利用共益事務として積極的に採り上げていくこととする。</p> <p>ただし、電波と直接関係のない一般的な施策は、無線局全体の受益を直接の目的としないものであることから、引き続き、電波利用共益事務の範囲外とする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用共益事務の範囲を、上記の3条件のいずれにも明確に合致することを前提にすると定義し、また電波と直接関係のない一般的な施策は範囲外としたことは、妥当と考えます。 ・したがって社会への貢献や社会的課題の解決にも有用な施策を採り上げるに当たっても、利用料が受益者負担金であることも踏まえ、制度が抑制的にかつ安定して運営されるよう、要望します。 ・132頁「表3-1-4 …」は、表3-1-5ではないでしょうか。 <p style="text-align: right;">【北日本放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
130	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	①次期における電波利用共益事務の範囲	<p>【原案】 P118、P131</p> <p>【意見】</p> <p>共益事務としての用途の範囲は必要最小限とすべきと考えます。</p> <p>平成29～31年度の電波利用料において、電波利用共益事務として社会への貢献や社会的課題の解決に有用な施策を積極的に採り上げていく方針が示されておりますが、結果として本方針に基づいて多くの使用候補が追加されたことを踏まえると、実質的に共益事務の範囲を拡大したに等しい措置と言えます。</p> <p>このような方針策定の背景には、これまで歳出の大部分を占めていた地上デジタル放送移行の負担が平成28年度でほぼ終了することにより歳出規模の削減が見込まれるという特殊要因があるものと考えます。しかしながら、無線局全体の受益を直接の目的とするもので、電波の適正利用確保のために不可欠なものという要件に合致した用途に限り利用するという電波利用料本来の制度の在り方を踏まえれば、上記のような歳出額の変動要因の有無にかかわらず、共益事務として認められる用途の範囲は必要最小限であるとする基本的考え方は維持すべきと考えます。</p> <p>なお、本報告書の中で、3年毎という原則にとらわれないこと、適切なタイミングにおいて柔軟に制度を見直していくことの必要性が示されていますが、共益事務の範囲についても、歳出規模の不必要な拡大につながらないよう適宜、見直しを図るべきです。見直しにあたっては、実際に電波利用料を負担している免許人の意見・提案の反映、レビューや精査のプロセスへの免許人の関与等も積極的に行っていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
131	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	①次期における電波利用共益事務の範囲	<p>【原案】 ①次期における電波利用共益事務の範囲(P129～132)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社は、電波利用料制度の主旨である「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するもの」は適切なものと考えております。 ・報告書(案)では、次期電波利用料共益事務の範囲について、現行の主旨に明確に合致することを前提としていることから、適切であると考えます。 <p style="text-align: right;">【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

132	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の ①次期における電波利用共 益事務の範囲	・放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「民放ラジオ難聴解消支援」はいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。 ・2018年以降において4K実用放送が予定されておりますが、その実施にあたっては4K放送マスター設備の構築や、4Kの番組制作及び放送に必要不可欠なFPU等の放送事業用システムの高度化等が必要であり、これらへの支援も再度検討を要望します。 ・大災害に備え、報道機関としての使命や公共性の観点から、放送継続のためのバックアップシステムなどの整備を必要としています。電波利用料の使途として、これらの設備投資や設備の保守費用などへの検討を重ねて要望します。 ・電波利用共益事務の範囲として、次期の施策には電波監視の充実・強化もあげられております。電波監視・電波有効利用のために、通信全体を圧迫している迷惑メールや違法動画投稿サイトへのアクセス等の不正規なトラフィック量を減らす方策の検討、研究も重要と考えます。	【西日本放送(株)】 ・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・放送事業用設備の高度化等は重要と考えます。総務省では、FPUの高度化について、4K・8K用FPUの技術的条件の検討を行っているほか、さらなる高度化に向け、電波利用料による研究開発を行っている。しかし、放送マスター設備の構築については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。 ・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。 ・迷惑メール等の不正規なトラフィック量を削減していくことは重要と考えます。ただし、本件については、電波利用共益事務に合致するか慎重な検討が必要と考えます。
133	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の ①次期における電波利用共 益事務の範囲	・放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「民放ラジオ難聴解消支援」はいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。 ・大災害に備え、報道機関としての使命や公共性の観点から、また民放としての性格上、BCPの見地からも、民放各局は放送継続のためのバックアップシステムなどの整備を必要としています。電波利用料の使途として、これらの設備投資や設備の保守費用などへの検討を重ねて要望します。 ・電波利用共益事務の範囲として、次期の施策には電波監視の充実・強化もあげられております。電波の混信や妨害の防止、不法無線局の運用の防止などを目的とした電波監視が実施されますが、電波監視・電波有効利用のために、通信全体を圧迫している迷惑メールや違法動画投稿サイトへのアクセス等の不正規なトラフィック量を減らす方策の検討、或いは研究も必要と考えます。	【青森放送(株)】 ・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。 ・迷惑メール等の不正規なトラフィック量を削減していくことは重要と考えます。ただし、本件については、電波利用共益事務に合致するか慎重な検討が必要と考えます。
134	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	2020年までに新幹線全区間対策完了を目指すとのこと 対策の対象は、北海道新幹線、秋田新幹線、山形新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、九州新幹線との認識ですが大変結構なことと考えますが心配に思う点、ぜひ整理していただきたい点について意見させていただきます。 1.対策にはトンネル区間、オープンエリア区間があると認識していますがどちらの対策も並行させ、エリアの連続性を担保する必要があると思えます。携帯電話事業者を動かし並行させることができますでしょうか？ 2.各新幹線の対策する順序はどうあるべきか。十分に検討していただきたい。 3.新幹線の定義とは何か。新幹線は対策するがその他在来線は対策しない理由等、しっかりと整理していただきたい。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
135	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補 (略) 【意見】 電波利用料の使途として挙げられたもののうち、放送関係の「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」は、電波利用共益事務として妥当で積極的に推進すべきものと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
136	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	・大災害時に放送を継続するため、バックアップシステムの整備が必要となります。これらに関わる設備投資、保守費等の支援についても、電波利用料の使途として検討を要望します。 ・電波監視・電波有効利用のために、通信全体を圧迫している迷惑メールや違法動画投稿サイトへのアクセス等の不正規なトラフィック量を減らす方策の検討も必要と考えます。	【(株)サガテレビ】 ・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。 ・迷惑メール等の不正規なトラフィック量を削減していくことは重要と考えます。ただし、本件については、電波利用共益事務に合致するか慎重な検討が必要と考えます。
					【(株)テレビ金沢】	

137	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>・放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「民放ラジオ難聴解消支援」はいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。</p> <p>・2018年以降においてBSでの4K実用放送が予定されておりますが、その実施にあたっては4K放送マスター設備の構築や、4Kの番組制作及び放送に必要な不可欠なFPU等の放送事業用システムの高度化等が必要であり、これらへの支援も電波利用料使途の対象となるよう、再度の検討を要望します。</p> <p>・大災害に備え、報道機関としての使命や公共性の観点から、また民放としての性格上、BCPの見地からも、民放各局は放送継続のためのバックアップシステムなどの整備を必要としています。電波利用料の使途として、これらの設備投資や設備の保守費用などへの検討を重ねて要望します。</p> <p>・電波利用共益事務の範囲として、次期の施策には電波監視の充実・強化もあげられております。電波の混信や妨害の防止、不法無線局の運用の防止などを目的とした電波監視が実施されますが、電波監視・電波有効利用のために、通信全体を圧迫している迷惑メールや違法動画投稿サイトへのアクセス等の不正規なトラフィック量を減らす方策の検討、或いは研究も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>・使途について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・放送事業用設備の高度化等は重要と考えます。総務省では、FPUの高度化について、4K・8K用FPUの技術的条件の検討を行っているほか、さらなる高度化に向け、電波利用料による研究開発を行っています。しかし、放送マスター設備の構築については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。</p> <p>・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。</p> <p>・迷惑メール等の不正規なトラフィック量を削減していくことは重要と考えます。ただし、本件については、電波利用共益事務に合致するか慎重な検討が必要と考えます。</p>
138	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>・放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」はいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。特に基幹放送の中核たる地上放送の4K・8K放送は、技術的な可能性が検証されている段階ではありますが、将来的に重要な課題であると認識します。地上4K放送の実現に向けた研究、実験への使途を強く要望します。</p> <p>・大災害に備え、報道機関としての使命や公共性の観点から、また民放としての性格上BCPの見地からも、民放各局は放送継続のためのバックアップシステムなどの整備を必要としています。これらの設備投資への支援の検討を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ信州】</p>	<p>・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えています。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。</p>
139	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>(ソ)4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF 干渉対策)</p> <p>【原案】 新たに開始される4K・8K衛星放送を受信するには、右旋円偏波と左旋円偏波の両方に対応した受信設備を新たに購入し、設置することが必要となることから、4K・8K衛星放送が開始されるこの時期において、4K・8Kに対応した受信環境整備に向けた支援を行うことにより、</p> <p>.....</p> <p>・適切な機器や施工による4K・8Kの受信環境の整備を進めることは時宜を得ている。</p> <p>従って、次期においては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信環境整備のための調査研究 ・受信環境整備のための周知啓発活動 ・受信環境整備に対する支援 <p>等により支援することが適当である</p> <p>【意見】 4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合の第二次中間報告(平成27年7月)に描かれた『多様な実用放送の実現を目指す』の実現には、基幹放送事業者の左旋への参入促進と併せて、左旋の受信環境の整備による左旋の利用促進が欠かせません。現行の衛星放送と同じ周波数帯の中での左旋の活用によって電波の有効利用を図るという考え方を踏まえて、本報告書(案)では、次期における電波利用料の使途のひとつに、4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策)が挙げられていることは、左旋の利用促進に資するものであり、時宜を得た有意義な施策であると考えます。</p> <p>左旋受信設備が新たに設置される設備であることから、左旋による放送開始当初からの「適切な機器や施工による4K・8Kの受信環境の整備」に向けた取り組みが、より重要となります。左旋の受信環境の整備に向けた国の積極的な役割を期待する立場から、「受信環境整備のための調査研究」、「受信環境整備のための周知啓発活動」、「受信環境整備に対する支援」等による支援の早期実現・実施を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)放送衛星システム】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

140	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<p>・放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「民放ラジオ難聴解消支援」はいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。</p> <p>・2018年以降においてBSでの4K実用放送が予定されておりますが、その実施にあたっては4K放送マスター設備の構築や、4Kの番組制作及び放送に必要不可欠なFPU等の放送事業用システムの高度化等が必要であり、これらへの支援も電波利用料使途の対象となるよう、再度の検討を要望します。</p> <p>・大災害に備え、報道機関としての使命や公共性の観点から、また民放としての性格上、BCPの見地からも、民放各局は放送継続のためのバックアップシステムなどの整備を必要としています。電波利用料の使途として、これらの設備投資や設備の保守費用などへの検討を重ねて要望します。</p> <p>・南海放送では災害の際、被災者や県民・国民に対し、的確な情報を継続して提供できるよう地元行政や系列局間での訓練を重ね、緊急報道体制を構築しています。また南海放送独自のBCP整備は勿論、四国内の系列局間の協定締結や、全国の系列28社間での「NNS放送事業継続運用マニュアル」を制定するなど報道機関としての使命を果たす事業継続に努めています。</p>	<p>・使途について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・放送事業用設備の高度化等は重要と考えます。総務省では、FPUの高度化について、4K・8K用FPUの技術的条件の検討を行っているほか、さらなる高度化に向け、電波利用料による研究開発を行っています。しかし、放送マスター設備の構築については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。</p> <p>・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。</p>
141	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<p>【原案】 (オ) (iv) 4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証</p> <p>【意見】 地上テレビジョン放送における4K・8K実現の技術的な可能性を検証していく上で、国が研究開発・実証を主導することは適切と考えます。なお、実環境を用いた技術実証での周波数確保や送信諸元(実験エリア)について既存の地上テレビジョン放送に影響が生じない範囲とすることや、共同実証設備整備においても国が支援することを要望します。</p>	<p>【南海放送(株)】</p> <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
142	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<p>【原案】 (セ) 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援</p> <p>【意見】 外国波を起因として発生する混信の総合対策を含む、デジタル混信の解消やデジタル混信に係る受信相談・現地調査等が、次期においても引き続き実施されることは適切と考えます。</p>	<p>【日本放送協会】</p> <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
143	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<p>【原案】 (ソ) 4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF 干渉対策)</p> <p>【意見】 新たな周波数帯を利用する4K・8K衛星放送の普及・展開に向けて、受信環境整備のための調査研究、周知啓発活動、干渉対策を国が支援することは適切と考えます。特にBS/CS-IF干渉対策の規模を早期に把握し、効率的な支援策の早期展開を図ることで4K・8K実用放送の普及促進に資することを期待します。</p>	<p>【日本放送協会】</p> <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
144	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<p>・放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「民放ラジオ難聴解消支援」はいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。</p> <p>・2018年以降においてBSでの4K実用放送が予定されておりますが、その実施にあたっては4K放送マスター設備の構築や、4Kの番組制作及び放送に必要不可欠なFPU等の放送事業用システムの高度化等が必要であり、これらへの支援も電波利用料使途の対象となるよう、再度の検討を強く要望します。</p> <p>・大災害に備え、報道機関としての使命や公共性の観点から、また民放としての性格上、BCPの見地からも、民放各局は放送継続のためのバックアップシステムなどの整備を必要としています。電波利用料の使途として、これらの設備投資や設備の保守費用などへの検討を重ねて要望します。特に離島の中継局を多く抱えている弊社においては保守費の負担は重く地域性を考慮していただきたくお願い致します。</p> <p>・電波利用共益事務の範囲として、次期の施策には電波監視の充実・強化もあげられております。電波の混信や妨害の防止、不法無線局の運用の防止などを目的とした電波監視が実施されますが、電波監視・電波有効利用のために、通信全体を圧迫している迷惑メールや違法動画投稿サイトへのアクセス等を減らす方策の検討・研究は必要と考えます。</p>	<p>【(株)鹿児島読売テレビ】</p> <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・放送事業用設備の高度化等は重要と考えます。総務省では、FPUの高度化について、4K・8K用FPUの技術的条件の検討を行っているほか、さらなる高度化に向け、電波利用料による研究開発を行っています。しかし、放送マスター設備の構築については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。</p> <p>・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。</p> <p>・迷惑メール等の不正規なトラフィック量を削減していくことは重要と考えます。ただし、本件については、電波利用共益事務に合致するか慎重な検討が必要と考えます。</p>

145	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 電波の有効利用のための研究開発等 ・4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証 ・社会インフラとしての電波の有効利用と電波による社会課題解決のための普及支援事業 ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援 ・民放ラジオ難聴対策支援</p> <p>【意見】 放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」「民放ラジオ難聴対策支援」は、いずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。4K・8Kの研究開発・実証は地上放送においても必要不可欠であり電波の有効利用や視聴者保護の観点から積極的に推進すべきものと考えます。</p> <p>【(株)新潟放送】</p>	・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
146	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>・放送関係の使途として挙げた「4k8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」「民放ラジオ難聴解消支援」は、いずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。 ・民間放送事業者は、災害時の報道機関としての使命、公共性の観点から、放送継続のためのバックアップシステム(特に親局送信所、マスター)の整備を必要としています。電波利用料の使途として、これらの設備投資や保守費用への検討を要望します。</p> <p>【日本海テレビジョン放送(株)】</p>	・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題と wasn't したものです。
147	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補 (略)</p> <p>【意見】 次期における電波利用料の使途として、「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策)」「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」「民放ラジオ難聴解消支援」が挙げられたことは、電波利用共益事務として妥当と考えます。 特に4K等の普及には地デジ放送への導入が不可欠と考えますので、「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」では地デジ放送への導入に関する研究開発も積極的に推進すべきと考えます。</p> <p>【(株)CBCテレビ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
148	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 ・制度ワーキンググループは、(表3-1-9に掲げる)これらの21の事業を、次期の電波利用料の使途の候補として、提言する。</p> <p>【意見】 次期の電波利用料の使途の候補となった「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」は、いずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。</p> <p>【東海テレビ放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
149	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補 電波の管理・監視</p> <p>【意見】 5G実現の折には、海外からの無線機も持ち込まれ機器が広く行き渡ることが予想される。周波数共用のためには、緻密な周波数管理が必要となるため、その監視・監視は重要となることが想定され、そのためのシステム構築に期待する。</p> <p>【(株)TBSテレビ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
150	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補 4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証</p> <p>【意見】 4K・8Kは日本が先行する最先端かつインヴェーティブな技術であり、本年度開始される予定の「BSIによる4K・8K試験放送」は東京オリンピック・パラリンピック競技等に向けた技術革新への研究の場となる。 これら4K・8Kに関係する案件は電波の有効利用に適い、また機器開発は放送事業者のみならず電気業界においても喫緊の課題であり、使途としては適当であり進められるべきものであると考える。</p> <p>【(株)TBSテレビ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

151	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	放送関連の使途として提言された「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備」、「民放ラジオ難聴対策支援」はいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。 一方、災害時の放送の重要性は東日本大震災をはじめその後の多くの災害を通じ、国民の共通認識となっています。報道機関としての使命や公共性の観点からも災害時の放送継続に向けた取り組みの強化が課題となっております。個々の放送局の取り組みは当然ですが、有事の放送継続に関しては系列内若しくは系列を超えた対応も必要と考えます。そのための基盤整備についても電波利用料の使途の対象として検討することを希望します。 【(株)宮城テレビ放送】	・使途について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。
152	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 3年毎という原則にとらわれることなく、適切なタイミングにおいて、電波利用料制度をはじめとする電波に関する制度を柔軟に見直していくことが必要である。 【意見】 ●電波利用料制度の根幹をなす考え方や基本設計を見直すことについては、政策の継続性や安定性への配慮をふまえた十分な議論が必要と考えます。その上で、技術の進展が著しい分野(例:4K・8K放送)については、その進展状況に応じて「電波資源拡大のための研究開発等」の新たな使途として随時追加できるよう制度を見直していくことは、検討に値すると考えます。また、研究開発等の使途に関わる期間についても、現状の「おおむね5年以内」よりも長期的な研究開発に取り組むべき具体的なニーズがあれば、期間の延長を可能とする仕組みを検討すべきと考えます。 【(株)フジテレビジョン】	頂いた御意見の前段について、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 後段については、ご指摘の長期的な研究開発については、電波利用料により実施することが適当かどうか十分な検討を行う必要があると考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
153	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補 (略) 【意見】 ●次期の電波利用料の使途の候補として「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策)」は、電波有効利用や、既存の視聴者保護の観点からいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。 【(株)フジテレビジョン】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
154	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 (オ)電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験実務(中略) 4K・8K放送技術の確立など放送の高度化、放送用周波数の一層の効率利用を図るための技術の開発及び試験を実施する。特に、(iv)地上4K・8K放送技術の早期確立に向けた実環境における実証試験等を推進する。(中略) 技術実証により、将来の超高精細度地上放送に必要な技術基準を策定するとともに、整備した機材を活用することで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として4K・8Kによる地上放送中継の実現に貢献することが適当である。 【意見】 ●4K・8K放送関連の中でも、特に地上4K・8Kの放送技術の早期確立が明記されたことは、ひっ迫した当該周波数帯域の中で、放送の高度化を実現していく上で、極めて妥当と考えます。 【(株)フジテレビジョン】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
155	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 (オ)電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験実務(中略) 急増する通信需要への対応(周波数確保):東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベントに伴って開設される多数の無線局と既存無線局の周波数共用検討や、公共業務の無線システムと他の移動無線システムとの周波数の共用や再編を促進するための技術的検討等を実施する。 【意見】 ●急増する通信需要への対応として、既存無線局への混信等を防止しながら、新規無線局との周波数共用を円滑に図っていくことは、「電波利用共益事務の要件」にかなうものであり、賛同します。 【(株)フジテレビジョン】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

156	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 公益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補（略） 【意見】 放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策)」「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」「民放ラジオ難聴解消支援」は、いずれも電波利用公益事務として妥当と考えます。 特に4K・8Kに関する新規の2件は、衛星による実用放送の制度整備が進む中、電波有効利用や視聴者保護の観点での課題解決に必要な不可欠であるため、積極的に推進すべきものと考えます。 【(一社)日本民間放送連盟】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
157	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 公益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	大規模災害が多発している現状から、電波利用公益事務は、BCPのためのバックアップシステムへの設備投資や保守費用の検討を要望します。 【(株)テレビ岩手】	大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。
158	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 公益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	・放送関係の使途として「4K・8Kテレビジョン高度化に向けた研究開発・実証」「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」については引き続き妥当な事業であると考えます。 ・今回の中間ヒアリングでは、4月に制定された障害者差別解消法に基づいて、字幕・手話・解説放送の進捗を阻んでいる要因についてのご質問がありましたが、字幕制作の技術者養成には時間とコストがかかるということ、それらが番組のコストに反映するのでスポンサーの賛同が必要になるということを説明しました。 4K・8Kテレビジョン高度化に向けた研究開発・実証「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」については妥当な事業と認識していますが、衛星放送を中心にして設備・実験が進んでおり、地方局は現時点では制作はともかく送出は想定していません。 地方局にとっては、放送のバリアフリー化に向けた支援事業のほうが急務であると考えています。 ・大災害に備えて民放各局はBCP対策を立てています。また、自局エリア内のみならず大規模災害を想定し系列内で放送継続を相互に支援する体制を検討しています。これらは設備投資及び保守費用など、民放にとってはかなりの負担となります。「社会インフラとしての電波の有効活用と電波による社会課題解決のための普及支援事業」にも提案されている通り、地上基幹放送継続のための施設整備支援、送出マスター等の放送設備更新支援への検討を要望します。 【広島テレビ放送(株)】	・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・放送のバリアフリー化に向けた支援事業について、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。
159	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 公益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補（略） 【意見】 放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策)」「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」「民放ラジオ難聴解消支援」は、いずれも電波利用公益事務として妥当と考えます。 その中で、「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」は、4K・8K技術の実用化加速を目指すもので、国家戦略において大変重要です。特に現在も行われている「地上テレビジョン放送の高度化技術に関する研究開発」については、4K・8Kの幅広い普及のためにも積極的に推進すべきものと考えます。 【朝日放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
160	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 公益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補（略） 【意見】 放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」は適切と考えます。4K・8Kについては衛星放送等での実用化が進むことにより、地上放送においても将来における番組制作やTV受像機の高度化に必要な技術として結果をもたらすものと考えております。 【(株)テレビ新潟放送網】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

161	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の使途	【原案】 P134 表3-1-7にて、「地上基幹放送継続のための施設整備支援」が、下線付き(推進すべき課題)とされていない。 【意見】 大災害に備え、報道機関としての使命や公共性の観点から、民放各局は放送継続のためのバックアップシステムや非常用発電機などの整備を必要としています。電波利用料の使途として、これらの設備投資や設備の保守費用などへの支援を重ねて要望いたします。 【読賣テレビ放送(株)】	大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。
162	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の使途	【原案】 P137 表3-1-9にて、「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策)」が、次期の電波利用料の使途の候補に挙がっている。 【意見】 いずれも電波利用共益事務として妥当であると考えます。 【読賣テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
163	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の使途	・次期の電波利用料の使途の候補として新たに挙げられた4K・8K関係の2件(「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策)」)については、衛星による4K・8K実用放送の制度整備が進む中、4K・8Kによる放送サービスの高度化、電波の有効利用や視聴者保護の観点で必要不可欠な施策であり妥当と考える。 ・4K・8Kの放送サービスは、受信機の普及が進む前の黎明期においては、民間事業者だけで進めることが困難であることが想定され、国の支援が必要であり、使途の追加に賛成する。 【(株)テレビ東京】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
164	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の使途	【原案】 ・表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補 ・(サ)電波遮へい対策事業 ・(タ)民放ラジオ難聴解消支援事業 【意見】 ・災害発生におけるラジオ放送の役割からも、その受信環境を整備することは電波利用共益事務として妥当と考えます。これまでのラジオ中継局整備事業を引き続き実施することはもちろん適当ですが、それに加えて昨年制度が整えられたラジオのギャップファイラーが活用されるよう、要望します。 ・具体的には、上記(サ)において鉄道トンネルや道路トンネルでの携帯電話の電波中継施設の整備が挙げられていますが、携帯電話に加えて、FMラジオ電波の中継を行うことも十分意義のあることと考えます。トンネル内の車や新幹線車内でFM放送を聞けるようにすることは災害時、非常時に有効なことは当然ですが、さらに、今後、期待されるスマートフォンへのFMチューナー搭載実現の暁には、非常時に災害情報等をスマートフォンのFMチューナーより入手することにより通信トラフィックの削減、ひいては輻輳/遅延の回避にも効果があると考えます。当然ながら、今後、FMチューナー搭載スマートフォンのように電波の効率的な使用を推進する機器の普及を進めることも電波利用共益事務として妥当と考えます。 ・また上記(タ)では「ラジオは災害発生時のファーストインフォーマー」との位置づけから中継局の整備が挙げられていますが、同様に山間地等のラジオの難聴解消のため、この事業にラジオのギャップファイラー設備の整備を加えるよう、要望します。 【北日本放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・民放ラジオ難聴解消支援事業において、平成28年度より、ラジオのギャップファイラー設備の整備についても補助対象としています。 ・トンネル内におけるFMラジオの中継等について、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
165	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の使途	【原案】 「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策)」民放ラジオ難聴解消支援事業 【意見】 放送関係の使途として挙げた上記項目は、何れも電波利用共益事務として妥当と考えます。特に、外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策(デジタル混信の解消)につきましては、隣接国の4K対応など電波環境の変化による影響も予想されるため、視聴者保護の観点でも引き続き取り組むべき課題と考えます。 【(株)福岡放送】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

166	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の 使 途	・放送関係の使途として挙げた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「民放ラジオ難聴解消支援」はいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。 ・大災害に備え、報道機関としての使命や公共性の観点から、また民放としての性格上、BCPの見地からも、民放各局は放送継続のためのバックアップシステムなどの整備を必要としています。電波利用料の使途として、これらの設備投資や設備の保守費用などへの検討を重ねて要望します。 【(株)長崎国際テレビ】	・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。
167	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の 使 途	○放送関係の使途の候補「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「民放ラジオ難聴解消支援事業」はいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。 【札幌テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
168	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の 使 途	【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補 【意見】 「電波利用共益事務」の範囲として、妥当と考えます なお、大災害時に報道機関としての使命を果たすために、放送継続のための予備装置等の整備が必要と考えます。これに関する設備投資や維持・運用について、電波利用共益事務の範囲内として頂くよう要望いたします。 また、(タ)民放ラジオ難聴解消支援事業については、親局ばかりでなく中継局にも難聴エリアが存在します。経営体力の弱い放送局(社)にとっては、補助を受けるにしても、短い年数の間ですべての対策を完了するのは財政的に困難な状況です。よって、平成31年度以降も数年間、補助事業の継続を希望します。 【(株)山梨放送】	・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。 ・民放ラジオ難聴解消支援事業の継続について、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
169	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の 使 途	【原案】 P141 【意見】 今後増大すると思われる異免許人間の周波数利用に際して、公正全且つ適切な周波数調整は重要であり、信頼性の高い第三者機関が共用可能性を確認し・調整する仕組み・システムを電波利用料で構築することは、効率的な周波数利用に寄与することと考えます。 なお、これらの共用の可能性を確認する仕組み作りには、3.4-3.6GHz帯において移動業務と衛星業務の共用・調整の実績を参考にして検討すべきであると考えます。 特に干渉検討結果と実際の運用後の干渉状況の比較が適切に行われる仕組みの導入も視野に入れることが必要であると考えます。 【スカパーJSAT(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
170	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の 使 途	【原案】 P143 【意見】 p. 87他に示されているとおり、5Gについてもアプリケーションによっては超低遅延である必要はなく、衛星回線の遅延を許容できるものもあると予想されるため、災害時や船舶/航空機との通信、或いはマルチキャストのために衛星系を活用することも検討対象に加えるべきと考えます。 【スカパーJSAT(株)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
171	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の 使 途	【原案】 P162 【意見】 4K・8Kの受信設備が普及期に入る前に、電波漏洩を防止するための規格を定めることは大変重要であります。 技術的な規格の策定に加えて、受信設備の適切な施工を担保できる仕組みや漏洩電波を監視する仕組みの構築も合わせて検討して頂くことを要望致します。 【スカパーJSAT(株)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

172	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 「… 2. (2)③に後述するとおり、今後、携帯電話等の移動業務と衛星業務、公共業務等の異なる業務との間で周波数の共用可能性を確認する無線局数が増加するとともに、地理的条件だけでなく時間的条件による周波数共用や運用調整が求められる可能性も高まると考えられる。…」 従って、周波数共用を要する帯域の免許申請に当たっては、無線局を開設しようとする者の求めに応じて、信頼性の高い第三者機関が共用可能性の確認を速やかに行うことにより、稠密な基地局開設を円滑に進めることを可能とすることが必要であり、そのために必要となる効率的かつ実用的な共用可能性の確認・調整システムを電波利用料で構築することが適当である(図3-1-6参照)。」(P141、142)</p> <p>【意見】 このような方策の実現化に賛成いたします。より無駄の少ない周波数利用を実現するために更に機動的なバンド割当てを図るべきだと思います。そのためには、信頼できるいずれかの機関が、利用が無い無線リソースを検知して、利用要求の高い無線システムの運用をいち早く割り当てる機構を整備することが効果的であると考えます。それを可能にするものとして、各種データベースを参照しながらアクティブな無線局をモニターして、空いている地理的・時間的・周波数的ドメインにおける利用制御をかけるしくみが有効であると思います。 2020年にむけた周波数確保の目標(p.105)を達成するためにも、そういった社会的機構や管理運用母体、また技術的な実現性について具体的検討や実証試験を企てる時期にきているものと思います。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
173	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>「電波政策2020懇談会報告書(案)」の表3-1-9(p.136)に次期の電波利用料の使途の候補が挙げられていますが、使途として他の項目と比較して、私なりに重要と考える項目とその根拠を以下に述べます。</p> <p>(1)電波の有効利用のための研究開発 (1-5)電波資源拡大のための研究開発： 現在100GHz以下の周波数領域の技術はかなり成熟した感がありますが、100GHz以上のいわゆるミリ波・サブミリ波あるいはテラヘルツ波とよばれる領域は、他の領域と比較して技術が未成熟だと思われれます。この領域は現在欧米各国で活発な研究開発が国家的な予算措置とともに進められていますが、将来の電波資源の拡大のため、またわが国の安全保障確保のためにも、戦略的、かつ継続的な研究開発投資が必要と思われれます。この周波数領域の産業利用の方向性、海外動向、社会ニーズをしっかりと見定めたうえで政策誘導としての研究開発計画が必要と思います。</p> <p>(1-9)電波の安全性の調査と評価技術 (1-5) 電波、特に高周波数領域の電波の安全性の調査研究およびそのための評価技術はまだまだ不十分だと思われれます。専門家でない人たちのなかには、電磁波に対してに根拠のない恐れや不安を感じる方もおられますので、そのような不安を払しょくし、適正な基準や電磁波の防護指針を定めるためにも、電波の安全性に関する科学的な調査を系統的に実施し、その評価技術を開発することは非常に重要です。</p> <p>(1-8) 電波の安全性や適正利用に関するリテラシーの向上</p> <p>電波に対する一般の方々への理解は非常にあいまいで、科学的根拠のない、電磁波による悪影響に対して不必要に不安になったり、逆に健康や美容に効果があるとする電磁波関連の健康グッズや機器を理解不十分なまま高価で購入したりすることがあります。国民の電波についての理解を深めてもらうため、また効果のない電磁波健康グッズ、詐欺商法を取り締まるためにも、官民(行政、警察、大学、学協会、企業など)一体となった、電磁波リテラシー向上のための施策を行う必要があるのではないのでしょうか？ その他のこととして、現在Mバンドを超える100GHz以上の周波数帯については、周波数帯ごとの呼称が定まっておらず、専門家やコミュニティによって呼称がまちまちであり、混乱している状況にあると思います。行政と学術団体が連携して、100GHz以上の電磁波の周波数帯に応じた呼称を明確することを検討してはいかがでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人①】</p>	<p>・使途について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・100GHz以上の電磁波の周波数帯に応じた呼称を明確にすることについて、頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものですが、御意見として承ります。</p>
174	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 P148</p> <p>【意見】 電波利用料の新たな使途として、地上波での4K・8K放送を実現するための研究開発を対象とすることに賛同します。地上波での4K・8K放送が実現すれば4K・8Kが本格普及することにつながり、日本の放送事業や電気通信事業の発展につながるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ケイ・オプティコム】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

175	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 P143～146</p> <p>【意見】 原案の趣旨に賛同いたします。次期の電波利用共益事務の範囲について、電波の利用を通じて、社会への貢献や社会的課題の解決にも有用な施策を積極的に採り上げていくこととされた上で、「5G実現に向けた研究開発・総合実証実験」や「IoTの社会展開に向けた電波有効利用技術の研究開発・実証」が推進すべき課題として位置づけられていることについて賛同いたします。多種多様なサービスの展開が想定される5G/IoT時代においては、IoTシステムの特性を踏まえ、システム全体を通じた有無線一体となった周波数有効利用技術の研究開発が必須であり、引き続き国による積極的な後押しが重要であると考えます。</p> <p>安心・安全ワイヤレス分野については、東京オリンピック・パラリンピック大会等の大規模イベントを契機に一層の整備・充実が図られることが期待されます。これらの大規模イベントの後においても、我が国の安心・安全を支える社会基盤・資産として安定して広く、長期にわたり利用できるシステムとして整備を進めることが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【富士通(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
176	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【電波利用料の使途】 放送に関わる使途として挙げられた「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」、特に主要な基幹放送である地上波での、4K・8K放送技術の早期確立に向けた実環境における実証試験等を推進すること、と記されたことをはじめ、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「民放ラジオ難聴解消支援」は、いずれも電波利用料の使途として適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
177	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【電波利用料の使途】 ・4K実用放送は、2018年以降、BSで始まると予定されています。4K放送の実施にあたっては4Kマスター設備の構築、4Kの番組制作及び放送に必要な不可欠なFPU等々の全ての放送システムの高高度化等が必要です。4K放送の推進、早期の普及を図る上で、きわめて重要な要件であり、放送システムの高高度化への支援が、電波利用料の使途の対象となるよう再度、検討を要望します。</p> <p>・報道機関としての使命、公共性や放送の担う社会的責務や事業継続の観点も踏まえ、大災害に備えて、放送継続のためのバックアップシステムなどの整備を必要としています。強靱な放送システムの整備は視聴者の利益に適うものであり、電波利用料の使途として、これらの設備投資や設備の保守費用などに適用することの検討を、重ねて要望します。</p> <p>・電波利用料の使途としての次期の施策である電波監視の充実・強化は、電波の混信や妨害を防止するなどして、電波の有効な利用率を高めるものです。電波の監視と並んで、通信を圧迫している違法動画投稿サイトへのアクセス等の不正規なトラフィック量を減らす方策の研究、検討も、電波の有効利用を図る上で、必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送(株)】</p>	<p>・放送事業用設備の高高度化等は重要と考えます。総務省では、FPUの高高度化について、4K・8K用FPUの技術的條件の検討を行っているほか、さらなる高度化に向け、電波利用料による研究開発を行っています。しかし、放送マスター設備の構築については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。</p> <p>・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。</p> <p>・迷惑メール等の不正規なトラフィック量を削減していくことは重要と考えます。ただし、本件については、電波利用共益事務に合致するか慎重な検討が必要と考えます。</p>
178	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>「公的機関等の電波利用が制限される環境における携帯電話等利用環境整備」のご検討ありがとうございます。</p> <p>医療機関において電波を利用する機器の普及が拡大するとともに、患者等による医療機関での無線機器の利用が増加しており、医療機関における電波管理等が適正になされていない場合には、医療機器等に関するトラブルが生じ、高度な医療ICTシステムを導入する際の弊害となるだけでなく、事故等につながるものが危惧されています。</p> <p>そのような問題意識の下、平成27年9月に「医療機関における電波利用推進部会」を電波環境協議会に設置し、平成28年4月4日に、「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」及び「医療機関における電波利用推進部会 平成27年度報告書」を取りまとめました。</p> <p>その検討の中で、医療機関では、携帯電話、無線LANや医用テレメータ等の無線機器の更なる導入を図りたいというニーズが高いものの、医療機器への影響の懸念や、導入コストの問題などから十分には導入が進んでいないことが明らかになりました。</p> <p>これからの医療においては、携帯電話等の活用や医療機器の無線化など、安全な医療サービスの提供や、患者の利便性の向上のために、病院内での無線利用の需要は一層高まると考えられます。</p> <p>ご検討いただいております「公的機関等の電波利用が制限される環境における携帯電話等利用環境整備」は、これら課題解決の一助となると考えております。</p> <p>つきましては、ぜひとも、この制度実現をよろしく願います。</p> <p style="text-align: right;">【電波環境協議会 医療機関における電波利用推進部会】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

179	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<p>【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補 (オ)電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験事務 ・次期において推進すべきものである。</p> <p>(ii) IoT の社会展開に向けた電波有効利用技術の研究開発・実証 (iii) 次世代ITS の実現に向けた研究開発・総合実証 (iv) 4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証</p> <p>【意見】 従来の「研究開発」から「実証・総合実証」をも含める方針が示されたことは、日本で開発された技術の実用化、社会での利活用を後押しするものと考えます。本年に枠組みが整えられた「スマートIoT推進フォーラム」での連携や議論とも相まって技術の実用化、利活用が進むものと期待致します。</p> <p>その上で、従来から実施されてきた「研究開発」においても、競争力のベースとなる(システムの実現を支える)モジュール、デバイス、材料の研究開発への支援となる「電波資源拡大のための研究開発」が、手薄になることなくより一層の支援を期待致します。</p> <p>一例として5G無線通信においても、超高周波の増幅、変調デバイス、これに対応した実装、配線技術、アンテナ等の研究開発には相応の資源が必要であります。世代が進展するに伴って、高機能化と共に小型化、省エネルギー化を実現するために微細加工等の技術はより一層の高度化が進み、なおかつ製品サイクルは短縮化されております。</p> <p>こうした中で、企業単独での開発から製品化への道のりは決して平坦ではありません。国際競争の環境は以前にも増して厳しい状況にあり、世界での確固たる位置を維持、発展するためのより一層の支援に期待するものです。</p> <p style="text-align: right;">【住友電気工業(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
180	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<p>【原案】 (オ)ー b) 放送分野: ・特に、(iv)地上4K・8K放送技術の早期確立に向けた実環境における実証試験等を推進する。 (iv) 4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証</p> <p>【意見】 従来の「研究開発」から「実証・総合実証」をも含める方針が示されたこと、更にそのなかでも4K・8K放送の「実証試験等を推進する」方針が示されたことは、4年後に迫った東京オリンピック・パラリンピック以前に実現する上で急がれる課題であると考えます。</p> <p>スタジアム等での高速のワイヤレス通信の利用においては、バックボーンとなる有線・光アクセス網との連携は必然であり、この点は第2章「図2-3-37 超高速同時配信モデル」中の【必要技術】「無線・光統合制御無線アクセス技術」として掲げられている認識とも一致するものです。</p> <p>今後普及が進むと考えられる10Gbps光アクセス回線に光IPベースで、4K・8Kテレビ映像を素材供給側、視聴者側が共に利用できる技術開発・実用化を推進する支援にも期待致します。</p> <p style="text-align: right;">【住友電気工業(株)】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
181	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<p>放送関係の使途として挙げた「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「民放ラジオ難聴解消支援」はいずれも電波利用共益事務として妥当と考えます。</p> <p>・大災害に備え、報道機関としての使命や公共性の観点から、また民放としての性格上、BCPの見地からも、民放各局は放送継続のためのバックアップシステムなどの整備を必要としています。電波利用料の使途として、これらの設備投資や設備の保守費用などへの検討を重ねて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)秋田放送】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定のもののみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。</p>

182	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 P135 【意見】 使途の範囲は必要最低限にすべきと考えます。2020年に向けては5つの使途を重点的に実施していただくことを要望します。</p> <p>電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務に要する費用(共益費用)であるため、真に必要な使途に限って電波利用料を使用すべきであると考えます。このような使途の範囲の原則を崩さないことを前提に、2020年に向けて、報告書案において次期電波利用料の使途として提言されているものの中から以下を重点的に実施していただくことを要望します。 なお、報告書案において、使途毎の金額規模は示されていませんが、その規模は共益事務としての必要性を検証し、十分な効率化と精査を行った上でメリハリの効いた実施内容とすべきです。</p> <p>①電波遮へい対策事業 携帯電話利用者の利便性の向上、地震等の災害発生時等における利用者の連絡手段の確保、国内外の観光客への情報提供の充実等の観点から、国庫補助率の拡充は確実に行うべきと考えます。特に新幹線は、2020年に向けて重要な交通インフラとして大きな役割を担うことが期待されることから、現在、北陸新幹線、上越新幹線、北海道新幹線、九州新幹線等エリアにおける加速的取り組みは、国民、訪日外国人の利便性の向上に大きく寄与するものです。そのために、民間事業者の負担を軽減するために電波利用料での負担割合を現行の1/3から時限的にでも増加させる支援措置及び2020年に向けた対策事業の計画的実施が必要不可欠です。</p> <p>また、「観光ビジョン実現プログラム 2016ー世界が訪れたい日本を目指してー」(平成28年5月)及び「日本再興戦略2016ー第4次産業革命に向けてー」(平成28年6月2日)においても、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境の実現に向けて、新幹線トンネルにおいて携帯電話の通じない区間の解消を加速化させる旨の方針が示されています。従って、電波利用料での負担割合の増加により、対策を加速させることは国家戦略にも合致するものと考えます。</p> <p>②5G実現に向けた研究開発・総合実証 2020年に向けて技術開発等による新たな電波資源の拡大を図り、電波の能率的利用を確保する観点から、5G実現に向けた研究開発・総合実証を推進する報告書案に賛同します。</p> <p>③4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF 干渉対策) 放送受信設備と携帯電話等との混信や妨害への対処等を行うことは電波の適正な利用を確保する上で必要不可欠なものであることから、次期の電波利用料を用いて以下の活動・支援等を行うとの報告書案に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ー 受信環境整備のための調査研究 ー 受信環境整備のための周知啓発活動 ー 受信環境整備に対する支援 <p>また、本案件に関しては、通信と放送の事業の領域を跨いで影響が発生していること、また、電波の放射を目的としない受信設備の問題でもあること等から、民間事業者のみで出来る対策には限りがあります。従って、行政の対応として、責任部署を明確にして問題の解決を図る取り組みを行っていただくことが必要です。 なお、報告書の留意点に記載されているとおり、干渉対策の支援にあたっては、費用対効果の高い実施手法の調査等を十分に行うことが必要です。</p> <p>④周波数有効利用のための共用可能性の確認・調整システムの構築 今後、周波数の共用を推進した場合、混信防止のため、事前に共用の調整に係る業務が増加すると想定されますので、周波数共用可能性の確認・調整システムを電波利用料で構築するとの報告書案に賛同します。</p> <p>⑤携帯電話等エリア整備事業(携帯電話システムの高度化支援、離島等における高度移動通信システム構築のための光ファイバ網整備支援) 地理的な条件等の問題によりモバイルブロードバンド環境が十分に整っていない地域において、LTE以降の高度移動通信システムを有効に活用するための費用に電波利用料を活用することは、電波の利用に促進することにつながるため、報告書案に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)】</p>	<p>・使途の範囲について、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・使途について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
-----	---------------	---------------------	-----------------	-----------------	---	--

183	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 ② 次期における電波利用料の使途(P133~168) 【意見】 ・次期電波利用料の使途として、5G早期実現、新たな周波数帯域の創出、電波の安全性確保、条件不利地域への携帯電話エリア拡大等、に関連する使途について賛同します。 【(株)NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
184	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】(ウ)周波数有効利用のための共用可能性の確認・調整システムの構築(P141~142) 【意見】 ・今後、周波数共用を前提とした周波数割り当ての機会が増えてくると考えられます。周波数共用可能性の確認・調整システムを構築することは、将来の電波の有効利用促進に直結することから、次期電波利用料の使途として適切であると考えます。 【(株)NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
185	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 (オ)電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験事務(P143~150) 【意見】 ・周波数ひっ迫状況を解消するため、周波数を効率的に利用する技術、共同利用を促進する技術、高い周波数への移行を促進する技術は非常に重要であると考えます。これらは、次期電波利用料の使途として適切であると考えます。 【(株)NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
186	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 (ク)電波の安全性に関する調査及び評価技術(P152~153) 【意見】 ・5G推進等、今後の無線技術の発展や6GHzを超える更なる高周波領域の活用を踏まえ、引き続き国際規格との協調のもと、広範な利用形態に対応可能な人体防護の評価方法について検討頂くことを希望します。 ・特に、高い周波数領域における人体への電波エネルギーの吸収特性を考慮し、より適切な評価方法の早急な検討が必要になるものと考えます。また、同一の筐体に、より多くの無線設備が搭載されることや、それらの無線設備がより多くの周波数を利用することを想定し、これまで以上に効率化を視野に入れた評価方法の検討をお願いします。 【(株)NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
187	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 (コ)携帯電話等エリア整備事業、(サ)電波遮へい対策事業(P154~158) 【意見】 ・次期電波利用料の使途として適切であると考えられることから賛同します。 【(株)NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
188	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 (シ)公的機関等の電波利用が制限される環境における携帯電話等利用環境整備支援(P158~159) 【意見】 ・携帯電話等の利用環境整備支援について、電波利用料が有効に活用されることから報告書案に賛同します。なお、報告書案の内容について以下の検討をお願いします。 ・現状、事業者間で共用できる設備が無く各事業者が個別に対策を行っているところ。支援対象を共用設備に限定する場合、制度が有効に利用されないことが懸念されることから、複数の事業者が個別の設備を同時に導入、施工する場合など、効率性が認められるケースについても支援の対象とするなど、柔軟な運用の検討を希望します。 【(株)NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
189	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 (ソ)4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策)(P162~163) 【意見】 ・BS/CS-IF干渉対策に次期電波利用料を活用することは、電波の有効利用を促進するために適切であると考えます。 ・本施策によりBS/CS-IF漏洩による干渉被害が縮小され、電波の有効利用が促進されることを期待します。 【(株)NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

190	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 (子)電波の安全性に関するリテラシー向上(P164~166) 【意見】 ・各種メディアやインターネットを通じて、携帯電話などの無線通信端末が発する電波が及ぼすと する、健康影響や医療機器影響などを懸念する情報が一般に展開されています。特に近年はスマートフォン の普及や利用形態の多様化など電波利用が増加しており、一般市民が以前よりも関心を持つことが想定 されます。電波利用の不安感を払しょくし、安心して利用いただくため、電波の安全性について一般市民 への正しい理解促進を図ることは重要と考えます。 ・最新の調査研究などの知見に基づく情報の周知啓発など、積極的なリスクコミュニケーションの充実を お願いいたします。 【(株)NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
191	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 ③次期における歳出規模の在り方(P168~170) 【意見】 ・次期の歳出規模について、報告書(案)に記載されている「更なる効率化や必要性の検証を徹底する ことを前提として、その規模を検討することが必要である」との考えに賛同致します。 ・免許人の負担をより軽減できるような適切な歳出規模の検討をお願いします。 【(株)NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
192	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	・4月に発生した「平成28年熊本地震」では南阿蘇村にある中継局が大きな被害を受け、放送の継続が 出来なくなりました。熊本県の放送事業者は報道機関としての使命や公共性、視聴者保護の観点から 臨時の放送中継所を建設し、同時に視聴者の受信対策も行っています。今後は安定的な放送継続のため、 被災した南阿蘇中継局に代わる新たな中継局の建設を予定しています。放送局は、大災害時における国民 の安心・安全確保のための情報伝達手段として重要な役割を担っています。被災時の迅速な放送復旧に資 するよう、受信者対策や送信設備復旧のため電波利用料を財源とした施策へのご配慮をお願いいたします。 【(株)熊本県民テレビ】	被災時における放送復旧に関する支援は重要と考えます。ただし、本件については、電波利用共益事務に 合致するか慎重な検討が必要と考えます。
193	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 アマチュア無線資格の国家試験受験料等の支援 【意見】 原案では、施策目的が明確でないため、「ICT人材育成のためのアマチュア無線資格の国家試験受験料 等の支援」に修正願います。 その上で、将来に向けたICT人材育成は、重要な課題であり、ICT全般にその受益が及ぶものであること から、その実効ある方策として、青少年等を対象としたアマチュア無線資格の国家試験受験料や養成課 程受講料への支援は、今後の電波利用共益事務のテーマとして十分該当するものと考えます。 さらには、今回使途の候補とされている「電波の安全性や適正利用に関するリテラシーの向上」の一つの 手段としても、最も実効性のある施策であると考えます。 【(一財)日本アマチュア無線振興協会】	ご提言頂いた使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、懇 談会の検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。頂いた御意見は、総務省における今後の 政策検討の際の参考とされるものと考えます。
194	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の使途の候補 (オ)電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験事務 b) 放送分野: (iv) 4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証 【意見】 次期における電波利用料の使途について、電波資源拡大のための研究開発として4K・8K放送技術の 確立など放送の高度化、特に次世代地上波放送の早期確立に向けた実環境における実証試験を推進する ことを具体的項目として取り上げたことは妥当と考えます。 4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証試験について、国内の数拠点で共同実証設備 を整備して実環境を用いた技術実証を行うとあります。共同実証設備を用いた技術実証においては電波 利用料を用いている点を踏まえ関東圏だけでなく、地方エリアの様々な地形的な実環境の下で実施さ れることを要望します。 また現状、超高精細度地上波の技術基準策定については遅れている状況であり、技術実証により早期 に技術基準策定のための作業が加速化されることを期待します。 【関西テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。共同実証設備を用いた技術実証につ いて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

195	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の用途	【原案】 表3-1-9 次期の電波利用料の用途の候補 (ソ)4K・8K 普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF 干渉対策) 【意見】 次期の電波利用料の用途の候補として4K・8K 普及促進等のための衛星放送受信環境整備 に関する支援等が項目として取り上げられたことは、2016年からBS右旋による4K・8K試験放 送、2018年からBS右旋による4K、左旋による4K・8K実用放送が実施されることから必要な受 信環境整備や視聴者に混乱を生じさせないという観点から適切と考えます。 【関西テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
196	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の用途	【原案】 電波は、スマートフォンの急速な普及により極めて多数の利用者に多様なサービスを提供したり、 災害時の重要な通信の確保や情報提供の手段として活用されたりするなど、国民生活において 欠くことのできない、公共性の高い社会インフラとなっている。 【意見】 ・熊本県では、4月に発生した「平成28年熊本地震」により南阿蘇中継局が甚大な被害を受け、放 送の継続が出来なくなりました。現在受信対策や送信対策を通じ、地域住民や被災された方々へ の情報伝達復旧を図っていますが、放送局の役割を重く感じているところです。 5年前の東日本大震災での放送事業者各社様の放送継続へのご努力や、今後予想される南海 トラフ巨大地震などへの備えを考える時、被災時の迅速な放送復旧に資するよう、受信者対策や 送信設備復旧のため電波利用料を財源とした施策の、更なるご配慮をお願いいたします。 【熊本朝日放送(株)】	被災時における放送復旧に関する支援は重要と考えます。ただし、 本件については、電波利用共益事務に合致するか慎重な検討が必要 と考えます。
197	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の用途	【原案】 そのため、観光拠点、防災拠点、教育拠点については、民間事業者による投資インセンティブが 低いことを踏まえて、自治体等が主導的に公衆無線LAN環境を整備し、国がこれを積極的に支援 することが必要である。 従って、次期においては、例えば、2020年までに主要な観光拠点、防災拠点、教育拠点におい て、セキュアで利便性の高い超高速・大容量の公衆無線LAN環境が整備されることを目指し、地 方公共団体や第三セクターがWi-Fi環境が未整備の防災拠点等に無線アクセス装置、制御装 置、電源設備、伝送路設備等を整備するのに必要な費用の一部補助を実施する等により支援す るのが適当である(図3-1-18参照)。 【意見】 公衆無線LAN環境の整備支援に賛同する。 無線LANはインターネットアクセス手段のみならず、観光客向けサービスや街づくりに活用するこ とによって地域活性化が見込まれる。また、位置情報と連動した周辺情報の提供や他言語対応 サービスの提供により、地域の魅力向上にもつながる。さらに、多様なサービスを同一の周波数 帯で提供することにより電波の有効利用も促進される。このため、こういった多様なサービスを行 う無線LANの整備と利用促進が図られるべきと考えます。 【シスコシステムズ合同会社】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
198	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の用途	【原案】 P128 【意見】 報告書(案)のとおり、5Gシステム等の実用化においては、電波ニーズが拡大することは確実で あり、社会的な課題への対応に留意することは適切であり支持します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
199	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の用途	【原案】 P134 【意見】 報告書(案)のとおり、5Gをインフラ基盤とする「ウルトラブロードバンド」、「ウルトラIoT」、「次世代 ITS」の3つのプロジェクト推進するために、「表3-1-7」、「表3-1-8」、「表3-1-9」におけ る提言は、適切であり支持します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
200	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在 り方	②次期にお ける電波利用 料の用途	【原案】 P142 【意見】 報告書(案)のとおり、移動通信分野における技術基準等の制度整備等を見据え、5Gの早期実 現に向けた総合実証試験等が、周波数ひっ迫対策の技術試験事務の対象となることは適切であ り支持します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

201	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	【原案】 P144 【意見】 報告書(案)のとおり、次期において基本技術の研究開発に取り組むとともに、5Gシステムの総合実証試験に取り組むことが重要であり、地方都市での実施、研究開発成果の流用や、オープンな試験環境、国際標準化への貢献等を踏まえ実施すべきであること等の提言を支持します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
202	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	【原案】 P150 【意見】 報告書(案)のとおり、5Gシステムの国際的な周波数の確保には、ITUやAPT等の国際標準機関への提案や影響力の確保が適切であり、提言を支持します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
203	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	【原案】 P150 【意見】 報告書(案)のとおり、5Gシステム等において開発された周波数利用効率の高い無線技術について、国際的な優位性を確保するため、国際標準化に限らず国際的な普及展開を図ることが重要であり、その具体的な施策の提言を支持します。 【第5世代モバイル推進フォーラム】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
204	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	4月に発生した「平成28年熊本地震」により南阿蘇中継局が甚大な被害を受け、放送の継続ができなくなりました。報道機関としての使命や公共性の観点から、放送継続の為、臨時に仮設南阿蘇中継局を建設しました。今後は、被災した南阿蘇中継局に代わる、安定した放送継続のための中継局を建設する予定です。このような被災放送施設の復旧整備のための施策を要望します。 【(株)エフエム熊本】	被災時における放送復旧に関する支援は重要と考えます。ただし、本件については、電波利用共益事務に合致するか慎重な検討が必要と考えます。
205	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	【原案】 「(オ)電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験事務 b)放送分野：4K・8K放送技術の確立など放送の高度化、放送用周波数の一層の効率利用を図るための技術の開発及び試験を実施する。特に、(iv)地上4K・8K放送技術の早期確立に向けた実環境における実証試験等を推進する。」 また、「f)安心・安全ワイヤレス分野：第2章2. (3)③(ア)で示されたように、社会インフラにおける電波の果たす役割が益々高まる中、我が国ではワイヤレスビジネスにより人々がどこにいても安心・安全なサービスや生活を享受できるような技術力を確保するための研究開発及び試験を推進する。特に、航空関連ビジネスの安心・安全のための無線システムの高度化に向け、(vi)航空機用通信アンテナ技術や空港を監視するレーダー技術等の開発等を推進する。」に関して、以下に意見を記載致します。 【意見1】 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、4K・8K放送技術の確立に対する取り組み施策は、非常に有益であると考えます。8K向け次世代映像素材伝送技術など実用化を目指した研究開発、実証試験等への前広な継続的ご指導ご支援をお願い致しますとともに、大きく期待致します。 【意見2】 安心・安全ワイヤレス分野であるリニアセル・センサーネットワークにおいては、リニアセルは、(2)ワイヤレスビジネスによる国内成長・海外展開政策、(エ)具体的な重点取組分野、b)項に提言のとおり、「新しい市場を拓くものであり、国際競争力上も我が国が優位に立てる可能性は小さくない。」と考えます。また、空港以外の鉄道分野、高速道路監視システム等への幅広い展開が期待されるものと想定されます。 このため、表2-2-4 ワイヤレスビジネス成長のため環境整備、表2-2-5 ワイヤレスビジネス成長のためのアクションアイテム等の提言に沿って、課題解決のための研究開発、実証試験等への財政支援、ならびに、総務省、国土交通省をはじめとする省庁間取組み、産学官連携、国際機関等との連絡調整などの場面を含め、国際標準化等に対する継続、多大なご指導ご支援をお願い致しますと考えます。 【(株)日立国際電気】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

206	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 表3-1-8 継続する現行の使途と推進すべき課題との関係 (略)</p> <p>【意見】 本報告書において「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-1F干渉対策)」「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」が電波利用共益事務の範囲に基づき推進すべき課題と位置付けられたことは妥当と考えます。新たな伝送技術、映像符号化技術の開発などを進めることは、将来に向けた電波資源の有効利用につながり、最終的には免許人全体、国民の利益にかなうものと考えます。 特に4K・8Kに関する新規の2件は、衛星による実用放送の制度整備が進む中、電波の有効利用や視聴者保護の観点での課題解決に必要な不可欠であるため、積極的に推進すべきものと考えます。 また、2018年に開始予定のBSIによる4K・8K実用放送の実現に向けて受信環境のテストセンター構築や帯域再編が行われた場合に必要な費用の支援などを強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ朝日】</p>	<p>・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・テストセンター構築や帯域再編について、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
207	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 (オ)電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験事務(P143~147)</p> <p>【意見】 研究開発及び技術試験の課題のうち、移動通信分野は市場規模も大きく特に成長が著しいため国際競争も一層激しくなる考えられております。次期において推進すべき課題の中でもとくに以下の三分野はより重点的な課題と考えます。 (i) 5G実現に向けた研究開発・総合実証 (ii) IoT の社会展開に向けた電波有効利用技術の研究開発・実証 (iii) 次世代ITS の実現に向けた研究開発・総合実証</p> <p style="text-align: right;">【ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
208	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 P140~141 (ウ)周波数有効利用のための共用可能性の確認・調整システムの構築 現行のように、周波数共用を要する帯域の免許申請に当たって、個別の基地局毎に免許人間で干渉計算を行う方法では、無線局の開設まで多大な時間を要することとなる。 従って、周波数共用を要する帯域の免許申請に当たっては、無線局を開設しようとする者の求めに応じて、信頼性の高い第三者機関が共用可能性の確認を速やかに行うことにより、稠密な基地局開設を円滑に進めることを可能とすることが必要であり、そのために必要となる効率的かつ実用的な共用可能性の確認・調整システムを電波利用料で構築することが適当である。</p> <p>【意見】 ・3.5GHz帯の第4世代移動通信システムと衛星システム間の周波数共用においては、移動通信システムの局数が多いため、システム間の干渉検討・調整に多大な時間を要し、円滑なエリア展開の妨げになると考えられます。この解決のため、「信頼性の高い第三者機関が共用可能性の確認を速やかに行うことにより、稠密な基地局開設を円滑に進めることを可能とすることが必要であり、そのために必要となる効率的かつ実用的な共用可能性の確認・調整システムを電波利用料で構築することが適当」とする考えに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
209	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 P144 (オ)電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験事務 (i) 5G実現に向けた研究開発・総合実証 ・周波数の有効利用に資する第5世代移動通信システム(5G)の実現に向けて、現在、次のような超高速、大容量、低遅延等に関する基本技術について、研究開発や技術試験事務を実施している。 ・次期においては、引き続き、それらの基本技術の研究開発に取り組むとともに、第2章3.(2)①にも示されたように、産学官の連携により、ワイヤレス、ネットワーク、アプリを連携させた総合実証試験を、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を意識して、東京及び地方都市で実施するのが適当である。</p> <p>【意見】 ・新技術の世界に先駆けた導入は、国際競争力を強化と、日本の産業・経済の発展に大きく寄与するものと考えことから、電波利用料の活用により、5Gの新技術の実用化を加速する実証実験・技術開発を推進することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

210	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 P150～151 (キ)周波数の国際協調利用促進のための無線通信技術の国際展開 我が国において開発された周波数利用効率の高い無線技術等について、国際標準化だけでは十分な効果が得られないケースにおいては、その技術の国際的な優位性を確保することが重要であることから、そのような技術の国際的な普及展開を通じ、我が国の技術的プレゼンスの向上、我が国の国際競争力の向上を図ることが必要である。 そのため、第2章2. (3)②(イ)にも示されたように、次期においては、我が国で開発された周波数利用効率の高い無線技術等を国際的に普及展開させるために、例えば、国際機関等との連絡調整、官民ミッションの派遣、人的交流、諸外国の市場動向調査、現地での実証実験等を実施することが適当である。</p> <p>【意見】 ・国際競争力強化のため、日本が誇る高い水準の無線関連の開発スキルや運用スキルを積極的に海外展開し、諸外国との協力関係を構築すると共に、世界的に日本の技術のプレゼンスを高めることが必要であると考えことから、「周波数の国際協調利用促進のための無線通信技術の国際展開」の実施に電波利用料を活用することに賛同いたします。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
211	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 P156 (ニ)携帯電話等エリア整備事業 (ii) 離島等における高度移動通信システム構築のための光ファイバ網整備支援 従って、例えば、地理的に条件不利な地域においてもLTE以降の高度移動通信システムが有効に利活用され、利用者が生活のあらゆる場面で、様々な機器や端末で最適なネットワークに接続することが可能な環境を実現するために必要な光ファイバの整備費用や、他者が所有する既設の光ファイバを利用してLTE以降のサービスを提供する場合に必要な費用の一部補助を実施する等により支援することが適当である。</p> <p>【意見】 ・離島等における高度移動通信システム構築のための光ファイバ網の整備にあたっては、光ファイバ網構築後の維持費用が事業者にとって過度な負担にならないよう配慮されることを希望いたします。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
212	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途	<p>【原案】 P157 (サ)電波遮へい対策事業 ・次期においては、携帯電話利用者の利便性の向上、地震等の災害発生時等における利用者の連絡手段の確保、国内外の観光客への情報提供の充実等の観点から、例えば、現行の補助事業の予算や国庫補助率を拡充する等により、電波遮へい対策を強化、加速することが適当である。 ・なお、基幹路線である新幹線については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催期間中に、多数の国内外の観光客等による利用が見込まれることから、2020年までに新幹線トンネルの全区間について対策完了を目指すことが適当である。</p> <p>【意見】 ・国民及び訪日する外国人旅行者の利便性の向上のため、2020年までに新幹線トンネルの全区間について対策完了を目指すことに賛同いたします。なお、短期間での対策が必要となる場合には、対策対象を特定する等の仕組みによる補助率引き上げを検討されることを希望いたします。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

213	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<p>【原案】 P158～159 (シ)公的機関等の電波利用が制限される環境における携帯電話等利用環境整備支援 医療機器への影響を低減させ、安全に携帯電話を利用するためには、院内において屋内基地局等を整備し、十分な受信電力を確保するなどにより、携帯電話端末の送信電力を抑制すること等で電波の適正な利用を確保することが可能である。従って、次期においては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最適な電波利用環境の構築に関する調査研究 ・電波利用環境の構築方策等に関する技術支援 ・電波利用環境の構築に対する支援 <p>等により支援することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の安心・安全と利便性向上を実現する医療機関の電波環境整備(屋内対策工事等)の支援実施に賛同いたします。なお、本施策の実施にあたっては、事業者間や工事関係者との調整が複雑化するなどの理由によって適用が遅延しないよう、活用し易いルール、支援の仕組みが構築されることを希望いたします。 	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
					【KDDI(株)】	
214	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<p>【原案】 P165 (チ)電波の安全性や適性利用に関するリテラシーの向上 今後は、無線機器がウェアラブル化されるなど、その利用形態が急速に多様化していくなかで、電波の安全性、有効性や適正利用についてのリテラシー教育がより必要となっていく。特に、若い世代や実際の現場で電波を利用する関係者が電波制度や電波利用の知識を備えることが重要であり、教育現場等を通じたリテラシー向上の重要性は高まっている。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5G時代の高い周波数帯利用やワイヤレス電力伝送等の新技術導入、更にはIoT普及による新たな電波利用等、国民の電波に対する関心が益々高まると共に、電波利用に関する正しい理解が求められるようになってくることから、国による電波の安全性、有効性や適正利用についてのリテラシー教育の実施・強化に賛同いたします。 	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
					【KDDI(株)】	
215	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県では、4月に発生した「平成28年熊本地震」により南阿蘇中継局が甚大な被害を受け、放送の継続が出来なくなりました。受信対策や送信対策を通じ、地域住民や被災された方々への情報伝達手段としての放送局の役割を重く感じているところです。 ・5年前の東日本大震災での放送事業者各社様の放送継続へのご努力や、今後予想される南海トラフ巨大地震などへの備えを考える時、被災時の迅速な放送復旧に資するよう、受信者対策や送信設備復旧のため電波利用料を財源とした施策の、更なるご配慮をお願いいたします。 	<p>被災時における放送復旧に関する支援は重要と考えます。ただし、本件については、電波利用共益事務に合致するか慎重な検討が必要と考えます。</p>
					【(株)熊本放送】	
216	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の 使途	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成28年熊本地震」により南阿蘇中継局が甚大な被害を受け、放送の継続ができなくなりました。報道機関としての使命や公共性の観点から、放送継続のために仮設南阿蘇中継局を建設したほか、視聴者保護の観点から受信対策も放送事業者が実施しています。また、被災した南阿蘇中継局に代わる新中継局の置局も控え、災害復旧・復興費用など想定外の支出が経営状態を悪化させています。 ・今後予想される南海トラフ巨大地震や内陸型地震等による被災時の迅速な放送復旧に資するよう、受信者対策や送信設備復旧のために災害支援のスキームの策定をご検討いただきますようお願い致します。 ・また、地震以外の風水害・火山等の災害に対しても同様な災害支援の施策をお願い致します。 	<p>被災時における放送復旧に関する支援は重要と考えます。ただし、本件については、電波利用共益事務に合致するか慎重な検討が必要と考えます。</p>
					【(株)テレビ熊本】	

217	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の用途	<p>【原案】 P159、160</p> <p>【意見】</p> <p>・日本ケーブルテレビ連盟および会員ケーブルテレビ事業者は、公衆無線LANの整備についても積極的に推進しています。公衆無線LANは、各地域の災害発生時における通信環境の確保やオフレードの観点から電波の有効利用に寄与するとともに、教育現場での活用やまちづくりの観点等からIoT時代を実現する無線インフラとして重要であると考えます。特に、今回重点分野として言及されている「教育拠点」においては、セキュアな回線に対するニーズが高いため、当該要件を満たす地域BWAとWi-Fiを組み合わせた環境構築への期待が高まっております。このような観点からも、地域BWAと同様に、公衆無線LANの整備・普及に向けても、公共の福祉の増進に寄与することを旨とし、今後ケーブルテレビ事業者が役割を担うことが重要と考えます。</p> <p>・今後重点整備箇所とされている公共的な施設における整備に向けては、採算性や費用対効果の観点から地域が主体的に取り組むことはより困難であると考えます。そのため、引き続き国が積極的に支援することが不可欠であるため、本指針について賛同いたします。</p> <p>・一方で、現在ケーブルテレビ事業者が自治体様との連携を図りながら、公衆無線LANサービスの整備・普及に取り組んでいるところ、『自治体等が主導的に公衆無線LAN環境を整備』するためには依然として課題が多い状況です。</p> <p>・第一に、費用面、とりわけ整備後の維持費の負担が大きな阻害要因となっております。今後「携帯電話等エリア整備事業」予算からの拠出が予定されていること、当該用途の性格に鑑み、伝送路費用も含めた費用負担軽減に係る制度的措置について明確にして頂きたいと考えます。</p> <p>・第二に、各種認証方式を活用した利用に係る手続きの簡素化といった利便性向上と、トレーサビリティ等のセキュリティポリシーの強化のバランスについて、業界内での乱立や調整等に伴う整備・維持費用増のリスクを回避するため、これらの仕様に係る国としての指針や共通化ガイドラインの規定等が、早期の整備促進の観点から、必要と考えます。</p> <p>・第三に、公衆無線LANの整備に対する関心や認知度、また動機や契機等が自治体等によって異なることなどを背景に、未だ全国的な取り組みが進んでいるとは言えません。このような状況から、活用事例の横展開を図るための情報共有や公正な競争環境に資する手続きの標準化などについても、地方自治体等への周知活動を徹底して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
218	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	②次期における電波利用料の用途	<p>【原案】 P152</p> <p>【意見】</p> <p>電波の安全性に関する評価の実施について賛同いたします。</p> <p>電波を利用するユーザは暮らしの中において、電波と安全な暮らしについて高い関心を持っていると思います。現時点では6GHz以上の周波数を利用する無線システムは電波吸収率を測定する方法等が国際的に確立されていない状況でもあります。第5世代モバイル通信システム(5G)やWi-Gig等の先進的な高い周波数を利用した無線システムに関し、国民が安心・安全に利用できる環境を確保することが必要となります。電波の安全性に関する安全性の評価や第三者等による知見を高めるとともに、国際機関等と連携し我が国主導の国際標準化の基準作りの取組をお願いいたします。</p> <p>また、電波の安全性に関して御省が説明会を全国で実施しておりますが、その取り組みの継続は重要です。電波の安全性に関して、広く国民に対して更なる周知を図る取り組みの強化推進をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

219	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途 ③次期における歳出規模の在り方	<ul style="list-style-type: none"> * 電波利用料について、各年度の歳入と歳出は一致させる必要がある。と明記されたことについては適切と考えます。 * 使途については、そもその目的である電波利用共益事務に限定することを強く要望します。 * 特に前年までの地デジ対策後年度負担、約300億円がなくなることを踏まえ、歳出総額の大幅な抑制を要望します。平成28年度では歳入716億円に対し、歳出は658.7億円と57億円強もの乖離があります。これが仮に一般財源に組み入れられるようなことになれば、本来の目的からかけ離れることとなります。また、電波利用料本来の使途も厳格に精査していただけることを要望します。 * 4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証について、できればインバンドなどに向けた4K番組の制作設備に対しても、使途の一つとして考慮していただきたいと考えます。地方制作番組の海外展開などのため、放送事業システムの高度化を進めるためにも使途の検討を要望します。 * 民放ラジオ難聴対策支援につきましては、電波利用料の使途として妥当と考えます。特にAMラジオ放送においては、大都市だけでなく、地方都市においてもコンクリートの建物内では電波が入りづらい状況となっています。非常災害時に於いて、AMラジオは有効なメディアとして認識されてはおりますが、避難所や対策本部でAMラジオが聞こえないという状況は解決しなければなりません。FM補完など、放送基盤のさらなる強靱化にも配慮を要望します。 * テレビ放送についても、大災害時に備え報道機関の使命、公共性の観点から、またBCPの見地からも、放送継続のためのバックアップシステム整備が必要となっております。大災害時などにより、方が一送出機能が喪失した場合に備え、近隣の系列局で放送継続をカバーするべく、体制・設備に関しても作業中であります。これらの設備投資や保守費用についても電波利用料の使途としての検討を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・使途について、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。
					【四国放送(株)】	
220	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	②次期における電波利用料の使途 ③次期における歳出規模の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 【原案】 電波利用料制度の共益費用としての性格や、特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 【意見】 電波利用料に関しては使途を電波利用共益費に限定し、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えており今回の検討は妥当であるとする。またその利用は、電波利用共益事務以外の支出(使途)に充てるべきではない。 	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【(株)TBSテレビ】	
221	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方 ②次期における電波利用料の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことについては、適切と考えます。 ・全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが示されていますが、必要性や効率化の検証を強化・徹底すると共に、使途については電波利用共益事務に限定することを強く要望します。特に地上デジタル放送対策の後年度負担である約300億円がなくなることも踏まえ、歳出総額を大幅に抑制・削減するよう、要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【青森放送(株)】	
222	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方 ②次期における電波利用料の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことについては、適切と考えます。 ・使途については電波利用共益事務に限定することを強く要望します。特に地上デジタル放送対策の後年度負担である約300億円がなくなることも踏まえ、歳出総額を大幅に抑制・削減するよう、要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【山形放送(株)】	

223	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方 ②次期における電波利用料の使途	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことについては、適切と考えます。 全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが示されていますが、必要性や効率化の検証を強化・徹底すると共に、使途については電波利用共益事務に限定することを強く要望します。特に地上デジタル放送対策の後年度負担である約300億円がなくなることも踏まえ、歳出総額を大幅に抑制・削減するよう、要望します。 その上で各無線局の電波利用料の料額も低減の方向での検討を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
【(株)長崎国際テレビ】						
224	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方 ②次期における電波利用料の使途	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことは適切と考えます。 全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが示されていますが、必要性や効率化の検証を強化・徹底すると共に、使途については電波利用共益事務に限定することを強く要望します。 地上デジタル放送総合対策事業費の国庫債務負担行為歳出化の終了を踏まえ、歳出規模を大幅に削減、抑制するよう要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
【札幌テレビ放送(株)】						
225	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方 ②次期における電波利用料の使途	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことについては、適切と考えます。 全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが示されていますが、必要性や効率化の検証を強化・徹底すると共に、使途については電波利用共益事務に限定することを強く要望します。特に地上デジタル放送対策の後年度負担である約300億円がなくなることも踏まえ、歳出総額を大幅に抑制・削減するよう、強く要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
【(株)秋田放送】						
226	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方 ②次期における電波利用料の使途	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことについては、適切と考えます。 「全体の所要額が相応の規模になる見込み」と記載されていますが、使途については電波利用共益事務に限定することを要望します。特に地上デジタル放送対策の後年度負担がなくなるので、歳出総額の大幅抑制・削減するよう要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
【西日本放送(株)】						
227	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方 ①次期における電波利用共益事務の範囲 ②次期における電波利用料の使途	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度～28年度において、電波利用歳出の4割程度を占めていた「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」事業がほぼ終了していることから、歳出額の大幅な抑制を要望します。 電波利用の高度化に伴い「電波利用を通じて、社会への貢献や社会的課題の解決にも有効な施策」を採り上げる点は妥当と考えます。また、「電波と直接関係のない一般的な施策」を範囲外として明記した点も適切と考えます。 「各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」と明記された点は妥当と考えます。また、「歳出規模」について「更なる効率化や必要性の検証を徹底する」ことが検討において必要と記載した点も適切と考えます。 大災害に備え、報道機関としての使命や公共性の観点から、また民放としての性格上、BCPの見地からも、放送継続のためのバックアップシステム、非常用回線の構築などの整備を必要としています。電波利用料の使途として、これらの設備投資や設備の保守費用などへの検討を重ねて要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 大災害に備えた放送継続のためのバックアップシステムは重要と考えます。しかし、本使途については、個別分野の対策であり特定の者のみが受益するものであることから、検討の結果、推進すべき課題としなかったものです。
【(株)静岡第一テレビ】						

228	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	<p>【原案】 電波利用料制度の共益費用としての性格や、特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>制度ワーキンググループでは、②で提言した次期の電波利用料の使途の候補である21の事業について、個々の事業の所要額の規模感を議論した。これらの21事業は、今後の電波利用状況に加えて、電波利用を通じた社会への貢献、社会課題の解決といった視点から選定されているが、実際にそれらの事業を実施した場合、全体の所要額は相応の規模になると考えられる。</p> <p>従って、それらの事業の実施に当たっては、①の「電波利用共益事務の範囲」の観点から電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】 各年度の歳入と歳出の関係を一貫させる必要がある旨が明記されたことは適切と考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
229	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	<p>電波利用共益事務の効率化や必要性を精査したうえで、歳入・歳出規模をできる限り圧縮に努めていただけますようあらためて要望します。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
230	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	<p>・各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことについては、適切と考えます。</p> <p>・全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが示されていますが、必要性や効率化の検証を強化・徹底すると共に、使途については電波利用共益事務に限定することを強く要望します。特に地上デジタル放送対策の後年度負担である約300億円がなくなることも踏まえ、歳出総額を大幅に抑制・削減するよう、要望します。</p>	<p>・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな使途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
231	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	<p>・各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことについては、適切と考えます。</p> <p>・全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが示されていますが、必要性や効率化の検証を強化・徹底すると共に、使途については電波利用共益事務に限定することを強く要望します。特に地上デジタル放送総合対策の負担である300億円が無くなることも踏まえ、歳出総額を大幅に抑制・削減するよう、要望します。</p>	<p>・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな使途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
232	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	<p>・各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことについては、適切と考えます。</p> <p>・全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが示されていますが、必要性や効率化の検証を強化・徹底すると共に、使途については電波利用共益事務に限定することを強く要望します。特に地上デジタル放送対策の後年度負担である約300億円がなくなることも踏まえ、歳出総額を大幅に抑制・削減するよう、要望します。</p>	<p>・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな使途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
233	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	<p>【原案】 電波利用料制度の共益費用としての性格や特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。</p> <p>【意見】 共益費用の性格、特定財源の位置づけにより各年度の歳入と歳出は一致させる必要があると明記されたことは適切と考えます。この件につきましては制度開始から平成26年度までの間で約670億円が歳入過多となっており、更に平成29年度からは地デジ総合対策費の後年度負担(国庫債務負担行為)が完了して歳出規模が縮小するという事実を考慮していただくことが肝要かと思えます。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

234	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことについては、適切と考えます。 全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが示されていますが、用途については電波利用共益事務に限定することを強く要望します。特に地上デジタル放送対策の後年度負担である約300億円がなくなることも踏まえ、歳出総額を大幅に抑制・削減するよう、要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【(株)鹿児島読売テレビ】	
235	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> 【原案】各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 【意見】各年度の歳入と歳出を一致させる必要がある旨が明記されたことは適切であると考えます。次期における事業を実施した場合、全体の所要額は相応の規模になる見込みとの記載がありますが、行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【(株)新潟放送】	
236	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことについては適切と考えます。しかし、ここ数年の歳入と歳出の間には、まだまだ乖離があると言わざるを得ません。こうした乖離が生じないよう両者を抑制的な方向で一致させるさらなる努力が必要と考えます。 歳出規模全体は、その安易な拡大が将来的に電波利用料制度の破綻を招かないよう常に抑制的であるべきと考えます。また、併せて電波利用料の用途は厳格に精査していただくことを要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【日本海テレビジョン放送(株)】	
237	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> 【原案】電波利用料制度の共益費用としての性格や、特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。(中略) 「電波利用共益事務の範囲」の観点から電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。 【意見】次期においては、電波ニーズの拡大に向けた取組や電波利用環境の更なる整備等、新たな用途の追加が見込まれておりますが、これまで歳出の中で大きな割合を占めていた地デジ対策が平成28年度でほぼ終了するため、歳出規模の縮小が可能と予測されます。行政は引き続き、各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【(株)CBCテレビ】	
238	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> 【原案】電波利用料制度の共益費用としての性格や、特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 事業の実施に当たっては、「電波利用共益事務の範囲」の観点から電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。 【意見】各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある旨が明記されたことは適切と考えます。また、次期における電波利用の用途の候補として提言された事業を実施した場合の全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが記載されていますが、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、歳出規模の抑制を含め、次期の歳出規模の検討を行うことを強く要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【東海テレビ放送(株)】	

239	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	<p>【原案】 (イ)次期における歳出規模の在り方 制度ワーキンググループでは、②で提言した次期の電波利用料の用途の候補である21の事業について、個々の事業の所要額の規模感を議論した。これらの21事業は、今後の電波利用状況に加えて、電波利用を通じた社会への貢献、社会課題の解決といった視点から選定されているが、実際にそれらの事業を実施した場合、全体の所要額は相応の規模になると考えられる。 従って、それらの事業の実施に当たっては、①の「電波利用共益事務の範囲」の観点から電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】 制度ワーキンググループ提案の提言については、革新的なものではなく、電波は戦略的に重要なテーマであるため、少なくとも現状以上の予算規模で積極的に政策を打つべきだと議論もあるが、無線局免許人の負担を過度にすべきではなく、必要性、重要性と共に効率なども考慮して慎重に進めるべきである。今後の利用促進の目的もあるが、電波利用を通じた公共性を重視し基本的に歳入、歳出の規模は抑制的にすべきである。</p> <p>【(株)TBSテレビ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
240	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	<p>基本方針では歳入と歳出の乖離を指摘したうえで、「各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」としたことは適切と考えます。次期用途候補として提言された事業に関しては「全体の所要額は相応の規模になる見込み」との記載がありますが、デジタル化対策の終了に伴う歳出減少を踏まえ、事業内容の精査を十二分に行ううえで、歳入・歳出をそれぞれ削減一致させるよう制度の再設計を要望します。</p> <p>【(株)宮城テレビ放送】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
241	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	<p>【原案】 電波利用料制度の共益費用としての性格や、特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 (中略) 制度ワーキンググループでは、②で提言した次期の電波利用料の用途の候補である21の事業について、個々の事業の所要額の規模感を議論した。これらの21事業は、今後の電波利用状況に加えて、電波利用を通じた社会への貢献、社会課題の解決といった視点から選定されているが、実際にそれらの事業を実施した場合、全体の所要額は相応の規模になると考えられる。 従って、それらの事業の実施に当たっては、①の「電波利用共益事務の範囲」の観点から電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】 ●各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある旨が明記されたことは適切と考えますが、一方で電波利用料の総額は平成5年の制度施行以来、10倍近くまで規模が拡大しているのも事実であり、全体規模の拡大には効率化が大前提と考えます。 ●また、平成28年度の予算では歳入額716億円に対し、歳出額が659億円と収支差があるのに加え、これまでの収支差累積額がおよそ600億円となっています。こうした状況をふまえ、収支差額について歳入が歳出を上回った場合には、次年度以降に繰り越し、電波共益業務に活用できるようにするなど、柔軟な運用を可能とする制度を検討すべきと考えます。</p> <p>【(株)フジテレビジョン】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・まずは平成29年度以降の歳入と歳出を一致させる必要があると認識しています。また電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料を繰り越しについて規定されています。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
242	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	<p>【原案】 電波利用料制度の共益費用としての性格や、特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 (中略) 制度ワーキンググループでは、②で提言した次期の電波利用料の用途の候補である21の事業について、個々の事業の所要額の規模感を議論した。これらの21事業は、今後の電波利用状況に加えて、電波利用を通じた社会への貢献、社会課題の解決といった視点から選定されているが、実際にそれらの事業を実施した場合、全体の所要額は相応の規模になると考えられる。 従って、それらの事業の実施に当たっては、①の「電波利用共益事務の範囲」の観点から電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】 各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある旨が明記されたことは、民放連などの主張に沿ったものであり、適切と考えます。 全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが記載されていますが、行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

243	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	電波利用料の使途については電波利用共益事務に限定し、歳出をできるだけ抑制するよう要望します。 【(株)テレビ岩手】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
244	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	・各年度の歳入と歳出を一致させる必要があると明記されたことは「適切であると考えます。」 ・次期における歳出規模については新たな使途の追加も含めて相応の規模になると示されていますが、デジタル化費用は約300億円であったことを踏まえて今後は大胆な削減努力は実施されるべきだと考えます。 【広島テレビ放送(株)】	・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな使途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
245	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	【原案】 電波利用料制度の共益費用としての性格や、特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 (中略) 制度ワーキンググループでは、②で提言した次期の電波利用料の使途の候補である21の事業について、個々の事業の所要額の規模感を議論した。これらの21事業は、今後の電波利用状況に加えて、電波利用を通じた社会への貢献、社会課題の解決といった視点から選定されているが、実際にそれらの事業を実施した場合、全体の所要額は相応の規模になると考えられる。 従って、それらの事業の実施に当たっては、①の「電波利用共益事務の範囲」の観点から電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。 【意見】 各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要がある旨が明記されたことは、適切と考えます。全体の所要額が相応の規模になるとの見通しが記載されていますが、行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。 【朝日放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
246	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	【原案】 電波利用制度の共益費用としての性格や、特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。(中略) 従って、それらの事業の実施に当たっては、①の「電波利用共益事務の範囲」の観点から電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。 【意見】 前回の改定で通信事業者の特定係数の見直しがあり放送所業者は20%増となりましたが、平成25年度の電波利用料決算では「歳出が歳入の84%」となっており、127億もの乖離が生じていました。今回、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある旨が明記されたことは、当社の主張に沿ったものであり、適切と考えます。使途については、地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援対策の後年度負担である約300億円がなくなることを踏まえ、歳出額を大幅に抑制・削減することの検討、また必要性の検証を徹底することを強く要望します。 【(株)テレビ新潟放送網】	・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな使途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
247	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用共益事務の在り方	③次期における歳出規模の在り方	【原案】 P169 従って、電波利用料制度の共益費用としての性格や、特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 【意見】 各年度の歳入と歳出を一致させる必要がある旨が明記されたことは、適切であると考えます。電波利用料の使途は厳格に精査していただき、歳出と歳入が抑制的な方向で一致されるよう、要望いたします。 【讀賣テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

248	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	<p>【原案】 P169、170 制度ワーキンググループでは、②で提言した次期の電波利用料の用途の候補である21の事業について、個々の事業の所要額の規模感を議論した。 (中略) 実際にそれらの事業を実施した場合、全体の所要額は相応の規模になると考えられる。 (中略) 電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】 電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証の徹底が明記されたことは適切であると考えます。その上で、地上デジタル放送総合対策事業費の国庫債務負担行為歳出化が平成28年度で終了することを踏まえ、次期の歳出総額を大幅に抑制し、無線局免許人の負担を軽減していただくよう、要望いたします。</p> <p>【読賣テレビ放送(株)】</p>	<p>・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
249	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	<p>【原案】 「各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」</p> <p>【意見】 明記されたことは、適切と考えます。</p> <p>【原案】 「全体の所要額は相応の規模になると考えられる」</p> <p>【意見】 電波利用共益事務として実施する事業の効率化や必要性の検証を徹底して頂き、歳出規模の抑制に努めて頂きますよう希望致します。</p> <p>【(株)福岡放送】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
250	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	<p>【原案】 P169～170</p> <p>【意見】 次期の電波利用料の歳出規模の検討に当っては、これまでの歳出規模の維持を目的とするのではなく、用途の候補として挙げられた個々の事業について、電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底していただくことを要望します。</p> <p>【(株)ケイ・オブティコム】</p>	<p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
251	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	<p>【歳出規模の在り方】 ・共益費用としての性格、特定財源としての位置づけを踏まえ、各年度の歳入と歳出の関係は、一致させる必要があると明記されたことは、真に適切と考えます。 ・効率化や必要性、規模の検証を徹底した上で、電波利用料共益事務に限定し、抑制的なスタンスで次期の歳出規模の検討を行うことが適切と考えます。全体の所要額は、相応の規模になると示されていますが、特に約300億円に及び、地上デジタル放送対策の後年度負担がなくなることも踏まえ、歳出総額を大幅に抑制・削減するよう、強く要望します。</p> <p>【中京テレビ放送(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
252	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	<p>【原案】 P169～170</p> <p>【意見】 追加用途により歳出規模が膨れないよう、既存の用途も含めて効率化と必要性、規模の検証を徹底し、歳出を削減することが必要です。 平成29～31年度の電波利用料においては、これまで歳出の大部分を占めていた地上デジタル放送移行への負担が平成28年度でほぼ終了することから、歳出構造が大きく変化します。 今回、このような歳出構造の変化等も踏まえ、報告書案の中で多くの追加用途が報告書案に提案されていますが、歳出規模が膨れないよう効率化と必要性、規模の検証を徹底し、可能な限り歳出規模の削減努力を行うべきです。 加えて、今回の懇談会の検討課題への意見募集や事業者ヒアリングの中でも、電波利用料の負担者である数多くの免許人から歳出規模削減の意見・要望が出ていることから、このような意見・要望を勘案の上、適切に政策に反映していただくことが必要です。そのため、報告書の記載を「(中略)効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模や現免許人からの削減要望も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。」に修正いただきたく考えております。 また、既存用途の歳出も含めて、適切な状況になっているか、歳出額に見合う効果が得られているかを可視化して評価できるスキームを整備することが必要です。</p> <p>【ソフトバンク(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・本報告書(案)は、御意見の趣旨も含めた主要免許人からのヒアリングや意見募集の御意見を踏まえて取りまとめたものです。 ・歳出額に見合う効果が得られているかの評価について、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

253	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	【原案】 電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。 【意見】 平成26年度以降歳入と歳出が乖離、各年度の歳入と歳出の関係を一致させるのが妥当と考えます。また、事業の効率化や歳出規模の抑制に努め、できる限り放送局免許人の負担を軽減するよう、強く要望します。 【北海道文化放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
254	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	【原案】 (ア)歳入と歳出の一致についての考え方 (イ)次期における歳出規模の在り方 【意見】 電波利用財源については各年度の歳入歳出の関係を一致させる必要があると明記されていることは要望にかなうものであり適切と考えます。 歳出規模については地上デジタル放送総合対策事業が終了することから削減努力が必要と考えますが、一方では提言された次期電波利用料の使途候補をすべて実施した場合は相応な規模となることが想定されます。事業の効率化や必要性の検証を適時行うとともに、電波利用料の性質を鑑み特定の事業に偏りすぎない配分の配慮なども必要と考えます。 【関西テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
255	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(2)電波利用 共益事務の在り方	③次期における 歳出規模の 在り方	【原案】 電波利用料制度の共益費用としての性格や、特定財源としての位置づけを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 (中略) 制度ワーキンググループでは、②で提言した次期の電波利用料の使途の候補である21の事業について、個々の事業の所要額の規模感を議論した。これらの21事業は、今後の電波利用状況に加えて、電波利用を通じた社会への貢献、社会課題の解決といった視点から選定されているが、実際にそれらの事業を実施した場合、全体の所要額は相応の規模になると考えられる。 従って、それらの事業の実施に当たっては、①の「電波利用共益事務の範囲」の観点から電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模の検討を行うことが適当である。 【意見】 各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があることが明記されたことは適切と考えます。さらに次期の電波利用料の使途候補である21の事業すべてを実施した場合、「全体の所要額が相応の規模になる」との見通しが示されていますが、国は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減すべきものと強く考えます。 【(株)テレビ朝日】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
256	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用 料額の見直し の在り方	①電波の利用 価値の反映の 在り方	【原案】 次期においても、引き続き、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当である。 【意見】 電波の利用価値の反映の在り方について、次期においても現行の算定方法に基づいて電波の利用価値の向上につながる事務(a群)に要する費用に係る各無線システムの料額を算定する方針が示されたことは、電波の利用価値の反映を過度に進めるべきでないとするサガテレビの主張に配慮したものであり、概ね適切と考えます。 【(株)サガテレビ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
257	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用 料額の見直し の在り方	①電波の利用 価値の反映の 在り方	【原案】 ・次期においても、引き続き、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当である。 【意見】 次期においても、現行の算出方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当であると明記されたことは適切と考えます。 【東海テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

258	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	【原案】 次期においても、引き続き、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当である。 【意見】 電波の利用価値の反映の在り方について検討した結果、次期においても、現行の算定方法に基づいてa群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定する方針が示されたことは、電波の利用価値の反映を過度に進めるべきでないとする民放連などの主張に配慮したものであり、概ね適切と考えます。 またこれまで用いられてきた“電波の経済的価値”の用語が誤解を招きかねないことから、“電波の利用価値”とあらためたことは適切と考えます。 【(一社)日本民間放送連盟】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
259	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	地上波テレ局の公益性は、有事の際の情報提供、報道の実施にあり、国民や地域住民の期待は大きなものがあります。このためテレビ局は利益には資することができない設備投資も惜しむわけにはいきません。こうした観点から経済的価値に過度に傾斜した電波利用料の課金はすべきではないと考えます。 【(株)テレビ岩手】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
260	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	【原案】 次期においても、引き続き、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当である。 【意見】 電波の利用価値の反映の在り方について検討した結果、次期においても、現行の算定方法に基づいてa群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定する方針が示されたことは、電波の利用価値の反映を過度に進めるべきではないとの観点からも、概ね適切と考えます。 またこれまで用いられてきた“電波の経済的価値”の用語が誤解を招きかねないことから、“電波の利用価値”とあらためたことは適切と考えます。 【朝日放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
261	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	【原案】 次期においても、引き続き、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当である。 【意見】 電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには強く反対します。災害時には報道機関としての使命を果たすため採算を度外視した放送体制を組むこともあり、経済的価値を過度に反映することは不適切と考えます。これまで用いられてきた「電波の経済的価値」という用語が「電波の利用価値」と改められたことは、放送事業者の主張に沿ったものであり、適切であると考えます。 【(株)テレビ新潟放送網】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
262	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	【原案】 P173、174 これらの意見を踏まえ、電波利用共益費用のうち電波の利用価値の向上につながる事務(a群)の範囲については、現行と同様に電波利用共益事務の内容により決定することが適当である。 (中略) 従って、次期においても、引き続き、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当である。 【意見】 次期においても、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定する方針が示されたことは、電波の利用価値の反映を過度に進めるべきでないとする弊社のこれまでの主張に沿うものであり、概ね適切と考えます。 電波は高い公共性を有する、国民生活に書くことのできない社会インフラであり、放送事業者には基幹メディアとして災害などの緊急時には営利にとらわれず報道・情報提供を行うなどの責務があります。料額設定において過度に利用価値を反映させれば、むしろ電波の本来の役割を損ない、国民生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。引き続き、電波の利用価値の反映の在り方については、慎重な検討を要望します。 また、上記の電波の公共性の観点からみても、これまで用いられてきた電波の「経済的価値」という用語を「利用価値」と改めたことは、適切と考えます。 【讀賣テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
263	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	・電波利用料額の算定根拠の一つである周波数幅や周波数の逼迫状況等を示す用語として“電波の経済的価値”を“電波の利用価値”に変更したことは、意味に照らして妥当であり、誤解を避けるための適切な変更と考える。 【(株)テレビ東京】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

264	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	【原案】 (ア)無線局の特性に応じた特性係数の適用 【意見】 放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持するべきと考え、今回それが反映されたことは適切と考えます。 【(株)山梨放送】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
265	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	【電波の利用価値の反映の在り方】 電波の担う公益性、社会的責務といった面から、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることは不適切と考えます。そもそも電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して論じるべきではなく、また報道機関としての使命を果たすという意味で、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。その上で「電波の経済的価値」という用語が今回から「電波の利用価値」と変更されたことは適切であり、電波利用料額の算定が、より、この本旨に沿うものとなるよう引続き、要望します。 【中京テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
266	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	【原案】 P174 【意見】 3.4～3.6GHzにおける電波利用料額は、周波数特性や同帯域が他システムとの共用であることも踏まえ、料額を引き下げるべきと考えます。 携帯電話事業者が負担する3.4～3.6GHzにおける電波利用料額は、その周波数特性や同帯域が他システムとの共用であることから、算定方法への考慮、並びに料額の引き下げを行うべきです。また、現行の料額で換算した場合、割当て3社の開設計画ベースでみると約57,000局が予定されているため、負担額は約37億円となり、携帯電話事業者に係る3GHz以下の広域専用電波料額の60MHz分に相当する料金額になります。これらの状況も考慮し、3.4～3.6GHzにおける料額算定をしていただくことが必要です。 【ソフトバンク(株)】	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
267	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	【原案】 (ア)電波利用共益費用のうち利用価値を反映して算定する範囲を見直す事のは是非 【意見】 平成28年1月27日付「2020年に向けた電波政策についての意見募集」において、「前回の見直しでa群にかかる金額計算で3GHz以下帯域と3～6GHz帯域の配分比率が10:1から24:1と大幅に変更されたが、さらなる比率のアップは放送事業者の負担料額が大幅に増加することにつながりかねないため、経済的価値を過度に反映させることは避けるべき」との意見を提出しましたが、a群を電波の利用価値の向上につながる事務とし現行と同様方式が維持されたことは適当と考えます。 【関西テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
268	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方	【原案】 次期においても、引き続き、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当である。 【意見】 電波利用共益費用のうち、電波の利用価値の向上につながる事務(a郡)の範囲について、次期においても、現行の算定方法に基づいてa群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定する方針が示されたことは、電波の利用価値の反映を過度に進めるべきでないという放送事業者の主張に配慮したものであり、概ね適切と考えます。 さらに、これまで用いられてきた“電波の経済的価値”の用語が誤解を招きかねないことから、“電波の利用価値”とあらためたことも適切と考えます。 【(株)テレビ朝日】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
269	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	①電波の利用価値の反映の在り方 ②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	* 電波利用料の放送事業にかかる特性係数は、放送法の「国民の電波利用の普及に関する責務等」・「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点が考慮され規定されたものであり、これが維持されたことは適切と考えます。 * 電波の公共性に鑑み、経済的な価値が過度に反映されることには賛成できません。電波利用料は、収益に応じて課税される「税」ではなく、電波の共益費用です。営業収益関連の指標と比較して論じるべきではないと考えます。 【四国放送(株)】	・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・電波の利用価値の反映の在り方について、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

270	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方	<p>・電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには賛成できません。電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して論じるべきではないと考えます。また、災害時に報道機関としての使命を果たすという意味でも、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。従って、「電波の経済的価値」という用語が今回から「電波の利用価値」と変わったことについては適切であると考えます。</p> <p>・料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、無線局の安定的運用に資するものであり適切と考えます。</p> <p>・放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して、規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持するべきと考え、今回それが反映されたことは適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ信州】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
271	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方	<p>・電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには賛成できません。電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して論じるべきではないと考えます。また、災害時に報道機関としての使命を果たすという意味でも、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。従って、「電波の経済的価値」という用語が今回から「電波の利用価値」と変わったことについては適切であると考えます。</p> <p>・放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して、規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持するべきと考え、今回それが反映されたことは適切と考えます。</p> <p>・南海放送では2点の内、前者ではあまねく国民の電波を普及する努力義務を果たすべく、地デジ完全移行後も受信環境整備の為、中継局整備を行い、現在は40局を置局しています。また後者では系列局との連携のもと「南海トラフ」など大災害が予想される有事に的確な情報を提供するために、緊急地震速報の高度化に積極的に取り組むなど準備を行っています。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
272	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方	<p>弊社は、近代放送システムについては「社会的共通資本の一つ」と認識しており、電波利用における特に公共性の高い放送に関わる部分の議論は、「経済的な合理性」の議論とは一定の距離を置くべきであると考えております。</p> <p>このため、今回の報告書(案)において「経済的価値」なる文言がなくなり「利用価値」「社会価値」「新たな価値」といった表現に変わったことは、経済合理性を過度に求めるという懸念が和らぎ、適切なものと考えます。</p> <p>また、電波利用料の軽減措置(特性係数)の制度は、国民の身体・生命・財産の保護に寄与するもの等に対して運用されているものと認識しております。</p> <p>国民の「安全安心の期待」に応えるためのハード面の整備や運用ソフト面で旧来から努力をしている放送に関して、特性係数制度が今回も維持されたことは適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
273	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方	<p>【原案】 次期においても、引き続き、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当である。</p> <p>【意見】 公共財である電波の利用について最大限に尊重されるべきことはその社会的意義であり、放送は災害時には災害報道により、国民の安心・安全に寄与をしている。放送は一般の国民が情報を得る手段として、一番簡便な手段であるが故、その責任は重大でその使命を果たすべく設備を投資し放送を継続する。放送事業者については「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して負担軽減がなされていると解釈しており、これは公共性が高い放送に対しての適切な措置であると評価する。また放送の電波利用が長期的にわたって安定的に国民の安心・安全に関わり果たす社会的責務はこれからも変わらず、継続すると考えている。</p> <p>また、放送は単方向の送信が基本である。視聴者はテレビ受信機を購入し放送を視聴するが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されない。すなわち、電波利用料の蔵入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担している。放送事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見があるが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではない。「どれだけの収益を期待できるか?」など経済的な側面に偏重するべきではなく、平成23年の電波法改正で、電波利用料制度において経済的価値の反映が強まったが、これを過度に進めることには賛成できないとの意見が認められたものとする。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBSテレビ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

274	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方	電波利用制度の設計はそれぞれの無線システムの目的、社会的意義に配慮しつつバランスを取って行う事が重要であり、それがひいては国民全体の利益に叶うものと考えます。このため、制度設計にあたり経済的価値が過度に強調・反映された場合、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されることにも繋がりかねません。そうした意味では本報告書でこれまで使用してきた「電波の経済的価値」を「電波の利用価値」という表現に変更したことはそうした危惧を踏まえたものと認められ適切と考えます。 放送の電波利用にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法、選挙放送)の2点を勘案されて規定されています。放送にかかる特性係数は、放送が果たす社会的責務や公共性の観点から適切な措置と考えており、本報告書でも「適用を変更する特段の事情がない」としたことは妥当と考えます。 また、料額が大幅に増加する無線局への配慮として、「免許人にとって想定外の負担増とならないよう」増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置の継続方針を示されたことは、無線局の安定運用の観点から適切と考えます。 【(株)宮城テレビ放送】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
275	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方	・電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには賛成できません。電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して論じるべきではないと考えます。また、災害時に報道機関としての使命を果たすという意味でも、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。従って、「電波の経済的価値」という用語が今回から「電波の利用価値」と変わったことについては適切であると考えます。 ・料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、無線局の安定的運用に資するものであり適切と考えます。 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して、規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持するべきと考え、今回それが反映されたことは適切と考えます。 【青森放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
276	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方	・電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには賛成できません。電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して論じるべきではないと考えます。また、災害時に報道機関としての使命を果たすという意味でも、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。従って、「電波の経済的価値」という用語が今回から「電波の利用価値」と変わったことについては適切であると考えます。 ・料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、無線局の安定的運用に資するものであり適切と考えます。 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して、規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持するべきと考え、今回それが反映されたことは適切と考えます。 【(株)長崎国際テレビ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
277	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方	・電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには賛成できません。電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して論じるべきではないと考えます。また、災害時に報道機関としての使命を果たすという意味でも、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。 ・料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、無線局の安定的運用に資するものであり適切と考えます。 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して、規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持するべきと考え、今回それが反映されたことは適切と考えます。 【(株)秋田放送】	・電波の利用価値の反映の在り方について、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

278	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方 ④公平な負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには賛成できません。電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して論じるべきではないと考えます。また、災害時に報道機関としての使命を果たすという意味でも、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。従って、「電波の経済的価値」という用語が今回から「電波の利用価値」と変わったことについては適切であると考えます。 料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、無線局の安定的運用に資するものであり適切と考えます。 放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して、規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持するべきと考え、今回それが反映されたことは適切と考えます。 IoT機器の普及に伴い、免許不要局の増加が見込まれることから、無線局全体の公平な受益と負担の在り方を検討するにあたり、免許不要局の電波利用料負担方法についても早期に議論すべきと考えます。セキュアな無線LANインフラを維持するためにも、すべての利用者が公平に電波利用料を負担するような制度整備を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 免許不要局の電波利用料負担方法については、今後の無線局の普及状況や諸外国における動向等を考慮し、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【日本テレビ放送網(株)】	
279	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方 ④公平な負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには賛成できません。電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して論じるべきではないと考えます。また、災害時に報道機関としての使命を果たすという意味でも、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。従って、「電波の経済的価値」という用語が今回から「電波の利用価値」と変わったことについては適切であると考えます。 料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、無線局の安定的運用に資するものであり適切と考えます。 放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して、規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持するべきであり、今回それが反映されたことは適切と考えます。 IoT機器の普及に伴い、免許不要局の増加が見込まれることから、無線局全体の公平な受益と負担の在り方を検討するにあたり、免許不要局の電波利用料負担方法についても早期に議論すべきと考えます。安全で安定した無線LANインフラを維持するためにも、すべての利用者が公平に電波利用料を負担するような制度整備を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 免許不要局の電波利用料負担方法については、今後の無線局の普及状況や諸外国における動向等を考慮し、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【(株)鹿児島読売テレビ】	
280	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方 ④公平な負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには賛成できません。電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して論じるべきではないと考えます。また、災害時に報道機関としての使命を果たすという意味でも、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。従って、「電波の経済的価値」という用語が今回から「電波の利用価値」と変わった点については適切であると考えます。 放送の電波利用に係る特性係数、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」「国民の電波利用の普及に係る責務等」の2項について引き続き適用すべきとの検討結果は、放送の公共性から妥当と考えます。 電波利用料の急激な料率の変更は経営に与える影響が懸念されます。激変緩和措置が継続されることは、放送事業の安定経営に資するものと考えます。 テレビジョン放送に係る料率区分の見直しは、20mW未満局の増額につながるの検討結果がありますが、50mW未満に区分変更することで減額される局もあることから、総額として負担額の減額につながるのと考えます。継続して検討をお願いいたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 テレビジョン放送に係る料率区分の見直しについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【(株)静岡第一テレビ】	

281	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方 ④公平な負担の在り方	<p>・電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには賛成できません。電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して論じるべきではないと考えます。また、災害時に報道機関としての使命を果たすという意味でも、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。従って、「電波の経済的価値」という用語が今回から「電波の利用価値」と変わったことについては適切であると考えます。</p> <p>・料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、無線局の安定的運用に資するものであり適切と考えます。</p> <p>・放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して、規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持するべきと考え、今回それが反映されたことは適切と考えます。</p> <p>・IoT機器の普及に伴い、免許不要局の増加が見込まれることから、無線局全体の公平な受益と負担の在り方を検討するにあたり、免許不要局の電波利用料負担方法についても早期に議論すべきと考えます。セキュアな無線LANインフラを維持するためにも、すべての利用者が公平に電波利用料を負担するような制度整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山形放送(株)】</p>	<p>・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・免許不要局の電波利用料負担方法については、今後の無線局の普及状況や諸外国における動向等を考慮し、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
282	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方 ④公平な負担の在り方	<p>・電波の公共性に鑑み、経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されることには賛成できません。また、災害時に報道機関としての使命を果たすという意味でも、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。従って、今回から「電波の経済的価値」という用語が「電波の利用価値」と改められたことは適切であると考えます。</p> <p>・料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、適切と考えます。</p> <p>・放送の電波利用料にかかる特性係数は、「非常時における国民の生命・財産の保護」及び「治安・秩序の維持を目的」とする無線局に規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今回それが反映されたことは適切と考えます。</p> <p>・IoT機器の普及に伴い、免許不要局が増加すると予想されるので、無線局全体の公平な受益と負担の在り方を検討する際、免許不要局の電波利用料負担方法についても早期に議論し、すべての利用者が公平に電波利用料を負担するよう制度の整備を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送(株)】</p>	<p>・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>・免許不要局の電波利用料負担方法については、今後の無線局の普及状況や諸外国における動向等を考慮し、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
283	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 携帯電話に対して新たな特性係数を適用しないこととするのが適当である。また、携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数についても、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。</p> <p>(中略)</p> <p>今回の電波利用料の見直しにおいても、免許人にとって想定外の料額増加とならないよう、電波利用料額が現行の料額と比べて大幅に増加する場合は、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきである。</p> <p>【意見】 放送にかかる特性係数は次期において適用を変更する特段の事情がなく、現状を維持するとの方針が示されたことは、極めて妥当と考えます。一方、携帯電話にかかる特性係数について、放送との比較に基づいて検討した結果、現状を維持するとの方針が示されたことも妥当と考えます。料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を継続適用する方針が示されたことは、妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)サガテレビ】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
284	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 放送の電波利用料に係る特性係数は法律に定められた①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」、②「国民の電波利用の普及に係る責務等」の2点を勘案して規定している。これは適切な措置なので2つの特性係数と現行の乗率を今後も維持していただくよう要望。</p> <p>【意見】 民間放送は市場活動を超えてユニバーサルサービスに準じた責務を有しており、国民の生命、財産の保護に寄与する公共性を有するメディアです。これらの公共性と電波利用普及責務を考慮して引き続き2つの特性係数を認めていただいたことは妥当と考えます。また料額が大幅に増加する無線局について増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきということについても適切であると思います。</p> <p style="text-align: right;">【(株)福島中央テレビ】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

285	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 (ア)無線局の特性に応じた特性係数の適用</p> <p>【意見】 NHKは、あまねく全国に、豊かで良い放送番組を届け、また、災害時には必要な情報を迅速かつ的確に提供するなど、放送法で規定された公共放送としての使命があり、その責務を果たしてきています。国民共有の財産である電波の適正かつ有効な利用を確保する観点から、テレビ・ラジオの特性係数を維持することは適切と考えており、今後も電波利用料の見直しによって放送事業者の負担増とならぬよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
286	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 携帯電話に放送との比較に基づき新たな特性係数を適用することが要望されたことから、携帯電話に係る特性係数の適用要件を検討した結果、携帯電話に新たな特性係数は適用しないことが適当である。また、携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数については、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。</p> <p>【意見】 放送に係る特性係数は次期において適用を変更する特段の事情がなく、現状を維持するとの方針が示されたことは、極めて妥当と考えます。「国民への電波利用の普及に係る責務等」については「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案していること、また「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」については、放送法において災害時の放送実施が義務付けられていることを勘案して適用していることを考慮すれば、この放送に係る2つの特性係数は今後も維持するべきものと考えます。したがって「次期において」の文言は削除し、「今後も現状を維持することが適当である」とすべきと考えます。一方、携帯電話にかかる特性係数について、放送との比較に基づいて検討した結果、現状を維持するとの方針が示されたことも妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)新潟放送】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。特性係数について、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
287	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数についても、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。(中略) 今回の電波利用料の見直しにおいても、免許人にとって想定外の料額増加とならないよう、電波利用料額が現行の料額と比べて大幅に増加する場合は、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきである。</p> <p>【意見】 放送にかかる特性係数は、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法/災害放送義務)、「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法/あまねく努力義務)の2点を勘案された適切な措置であるため、今後も継続すべきという方針は妥当なものと考えます。また、3年毎の制度改定に伴う大幅な料額増加は経営上の不確定要素となりかねないことを考慮し、今回の見直しにおいても料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を継続適用する方針が示されたことについては妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)CBCテレビ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
288	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 ・携帯電話に対して新たな特性係数を適用しないこととするのが適当である。また、携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数についても、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。 ・今回の電波利用料の見直しにおいても、免許人にとって想定外の料額増加とならないよう、電波利用料額が現行の料額と比べて大幅に増加する場合は、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきである。</p> <p>【意見】 放送にかかる特性係数について、次期において適用を変更する特段の事情がなく、現状を維持するとの方針が示されたことは、妥当と考えます。また、免許人にとって想定外の料額増加とならないよう、これまでと同様、電波利用料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきと示されたことは妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

289	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 携帯電話に対して新たな特性係数を適用しないこととするのが適当である。また、携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数についても、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。</p> <p>【意見】 ●放送に適用されている2つの特性係数「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」「国民への電波利用の普及に係る責務等」を維持する方針が示されたことは、放送法に定められた「災害放送義務」「あまねく努力義務」が勘案された適切な措置であり、極めて妥当と考えます。</p> <p>【(株)フジテレビジョン】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
290	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 携帯電話に対して新たな特性係数を適用しないこととするのが適当である。また、携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数についても、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。</p> <p>(中略) 今回の電波利用料の見直しにおいても、免許人にとって想定外の料額増加とならないよう、電波利用料額が現行の料額と比べて大幅に増加する場合は、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきである。</p> <p>【意見】 放送にかかる特性係数は次期において適用を変更する特段の事情がなく、現状を維持するとの方針が示されたことは、極めて妥当と考えます。民放連は先の意見募集とヒアリングにおいて、放送にかかる2件の特性係数の意義をあらためてご説明したうえで、放送が果たす社会的責務には制度上も実態上も変化がない旨を述べており、こうした主張に沿った結論に賛成します。一方、携帯電話にかかる特性係数について、放送との比較に基づいて検討した結果、現状を維持するとの方針が示されたことも妥当と考えます。料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を継続適用する方針が示されたことは、民放連などの主張に沿ったものであり、妥当と考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
291	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 携帯電話に対して新たな特性係数を適用しないこととするのが適当である。また、携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数についても、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。</p> <p>(中略) 今回の電波利用料の見直しにおいても、免許人にとって想定外の料額増加とならないよう、電波利用料額が現行の料額と比べて大幅に増加する場合は、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきである。</p> <p>【意見】 放送にかかる特性係数は次期において適用を変更する特段の事情がなく、現状を維持するとの方針が示されたことは、放送が果たす社会的役割の観点から、極めて妥当と考えます。また、料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を継続適用する方針が示されたことは、無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は経営の側面からも極めて重要であることから、妥当と考えます。</p> <p>【朝日放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
292	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 携帯電話に対して新たな特性係数を適用しないこととするのが適当である。また、携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数についても、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。</p> <p>(中略) 今回の電波利用料の見直しにおいても、免許人にとって想定外の料額増加とならないよう、電波利用料額が現行の料額と比べて大幅に増加する場合は、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきである。</p> <p>【意見】 放送の電波利用にかかる特性係数は、「国民への電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定された措置であり、今後も維持するとの方針が示されたこと、また、料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、当社の主張に沿ったものでもあり、適切と考えます。</p> <p>【(株)テレビ新潟放送網】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

293	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	【原案】 P176 また、携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数についても、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。 【意見】 放送にかかる特性係数について、次期も現状を維持するとの方針が示されたことは適切と考えます。特性係数は、電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増大という電波法の基本理念に基づき、電波利用における公共性や共同利用を勘案する必要があることから導入されているものです。その必要性は全く変わっておらず、今後も引き続き維持していくべきであると考えます。 【読賣テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
294	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	【原案】 P177 このような意見や周波数の利用状況の変化も踏まえ、今回の電波利用料の見直しにおいても、免許人にとって想定外の料額増加とならないよう、電波利用料額が現在の料額と比べて大幅に増加する場合は、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきである。 【意見】 想定外の料額増加は無線局免許人の経営上の不確定要素となりかねず、激変緩和措置を維持するとの方針が示されたことは適切と考えます。 その上で、地上デジタル放送総合対策事業費の国庫債務負担行為歳出化が平成28年度で終了することを踏まえ、次期の歳出総額については大幅に抑制し、無線局免許人の負担を大きく軽減する方向で電波利用料制度の見直しができることを要望いたします。 【読賣テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。後段の次期における歳出規模の在り方については、地上デジタル放送総合対策事業が終了する反面、IoTや5G、4K・8K等の新たな用途の追加も見込まれることから、更なる効率化や必要性の検証を徹底し、検討することが必要と考えます。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
295	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	・現制度において、放送の電波利用料にかかる二つの特性係数(「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数、「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数)を適用されている放送事業者の責務は不変であり、放送の特性係数について現状を維持するとされたことは、極めて妥当である。 【(株)テレビ東京】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
296	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	・電波利用料額の想定外の大幅増額は、経営上の不確定要素となることから、「これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべき」と記載されたことは適切と考える。 【(株)テレビ東京】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
297	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	【原案】 (ア)無線局の特性に応じた特性係数の適用 (イ)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 【意見】 ・放送にかかる特性係数について、現状を維持するとの方針が示されたことは、妥当と考えます。 ・電波利用料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置が継続して適用する方針が示されたことは、妥当と考えます。 【北日本放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
298	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	【原案】 携帯電話に対して新たな特性係数を適用しないこととするのが適当である。また、携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数についても、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。 【意見】 放送法に定められた「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」「国民への電波利用の普及に係る責務等」を勘案し、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持するとの方針が示されたことは、極めて妥当と考えます。 【(株)福岡放送】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
299	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	○放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり今後も維持するべきと考え、今回それが反映されたことは適切と考えます。 ○料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、無線局の安定的運用に資するものであり適切と考えます。 【札幌テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

300	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	【原案】 P179 【意見】 現在電波の経済的価値の向上につながる事務に要する費用と、電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務に要する費用とに分けて料額を算定しており、報告書の内容から、外国向け衛星であっても後者について負担することが適当とされたものと理解しました。一方、前者については、外国向け衛星の免許人は受益者となり得ないことから、電波利用料負担が海外展開という市場拡大に向けての商業活動に支障をきたす水準に達しつつあることを考慮し、将来的な改善策(衛星についてもa群に関わる費用にサービスエリアの場所を考慮する等)について検討頂くことを要望致します。 【スカパーJSAT(株)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
301	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	【原案】 P180 【意見】 電波利用料の趣旨が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるものであることを考慮すると、1年分の電波利用料を負担することにより無線局を廃局したような場合に、当該局を運用していない期間も費用負担することの必然性に疑問を感じます。特に、1局あたりの額が大きな局を少数運用する場合にはその負担が事業に大きく影響することから、将来的な改善(1年分ではなく月単位で費用負担する、新旧両無線局免許の一本化等)についてご検討頂くことを要望致します。 【スカパーJSAT(株)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
302	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	【軽減措置の在り方】 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定された適切な措置であり、今後も維持するべきと考えます。今回それが反映されたことは適切と考えます。 ・料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、電波利用料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用することが示されたことは、無線局の安定的運用、事業者の安定的経営に資するものであり適切と考えます。 【中京テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
303	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	【原案】 図3-1-16 電波遮へい対策事業 【意見】 「5Gになりミリ波の利用が進むと列車・バスなどの車両内へ5Gの電波が届かなくなる可能性」を解消させる必要がありますが、その対応は「不感地対策」の一環と位置付けられるのでは無いかと考えます。専用の車両中継器を導入する事業者への助成措置や電波利用料の減免等のご検討をお願いします。(対応の一例として、「車両に中継器を搭載し5Gをバックホールとして接続し、車内には次世代Wi-Fiを展開するなどの技術実現検討」の要望を、[意見2]として第2章(①次世代モバイルサービス実現プロジェクトの推進)に対して記載しています。) 車内により快適なブロードバンドが提供されることで、結果として公共交通機関の利用促進に繋がりが、交通事業者の財務状況改善、更には2020年の重大テーマである交通渋滞緩和、渋滞による経済損失の回避、CO2削減などの環境改善にも大きく貢献できるのではないかと考えます。 【住友電気工業(株)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
304	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	(2)電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	【原案】 P176 【意見】 携帯電話事業者にも地上テレビジョン放送事業者と同じ特性係数を適用すべきと考えます。携帯電話は国民生活に必要なサービスになっており、公共性の観点では放送と同等と考えられることから電波利用料における通信・放送間の負担のアンバランスは解消すべき課題です。 平成27年度の電波利用料負担額において、地上テレビジョン放送事業者と携帯電話事業者の1MHzあたりの負担額には未だに約5倍の差が生じており、携帯電話事業者等が歳入額の80%超を負担している等、格差が依然として継続している状況です。 報告書案において、特性係数については「次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当」との結論が示されていますが、そもそも、現状において通信一放送間の負担に大きな格差が生じている状況であることから、現行制度を是として見直しの要否を検討するのではなく、格差解消に向けて適切な特性係数の適用方法を検討すべきです。 このようなアンバランスを解消するため、携帯電話事業者についても地上テレビジョン放送事業者と同じ特性係数を適用し、一律の帯域料金を課すべきです。 【ソフトバンク(株)】	「国民への電波利用の普及に係る責務等」については、電気通信事業法に「あまねく普及努力義務」が規定されていないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%エリア展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標(カバー率の値や算出方法)について、放送と差があること等を考慮し、現時点においては当該特性係数については、適用すべきではないと考えます。

305	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 今回の電波利用料の見直しにおいても、免許人にとって想定外の料額増加とならないよう、電波利用料額が現行の料額と比べて大幅に増加する場合は、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきである。</p> <p>【意見】 電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要と考えております。現行料額から大幅に増加する無線局等について、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を講ずることは、安定した経営・放送を継続するために妥当と考えます。</p> <p>【北海道文化放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
306	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 表3-1-13 無線システムの特性に応じた軽減係数(特性係数)</p> <p>【意見】 国土の22%を占める広大な地域を放送対象区域とする弊社は、親局含め157の無線局を設置している。国民の安心・安全を確保する放送継続のための基幹メディアとしての責任、テレビの公共性、視聴者保護の観点から、放送システムの維持、コンテンツの充実を図っているところであるが、電波利用料については多額の負担を続けてきている。無線局の特性に応じた特性係数(軽減係数)については、放送局に2つの特性係数(ウ:国民への電波利用の普及に係る責務等1/2、エ:国民の生活、財産の保護に著しく寄与するもの1/2)を適用し、また放送局一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数(ア:同一システム内で複数の免許人により周波数を共用利用する電波利用形態1/2、及び項目ウ:1/2)を適用することについては妥当であり、今後も継続・維持されるべきものと考えます。</p> <p>【北海道文化放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
307	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 (ア)無線局の特性に応じた特性係数の適用</p> <p>【意見】 国民への電波利用の普及に係る責務等及び国民の生命、財産に著しく寄与するものという放送局に適用されている2つの特性係数について、次期においても維持されたことは放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分理解していただいたものと考えます。将来においても引き続き特性係数が維持されることを要望します。</p> <p>【関西テレビ放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
308	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>【原案】 携帯電話に対して新たな特性係数を適用しないこととするのが適当である。また、携帯電話以外のその他の無線システムに係る特性係数についても、次期において適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である。</p> <p>(中略)</p> <p>今回の電波利用料の見直しにおいても、免許人にとって想定外の料額増加とならないよう、電波利用料額が現行の料額と比べて大幅に増加する場合は、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を適用すべきである。</p> <p>【意見】 放送にかかる特性係数について「次期において適用を変更する特段の事情がなく、現状を維持する」との見解が示されたことは、極めて妥当と考えます。放送の特性係数は法律に定められた①『国民への電波利用の普及に係る責務等』②『国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの』の2点を勘案して規定されており、番組内容にも責任を持つという放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化がないという放送事業者の主張に沿った結論に賛成いたします。</p> <p>【(株)テレビ朝日】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
309	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	②電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方	<p>・料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続される方針が示されたことは、無線局の安定的運用に資するものであり適切と考えます。</p> <p>・放送の電波利用にかかる特性係数は、放送法等に定められている「国民への電波利用の普及に係る責務」および「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が勘案されたものであり、この措置が今後も維持されたことは適切と考えます。</p> <p>・IoT機器の普及に伴う免許不要局の増加が見込まれていることから、無線局全体の公平な受益と負担を求める電波利用料制度の主旨に鑑み、この免許不要局の電波利用料の負担についても早期に検討すべきと考えます。</p> <p>【日本海テレビジョン放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・免許不要局の電波利用料負担方法については、今後の無線局の普及状況や諸外国における動向等を考慮し、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

310	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	③電波を稠密に利用している無線システムの料額設定の在り方	<p>【原案】 b群に要する費用に係る徴収額について、平成27年(2015年)10月時点で、携帯電話事業者等5者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー電話、ソフトバンク、Wireless City Planning)が既に上限額に達している。このため、現行の上限額をそのまま適用すれば、スマートメーター等が増加することで、携帯電話事業者等の無線局数が増加したとしても、追加負担は生じない。従って、現行の上限額に関する規定を引き続き適用するのであれば、スマートメーター等に対する更なる負担軽減措置を導入する必要性はないと考えられる。</p> <p>【意見】 ○ 前回の電波利用料の見直しにおいて、携帯電話システム等を利用するスマートメーターやM2Mシステム等は、ICTインフラとして普及促進する観点から、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当との基本方針が示され、現行の上限額が設定されました。 ○ しかしながら、現行の上限額の設定による電波利用料の負担軽減措置は、ユーザー料金の低減に反映されていないのが実状です。 ○ このため、当初の趣旨に鑑み、電波利用料の負担軽減措置をスマートメーターやM2Mシステム等が優先的に享受できるような方策の検討を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【九州電力(株)】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
311	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	③電波を稠密に利用している無線システムの料額設定の在り方	<p>【原案】 P182</p> <p>【意見】 携帯電話事業者等の広域専用電波の電波利用料は、帯域利用料に一本化すべきと考えます。現行の上限額を適用することによる負担軽減措置は有益であるものの、今後のIoTの急速な拡大等を踏まえ周波数有効利用のインセンティブをより働かせるためにも、携帯電話事業者等が使用する広域専用電波の電波利用料は帯域利用料に一本化すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)】</p>	本懇談会の検討では、現行の料額の算定方法が適切とされており、帯域課金への一本化は困難と考えます。一方で、各通信事業者の上限額の適用状況を踏まえて、免許人の事務負担の軽減を検討すべきとしています。
312	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	③電波を稠密に利用している無線システムの料額設定の在り方	<p>【原案】 (ウ)使用周波数幅に基づいた負担の一本化(P183~184)</p> <p>【意見】 ・ 報告書(案)に記載の「既に上限額に達している携帯電話事業者等については、負担総額には影響を与えずに、事務負担を軽減するような徴取手続きを検討することが適当である」との方向性に賛同します。例えば、上限額に達している免許人については、開設無線局数の報告義務を免除するというような方策が考えられます。 ・ 電波利用料制度は、電波有効利用を促進するためにあるのですから、免許人が電波を有効に利用すればするほど電波利用料額にメリットがあるような制度に変えていくことが重要であると考えます。引き続き、よりよい制度となるよう検討を継続して頂くことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
313	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	③電波を稠密に利用している無線システムの料額設定の在り方	<p>【原案】 b群に要する費用に係る徴収額について、平成27年(2015年)10月時点で、携帯電話事業者等5者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー電話、ソフトバンク、Wireless City Planning)が既に上限額に達している。このため、現行の上限額をそのまま適用すれば、スマートメーター等が増加することで、携帯電話事業者等の無線局数が増加したとしても、追加負担は生じない。従って、現行の上限額に関する規定を引き続き適用するのであれば、スマートメーター等に対する更なる負担軽減措置を導入する必要性はないと考えられる。</p> <p>【意見】 スマートメーターやM2Mシステムについては、公共利用を目的としたICTインフラとして急速な普及が見込まれます。電波利用料の負担軽減措置についてはこうした情勢を踏まえ今後も継続的な検討を実施いただけます様、要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【東京電力パワーグリッド(株)】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
314	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	④公平な負担の在り方 ①電波の利用価値の反映の在り方	<p>・ 災害放送が長期間続いた場合、収入が減少しても報道機関の使命として放送を継続します。経済的価値が電波利用料制度に過度に反映されないよう、あらためて要望します。 ・ 免許不要局の電波利用料負担方法について早期に検討し、利用者が公平に電波利用料を負担するような制度整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ金沢】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・ 免許不要局の電波利用料負担方法については、今後の無線局の普及状況や諸外国における動向等を考慮し、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

315	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	④公平な負担の在り方	(ウ)テレビジョン放送に係る電波利用料の料額区分の見直しは是非テレビジョン放送に係る電波利用料の料額区分見直しにつきましては、空中線電力が20mW未満で1,000円という金額が20mW以上では約200倍(192,300円)になるということでは今後のギャップファイラー(無線共聴)の増加の可能性を考慮して弊社がその是正を求めたところであります。これにつきましては、空中線電力の分布などを考慮して電波利用料が定められているという理由で弊社の主張が認められないという方針を確認させていただきました。受信環境が悪い地域で共同受信設備を設置するという場合には経費を含めて視聴者側に大きな負担をおかけすることになりますが、ギャップファイラー(無線共聴)を採用することにより視聴者の負担を最小にすることが可能となり有益性が高いことから、今後その適用が増加すると考えます。今後のギャップファイラーの増加の状況などを見ながら、引き続き電波利用料額の料額区分については検討をしていただくことを要望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【(株)福島中央テレビ】	
316	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	④公平な負担の在り方	IoTの社会展開に向けた電波有効利用技術の研究開発・実証については電波行政の範囲を超えて社会インフラとしての構築にまでその範囲が広がります。受益者負担、利用者の公平な負担という観点から、この制度の整備を要望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【広島テレビ放送(株)】	
317	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	④公平な負担の在り方	電波利用料の蔵入総額に占める割合で、通信事業者と放送事業者との負担額の割合に大きな隔たりがあり、不公平との指摘があります。しかし携帯電話は双方両方向通信であり、利用しているユーザ一側の端末も無線局として電波利用料を負担していて、結果的に通信事業者側に組み込まれております。一方、放送は送信側の放送事業者のみが電波利用料を負担しております。また、通信料の増加に比例して収益が得られる通信事業と、電波利用の量ではなく放送内容の質向上により視聴率を通じて収益を上げている放送事業とは、電波の使用の本質に差異があります。これは通信と放送のシステムの差異であり、同一の基準で負担額(総額・割合)を論ずるべきではないと考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【(株)テレビ新潟放送網】	
318	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	④公平な負担の在り方	【公平な負担の在り方】IoT機器の普及が大きく見込まれ、今後、間違いなく増加する免許不要局も、電波やその共益事務の受益者であり、公平な受益と負担の観点から、その電波利用料負担について、検討すべきとされたことは適切と考えます。セキュアな無線LANインフラの維持等のためにも、すべての利用者が公平に電波利用料を負担するような制度整備を要望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。後段については、今後の無線局の普及状況や諸外国における動向等を考慮し、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【中京テレビ放送(株)】	
319	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	④公平な負担の在り方	【原案】P186 【意見】電波利用料の使途については、負担する免許人の便益を踏まえ決定すべきと考えます。報告書案において、免許不要局からの電波利用料徴収について、引き続き検討すべきとの方向性が示されています。他方、次期電波利用料の使途の候補においては、免許局のみならず、免許不要局にも多くの便益をもたらすようなものが追加されています。免許不要局への電波利用料の負担は慎重に検討することが必要であるものの、電波利用料の使途については負担者である免許人の便益につながるものに重点を置いて実施することを基本的な考え方とすべきと考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【ソフトバンク(株)】	
320	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	④公平な負担の在り方	今後、新たなビジネスが創出されていく中で、組込み型、モジュール型の端末はますます重要視されていくことが予想されます。こうした端末については、公共性や今後の普及等に鑑みた制度設計をお願いします。特に免許不要局については、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどなく、排他的権利も有さず、受益は間接的である等の理由から、従来通り非徴収とすべきであると考えます。	今後の無線局の普及状況や諸外国における動向等を考慮し、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【トヨタ自動車(株)】	

321	第3章 制度見直しの方向性	1 電波利用料の見直しに関する基本方針	(3)電波利用料額の見直しの在り方	④公平な負担の在り方	【原案】 P185 【意見】 免許不要局の電波利用料の負担方法について、慎重な調査検討をお願いいたします。免許不要局の多数は電気通信機器の相互承認協定(MRA)を利用した海外の製造者の無線設備であって適合表示無線設備は様々な流通で無線設備及び機器に組み込まれ流通・販売されます。よって実際に徴収するには、様々な流通での徴収や海外の製造者からの徴収等々が予想され実際に徴収することは電波法の枠組みには限界があるのではと思います。 【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】	免許不要局の電波利用料負担方法については、今後の無線局の普及状況や諸外国における動向等を考慮し、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
322	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	①新たな無線システムの導入・普及等に対応した免許制度関係	アマチュア局に対する周波数の包括免許を実施してください。 現在の制度では自作無線機での実験が著しく手間が掛かり実質的に電波を利用した実験が不可能に近い状況です。 自身で回路を設計・製作し運用する楽しさは後世を担う子供たちが物作りや製造業に対する興味を持つきっかけにもなります。 日本の製造業の競争力低下を招かないためにも何もかも規制や規則でしばりつけ身動きできない状況に追い込む現状は認める事ができません。 早急な改革を求めます。 【個人⑤】	周波数等を包括的に指定し、無線設備の変更の届出等を不要とすることは、他の無線局との整合性、電波監理上の影響等から困難と考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
323	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	①新たな無線システムの導入・普及等に対応した免許制度関係 ⑥技術基準・測定方法関係	免許制度 アマチュア無線局免許に係る周波数等の包括指定制度の導入を検討すべき。日本のアマチュア無線局の免許申請は、複雑で費用がかかる。米国のように包括免許制度を導入し、免許申請の簡素化・費用の削減を実現してほしい。 その他 違法無線局を開設・運用した者だけを罰するのではなく、その無線機を販売した者にも罰則を科すべきである。かつて違法無線機を販売した者を幫助罪で罰した事例があるようだが、法律で明確に販売した者も処罰の対象にするようにすべきである。 【個人⑦】	・免許制度について 周波数等を包括的に指定することは、他の無線局との整合性、電波監理上の影響等から困難と考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・その他について 無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対しては、電波法第102条の11の規定に基づき、電波法第3章に定める技術基準に適合しない無線設備を製造、輸入又は販売しないよう努力義務が課されています。 さらに、他の無線局に対し混信その他の妨害を与えた技術基準に適合しない無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者は、同条の規定に基づく勧告・公表・命令の対象となり、当該命令に違反した場合は罰則が適用されることとなっています。
324	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	①新たな無線システムの導入・普及等に対応した免許制度関係	一般市民が使用できる無線として、無資格で使用できる無線業務(デジタル簡易無線)や、免許不要局の拡大(空中線電力0.01W→1W化)などの施策があるが、電波政策上、有資格のアマチュア業務との住み分けが不明瞭になってきている部分もあることは、少し、危惧している。 電波法で定めるアマチュア業務の規定が、アマチュア無線の活動の範囲を狭くしている側面がある。業務として扱える範囲を拡大し、社会へ貢献できる制度への見直しが必要。 ICTの時代になっても、青少年の理系知的探求の入り口として、アナログを中心としたアマチュア無線はとて人にも易しく、あらゆる環境が整っている。昨今の結果を早く求めたがる世代に対するアプローチを官民で推進する仕組みを設けてほしい。 【個人⑩】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
325	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	①新たな無線システムの導入・普及等に対応した免許制度関係	【意見】 3GPPは、既存LTEをベースとしたワイヤレスIoT用技術(カテゴリM1、NB-IoT)の標準化を完了しています。従って、これらの技術に基づくIoTサービスの提供を可能とする国内制度(無線設備規則等)の整備を急ぐ必要があると考えます。 【エリクソン・ジャパン(株)】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

326	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2) 制度見直しの具体的な方向性	① 新たな無線システムの導入・普及等に対応した免許制度関係	<p>【原案】 このように、電波を利用した無線システムは、我が国の国民生活及び社会経済活動の重要なインフラとなってきた。 そのため、センサーネットワーク、ドローン、IoT等の新たな無線システムの導入等に向けて、国際的な周波数検討の状況注視・積極的参画を行いながら、それぞれのシステムの特性を踏まえつつ、適切な周波数割当て等を行っていくべきである。</p> <p>【意見】 IoTの新たな無線システムの導入に向けた適切な周波数割当てや周波数の確保に賛同する。特に、すでに海外でも導入されつつあるLoRaに代表されるLPWA(Low Power Wide Area)は、長距離を小電力で伝送できることで、国内の中山間地を含め広範囲の危険箇所や農業等の監視やデータ収集を実現でき、より安価にIoTのサービスの活用が可能となり、今後ますますニーズが高まると予想されるため、国際的な動向に合わせ、LoRaをはじめとしたLPWAの早期の普及促進を期待する。</p> <p style="text-align: right;">【シスコシステムズ合同会社】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
327	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2) 制度見直しの具体的な方向性	② 開設計画認定制度関係	<p>【原案】 移動通信システム向けの周波数帯については、社会経済や国民生活の基盤を提供するために必須であるが、(中略) そのため、移動通信システム向けの周波数の有効利用を継続的に確保する観点から、再免許申請について、移動通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みとして再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべきである。なお、制度的に再免許は更新ではないが、免許人は実質的に再免許を前提としてビジネスを行っている場合が多いため、再免許が認められる基準等を予め明らかにすること等により予見可能性を高めることが重要である。</p> <p>【意見】 再免許が認められる基準等の予見可能性を高めることに賛成いたします。なお、その際、平成28年1月28日(木)～2月17日(水)の意見募集で弊社が提出した意見「多層型MIMO化、Massive MIMO等送信規定点が増加することにより検査に必要な工数が非常に多くなると想定されることから、定期検査時における携帯電話等サービスの利用者へのサービス一時停止を極力抑える方策を検討すべき」(本報告書案263ページ)をご考慮ください。特に電気通信事業に使用される無線局は定期検査を省略する等の方策が有効と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エリクソン・ジャパン(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、無線設備等が法令の規定に合致していない場合に、他の無線局との干渉等の可能性があることから、定期検査を省略する等については、慎重な検討が必要と考えます。
328	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2) 制度見直しの具体的な方向性	② 開設計画認定制度関係	<p>【原案】 P196～201</p> <p>【意見】 開設計画認定の審査基準において、新規参入やMVNO等による競争促進を含めた当該周波数を用いる事業者間の公平性の観点を考慮していただくことに賛同します。モバイル通信市場における重要な政策課題であるMVNOによる競争促進の観点を考慮していただくことは、電波政策と競争政策の連携が図られるという点で大変有意義であると考えます。 また、開設計画の実効性を高める措置としての様々な強弱の監督手段を組み合わせた重層的な措置の確保、認定期間終了後における周波数の有効利用の確保のために利用計画及び進捗状況を確認・公表する仕組み、システム全体としての周波数の有効利用状況を踏まえた再免許審査、といった措置を検討いただくことに賛同します。 具体的な制度設計に当たっては、多様なサービスを提供するMVNO(特にMNOと資本関係の無い独立系MVNO)へのネットワークの開放が促進され、更なる電波の有効活用に資する制度となるようご検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ケイ・オブティコム】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
329	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2) 制度見直しの具体的な方向性	② 開設計画認定制度関係	<p>【原案】 P197</p> <p>【意見】 移動通信事業者への割当てであれば、衛星携帯電話の割当ても含めるべきと考えます。なお、PHSについては、共用である旨を明記することが必要です。 表3-2-1 携帯電話等への周波数の割当て状況(平成27年12月)については、携帯電話及びPHS帯域が記載されていますが、移動通信事業者への割当ての観点では、2.6GHzの衛星通信システムについても占有バンドであり携帯電話同様に090番号等を用いて音声・データ通信を提供しているため、追加記載すべきと考えます。 また、PHSについては、公衆サービスにおいても3事業者にて周波数共用が可能であり、現時点でも、各事業者の制御チャネル用専用周波数が確保された状態です。PHS帯域の31.2MHzについては複数の事業者が共用可能なバンドであるため、「共用バンド」であることの記載が適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)】</p>	表3-2-1 携帯電話等への周波数の割当て状況(平成27年12月)については、移動業務に使用できる周波数として、周波数割当て計画において割り当てられている周波数を記載しているものです。また、現在、公衆PHSの免許人は1者のみであることから原案どおりいたします。

330	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監理・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	②開設計画認定制度関係	<p>【原案】 P199～201</p> <p>【意見】 移動通信システムは、今後更なる需要の増加や、技術進展が見込まれる成長分野であるため、規制強化につながる拙速な制度見直しは行うべきでないと考えます。 「i 周波数の有効活用に関する計画及びその進捗状況の確認・公表」については、新たな報告制度を設けるのではなく現行の「電波の利用状況調査」を活用する等の方策を検討すべきと考えます。 「ii 移動通信システム単位による再免許」については、事業の根幹である免許制度に関わる見直しのため、事業の安定的な継続性の確保や市場への影響など検証が必要な課題が多く、見直しの可否から議論を尽くすべきと考えます。 また、i 及び ii とともに、報告書案の内容は定性的であり、本パブリックコメントでは意見提出の機会としては不十分のため、あらためて携帯電話事業者、並びに有識者等の意見を聴取する等のオープンな場での議論が必要と考えます。 i 周波数の有効活用に関する計画及びその進捗状況の確認・公表 報告書案では、報告に係る内容が具体化していませんが、業務負担の増加にならないよう検討すべきと考えます。なお、総務省殿にて実施される電波の利用状況調査※1でも、移動通信システムにおける電波の利用状況の把握は可能であるため、新たな報告制度は設ける必要がないと考えます。 (※1 電波の利用状況調査の目的は「今後、技術の進歩に応じた電波の最適な利用の実現に当たり必要な周波数の再配分等に資するために、おおむね3年ごとに電波の利用状況を調査・公表し、国民の意見を踏まえ、電波の有効利用の程度を評価する。」とあります。) ii 移動通信システム単位による再免許 免許制度の変更は、携帯電話事業者における事業の根幹に関わる案件のため、目的の明確化並びに影響範囲の見定めと検証は必要不可欠であり、慎重に検討されるべき政策課題と考えます。 現在、携帯電話事業者は、競争環境の中でそれぞれ4,000万を超える利用者に対してサービスを提供しており、再免許取得を前提とし継続的なサービス品質の向上、新規技術の導入、将来計画の策定及び設備投資を行っているところです。 免許制度の見直しによってこのような事業の継続的な安定性が損なわれることになれば、利用者保護、技術革新、設備投資の観点からも多大な影響が出ることになります。加えて、モバイル市場は技術進展が速く、IoTや高精細映像サービス等、質・量共に新たな需要が見込まれており、再免許の基準等スキーム如何によっては、将来的な市場環境に適応する機会均等を損なう等市場に適合しない可能性があること等を強く懸念します。 従いまして、見直しの可否から多角的な検討(制度WG構成員からの意見もあり※2)を更に深めるべきと考えます。 ※2 第3回制度WGにて構成員からだされた制度見直しに対する懸念 (出処:制度ワーキンググループ第11回の資料 制WG11-1 69頁) (多賀谷構成員) 「免許制度を更新ではないとする場合には、既得権益をどのように保護するのかという論点が出てくる」 (高橋構成員) 「再免許であり更新ではないとするが、免許人は実質的に免許が更新されることを前提にビジネスを組み立てており、更新拒否はなかなかできないのではないか。これをどこかで変えなければならぬが、激変緩和措置で5、10年をかけて変えていく必要。電波の有効利用について放送等の通信以外の電波全体の有効利用まで将来的に踏み込むと、多方面に影響が及ぶのではないか」</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、国民の日常生活に不可欠となり、我が国の社会経済活動や国民生活の重要な基盤を構成する携帯電話については、他のサービスとは異なり、今後も通信トラフィックの著しい増加が予想されること及び新規の追加割当ての可能性などを考慮すれば、認定期間終了後の周波数の有効利用の確保に向けたインセンティブを継続的に確保する観点から進捗状況の確認、公表等に取り組むべきものと考えます。
-----	---------------	---------------------	------------------	-------------	--	--

【ソフトバンク(株)】

331	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監理・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	②開設計画認定制度関係	<p>【原案】 (ア)開設計画認定の審査基準等(P196～198)</p> <p>【意見】 ・ 移動通信は多くのユーザが同一周波数を分け合って通信を行うシステムであり、周波数ひっ迫度(＝割り当て周波数幅あたりの加入者数)が同等となって、初めて公平な競争環境が実現されるものと考えます。 ・ 現状、最も加入者数の多い弊社が最も割当て周波数幅が少ないというびつな競争環境にあります。今後の周波数割り当てにおいては、事業者間の周波数ひっ迫度の差を考慮して割当て幅を変えることにより、周波数ひっ迫度のアンバランスを解消する審査基準にすべきと考えます。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
332	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監理・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	②開設計画認定制度関係	<p>【原案】 (ア)開設計画認定の審査基準等(P196～198)</p> <p>【意見】 ・ 開設計画の対象となっている周波数帯については、3.5GHz帯のように、他業務との共用を前提とした帯域が存在することに留意すべきです。 ・ 今後、周波数を他業務と共用する機会が多くなっていくと想定されますが、共用帯域と専用帯域では、基地局設置や運用における環境が大きく異なるため、審査基準においても共用帯域か否かを踏まえた柔軟な基準設定が適切であると考えます。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
333	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監理・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	②開設計画認定制度関係	<p>【原案】 (イ)開設計画の実効性を高めるための監督(P199～200)</p> <p>【意見】 ・ 開設計画の実効性を高めるための手段が必要であるという主旨に賛同します。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
334	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監理・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	②開設計画認定制度関係	<p>【原案】 (ウ)認定期間終了後の周波数の有効利用の確保(P200) (i)周波数の有効利用に関する計画及びその進捗状況の確認・公表</p> <p>【意見】 ・ 電波の有効利用のため主旨に賛同します。 ・ 一方で、認定期間後は携帯電話事業者には排他的な免許申請が認められていないことも鑑み、有効利用状況の確認は、携帯電話事業者だけでなく開設計画に基づいていない他業務の免許人についても同様に定期的に適用するべきと考えます。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、国民の日常生活に不可欠となり、我が国の社会経済活動や国民生活の重要な基盤を構成する携帯電話については、他のサービスとは異なり、今後も通信トラフィックの著しい増加が予想されること及び新規の追加割当ての可能性などを考慮すれば、認定期間終了後の周波数の有効利用の確保に向けたインセンティブを継続的に確保する観点から進捗状況の確認、公表等に取り組むべきものと考えます。
335	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監理・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	②開設計画認定制度関係	<p>【原案】 (ii)移動通信システム単位による再免許(P201)</p> <p>【意見】 ・ 電波の有効利用のため主旨に賛同します。 ・ 現状、国内の携帯電話サービスは、3G、LTE等の複数のシステムで構成されているので、今後、移動通信システム単位での再免許を検討するのであれば、システム単位で分けるのではなく、事業者の周波数帯を単位にすることも検討すべきと考えます。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

336	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	②開設計画認定制度関係	<p>【原案】 P200～201 (ウ)認定期間終了後の周波数の有効利用の確保 (i) 周波数の有効利用に関する計画及びその進捗状況の確認・公表 また、周波数の有効利用の状況について定期的に確認・公表する仕組みを検討すべきである。具体的には、電気通信業務用の移動通信システム向け周波数帯の免許を取得している事業者から、総務大臣が周波数有効利用の状況について毎年定期的に報告を受けた上で、これを公表する仕組み等を検討することにより、周波数の有効利用に向けた正のサイクルが回るような仕組みを検討することが適当である。 (ii) 移動通信システム単位による再免許 そのため、移動通信システム向けの周波数の有効利用を継続的に確保する観点から、再免許申請について、移動通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みとして再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべきである。</p> <p>【意見】 ・ 認定期間終了後の周波数有効利用の確保については、電波利用状況調査制度を出来るだけ活用することとし、仮に、その結果有効利用が十分でないと判断された周波数があれば、当該周波数について定期報告の対象とする等、過度な作業負担とならないよう検討されることを希望いたします。 ・ システム単位の再免許審査については、個別の免許単位での申請・審査を前提とした現行法の趣旨を踏まえた十分な検討が必要と考えます。 ・ また、周波数有効利用が必要なことは全ての無線局に共通な事項であり、再免許に当たって周波数有効利用の度合いをより考慮するのであれば、開設計画認定制度を適用するシステムのみでなく、その他のシステムにも適用するなど、無線局全体の平等性確保への配慮を希望いたします。</p>	<p>【KDDI(株)】</p> <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、国民の日常生活に不可欠となり、我が国の社会経済活動や国民生活の重要な基盤を構成する携帯電話については、他のサービスとは異なり、今後通信トラフィックの著しい増加が予想されること及び新規の追加割当ての可能性などを考慮すれば、認定期間終了後の周波数の有効利用の確保に向けたインセンティブを継続的に確保する観点から進捗状況の確認、公表等に取り組むべきものと考えます。</p>
337	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	③周波数調整・共用・再編関係	<p>【原案】 周波数がひっ迫する中、新たな電波利用の進展に伴う周波数の需要に対応するためには、周波数の共用が必要となるが、個別の免許人間の調整にまかせる場合には、その調整に時間を要することで周波数の効率的な利用に支障をきたすおそれがある。(中略) そのため、周波数の共用を促進することを目的として、周波数の共用可能性の判断や免許人間の調整等を容易にするための仕組みや無線局の自律的な調整により周波数共用を可能とする技術的方策を検討すべきである。</p> <p>【意見】 ●実績のある運用調整の仕組み(例:「TVホワイトスペース等利用システム運用調整協議会」)を参考にしながら、確実な混信防止が実現できるよう慎重に検討を進めていくべきと考えます。</p>	<p>【(株)フジテレビジョン】</p> <p>共用可能性の確認・調整システムについては、双方の無線システムの運用に支障を与えないよう構築することが求められると考えます。</p>
338	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	③周波数調整・共用・再編関係	<p>【原案】 P204 【意見】 今度の周波数割当てを見据えて共用の仕組みの検討を実施すべきと考えます。周波数の共用可能性の判断や免許人間の調整等を容易にするための仕組み・運用調整のシステム等の検討を進めるとの方針に賛同します。今後、割当てが想定されている帯域の多くは共用バンドであると考えられるため、共用の仕組み・調整システム等の検討を速やかに進めるべきと考えます。</p>	<p>【ソフトバンク(株)】</p> <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
339	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	③周波数調整・共用・再編関係	<p>【原案】 P202～203 【意見】 ・ 今後、周波数共用を前提とした周波数割り当ての機会が増えてくると考えられます。周波数共用可能性の確認・調整システムを構築することは、将来の電波の有効利用促進に直結することから、報告書(案)記載の主旨に賛同します。</p>	<p>【(株)NTTドコモ】</p> <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
340	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	④地域BWA関係	<p>【原案】 地域に密着した公共の福祉を推進する観点からその制度について一定の期間維持をすべきである。 【意見】 原案に賛同いたします。 当グループはケーブルテレビ事業者として、地域BWAの有効活用を図って参ります。</p>	<p>【(株)CCJ】</p> <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

341	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	④地域BWA関係	<p>【原案】 地域 BWA の周波数の有効利用を確保する観点から、制度趣旨や有用性の認知度を向上させるように、地域におけるサービス提供主体となる企業や地方自治体等に対して一層の周知・広報を行うとともに、活用事例の横展開を図るための情報共有を進めることが望ましい。</p> <p>【意見】 原案に賛同いたします。 当グループは地域BWA制度を有効に活用すべく、ケーブルテレビ事業者等と情報共有・展開を進めて参ります。総務省からも地方自治体等に周知・広報されるようお願いいたします。</p> <p>【(株)CCJ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
342	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	④地域BWA関係	<p>【原案】 P203～206</p> <p>【意見】 ・ 報告書(案)記載の主旨に賛同します。 ・ 今後、一定期間が過ぎた後も有効利用がなされていない場合は、速やかに全国事業者への割り当てを含めた見直しを検討すべきと考えます。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
343	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	④地域BWA関係	<p>【原案】 P204～206</p> <p>【意見】 本原案に賛同いたします。 地方自治体との地域公共サービスに関する協定締結等の協議に相当の時間を要しますので、制度維持の期間につきましてご配慮を頂きますことを期待しています。 また、地方自治体に制度の趣旨をご理解頂くのに多大な労力を要しておりますので、制度趣旨や有用性の認知度向上について、一層の周知・広報が実施されますことを期待しています。 制度趣旨につきましては、具体的には以下5点の周知・広報を行って頂きますと、地方自治体との連携が円滑に進むようになるものと思われまます。 ①免許制度の活用促進のため、免許申請は先願制であること。 ②1基地局単位の免許制度で、一市町村100%のエリアカバーすることが自治体との連携の必要条件ではないこと。 ③1基地局単位の免許制度で、地方自治体と連携した事業者が、一市町村全域の権益を得るものではないこと。 ④総務省が免許交付するもので、地方自治体は免許主体が提供する地域公共サービスの内容の適否について判断頂きたいこと。 ⑤制度の普及をできるだけ迅速に行うべく、覚書交換手続きを可能な限り簡素化して頂きたいこと。</p> <p>【阪神電気鉄道(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 制度趣旨の周知・候補については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
344	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	④地域BWA関係	<p>【原案】 地域BWAの周波数帯の有効利用を図る観点から地域BWAの普及が進まなければ制度の見直し等が必要であることから、各地域における地域BWAの周波数の利用状況について定期的に確認・公表することとした上で、地域に密着した公共の福祉を増進する観点からその制度について一定の期間維持をすべきである。 また、地域BWAの利用が進展しない理由の一つとして、地域BWA制度や有用性に関する認知度が低いことが挙げられるため、地域BWAの周波数の有効利用を確保する観点から、制度趣旨や有用性の認知度を向上させるように、地域におけるサービス提供主体となる企業や地方自治体等に対して一層の周知・広報を行うとともに、活用事例の横展開を図るための情報共有を進めることが望ましい。</p> <p>【意見】 原案に賛同致します。 現在、高度化での事業を目指す地域事業者は、自治体等に対し制度や有用性について周知を図るとともに、さらに進んだ地域事業者においては、設備、エリア計画の立案、また自治体等との調整を開始して具体的な検討、協議に入ろうとしているところもあります。地方の各エリア、その進捗には格差があり、今しばらく時間の猶予が必要と思われまます。当協議会では各地域事業者が速やかに事業を進めていけるよう推進活動を行っており、今後も引き続き推進して参ります。自治体等を含め地方への周知については、地域情報化の促進策として総務省の方からも推奨の言葉を戴ければと思ひます。</p> <p>【地域WiMAX推進協議会】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 地方への周知については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

345	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2) 制度見直しの具体的な方向性	④ 地域BWA関係	<p>【原案】 地域に密着した公共の福祉を増進する観点からその制度について一定の期間維持をすべきである。</p> <p>【意見】 原案に賛同いたします。 ケーブルテレビ事業者として地域BWAの有効利用を図って参ります。</p> <p>【(株)ハートネットワーク】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
346	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2) 制度見直しの具体的な方向性	④ 地域BWA関係	<p>【原案】 地域 BWA の周波数の有効利用を確保する観点から、制度趣旨や有用性の認知度を向上させるように、地域におけるサービス提供主体となる企業や地方自治体等に対して一層の周知・広報を行うとともに、活用事例の横展開を図るための情報共有を進めることが望ましい。</p> <p>【意見】 原案に賛同いたします。 ケーブルテレビ事業者として地域BWA制度を有効に活用すべく、地域WiMAX推進協議会や日本ケーブルテレビ連盟と連携して横展開を進めるための情報共有を進めて参ります。</p> <p>【(株)ハートネットワーク】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
347	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2) 制度見直しの具体的な方向性	④ 地域BWA 関係	<p>【原案】 P204～206</p> <p>【意見】 ・日本ケーブルテレビ連盟および会員ケーブルテレビ事業者は、地域BWAの周波数帯を有効利用するため、地域BWAの「デジタル・ディバイドの解消及び地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること」との制度趣旨に則り、自治体と連携して地域BWA事業の推進に努めて参りました。 ・地域BWAは、地方創生、防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などの観点からも維持すべきと考えており、こうした経緯に鑑み、制度の維持を原則とする本指針について賛同いたします。自治体と連携しながら、既存地域BWA免許を保有する事業者のうち高度化システムの導入に向けて準備中の事業者や、新たに高度化システムの基地局免許を取得して参入する意向を有する事業者は多く、今後エリアのカバレッジや整備基地局数の大幅な拡大が見込まれております[別紙参照]。今後とも業界として地域に密着した公共福祉増進のため、より一層の利用促進に向けて取り組んでいく所存です。 ・しかしながら、地域BWAの更なる推進にあたっては、自治体における費用負担という構造的な課題がある一方、合意に向けた手続きにおいても、自治体側の担当部署が定まらない、自治体によってルールが統一されておらずかつ不透明である、といった問題もあり、免許取得に相当な時間を要すケースが多く発生しております。地域BWAの導入促進とともに、こうした実務上の課題に対しても、引き続き調整の簡素化と迅速化のためのルールの明確化や周知徹底等の工夫が必要と考えます。</p> <p>【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
348	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2) 制度見直しの具体的な方向性	⑤ 検査制度関係	<p>【原案】 (ア)登録検査等事業者制度における無線局の検査・点検 無線局の免許人は、総務省令で定める時期ごとにその無線設備等の検査を受ける必要がある(第73条第1項)。これらの検査においては、免許人の負担を軽減するため、無線設備等が法令に適合していることを検査又は点検(検査等)を行う能力を有する者として総務大臣の登録を受けた登録検査等事業者が検査等を行い、免許人から当該検査等の結果の提出があった場合、無線局の検査の全部又は一部を省略することを可能としている(法第73条第3項)(表3-2-4参照)。登録検査等事業者が使用する測定器その他の設備(周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器等)は、必要な性能を担保するため、法で定める方法により1年以内ごとに校正又は校正を受けることが義務付けられている(法第24条の2第4項)。 一方で、近年、無線設備の多様化や測定器等の性能向上等に伴い、無線設備の技術基準を担保するために必要となる校正等の在り方が変化してきており、全ての測定器等を一律に規制する必要は低下してきている。そのため、登録検査等事業者等が使用する測定器等について、その性能向上や利用状況の実態、諸外国の事例等を踏まえ、適切な規律を確保した上で、校正等の期間の延長や方法の多様化等、規律の柔軟化を行うべきである。</p> <p>【意見】 ・無線局の免許人にとって登録検査等事業者制度は、原案に書かれたとおり免許人の負担を軽減し、有効に機能している制度であると考えます。しかし毎年の校正が義務付けられている測定器等の校正費用は高額であり、ずっと負担に感じてきました。実務の現場では毎年校正する必要は薄いように感じられ、高額の校正費用は形を変えた検査手数料のように思っていました。 ・しかしながら今回の報告書案で、上校正等の期間の延長等、規律の柔軟化が打ち出されたことに、大いに賛同します。今後この懇談会報告書を受けて、特に更正等の期間が延長されるよう、要望します。</p> <p>【北日本放送(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

349	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑤検査制度関係	<p>【原案】 P206</p> <p>【意見】 適切な規律を確保し、較正等の期間延長や方法の多様化等、規律の柔軟化について賛同いたします。 登録検査等事業者にとって較正には費用がかかり負担でもあります。登録検査等事業者等が使用する測定器等について、較正等の期間の延長等、規律の柔軟化をお願いいたします。また、登録検査事業者登録更新は例えば10年延長や、登録点検業務実施方法書変更届は変更前に予め届け出が必要であり、修理代替え(計測器レンタル)等時も変更前届出、計測器修理後変更前届出と負担があり規律の柔軟化を望みます。</p> <p>【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
350	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑥技術基準・測定方法関係	<p>(ア)基準認証制度の在り方</p> <p>【原案】 IoT やグローバル化の進展に伴う多様な無線設備の利用拡大を見据え、技術基準への適合性の評価における試験データが適切な環境で実測されたものであること等を担保する仕組みを、諸外国の事例を参考として検討すべきである。具体的には、1. (2)②(イ)で述べた基準認証データベース(仮称)が方策の一つとして考えられる。</p> <p>【意見】 基準認証データベース(仮称)の構築に賛成します。 弊社が、他社製の無線設備を含むシステムを構築してユーザーに提供するにあたっては、個々の設備の技術基準適合性について、システム供給者として一定の責任を負うべきであると考えております。このような場合でも、基準認証に関する正確な情報の、容易な閲覧環境は非常に有効であると思います。FCC ID Searchのように、試験レポート、写真、認証マークのネットワーク、証明機関等とのやりとり(レター)の記録、等の豊富な情報を含むデータベースであるべきだと考えます。</p> <p>【日本アイ・ピー・エム(株)】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
351	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑥技術基準・測定方法関係	<p>(イ)微弱な無線設備の測定方法</p> <p>【原案】 近年、微弱な無線設備はその利便性や汎用性の高さから著しく多様化が進んでおり、当該告示においては、こうした多様化を考慮した詳細な測定方法や測定条件が規定されていないことから、測定を行う試験所によって測定結果が異なるおそれがある。</p> <p>【意見】 微弱な無線設備については、測定方法の他にも、違反への罰則について検討すべきと考えます。すなわち、不当な製品の製造業者、輸入業者、販売業者等(以下、供給者と記します)を直接の罰則適用対象とすべきと考えます(是正勧告のようなものではなく)。 わが国の電波法では、供給者は直接の罰則対象ではありません(例えば特定無線設備においては、「認証取扱業者」や「自己確認」届出業者」という別の肩書きに対して責任を問うので、工事設計認証等を取得しない供給者には罰則が及びません)。そのため、既に欧州や豪州で行われ、世界的に導入傾向にある、SDoC(自己適合宣言)制度が、わが国では完全な形で成立しません(供給者自体の責任を問いたくても、その法的根拠が無いから)。 したがって、微弱な無線設備において、測定方法の検討と同時に罰則を検討して、それにより登録制度等を伴わないSDoC制度の導入を先駆的に先行し、その効果を将来の電波監視・監督制度見直しに資することが適当と考えます。</p> <p>【日本アイ・ピー・エム(株)】</p>	無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対しては、電波法第102条の11の規定に基づき、電波法第3章に定める技術基準に適合しない無線設備を製造、輸入又は販売しないよう努力義務が課されています。 さらに、他の無線局に対し混信その他の妨害を与えた技術基準に適合しない無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者は、同条の規定に基づく勧告・公表・命令の対象となり、当該命令に違反した場合は罰則が適用されることとなっています。

352	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監理・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑥技術基準・測定方法関係	<p>【原案】</p> <p>1.電波利用料の見直しに関する基本方針 (2)電波利用共益事務の在り方 ②次期における電波利用料の使途 (中略) (ウ) 4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策) (中略)また、受信環境整備を進めるに当たっては、2.(2)⑥(ウ)に後述する受信設備に係る技術的な規格の策定の検討との整合性を図ることが適当である。</p> <p>2 電波の監理・監督に関する制度見直し (2)制度見直しの具体的な方向性 ⑥技術基準・測定方法関係 (中略) (ウ)受信設備に係る技術的な規格の策定 受信設備は本来電波の発射を目的とするものではなく、受信のみを目的とする設備については技術的な規格が策定されていない。しかしながら、受信設備からの漏洩電波が妨害源となった事例があり、周波数共用時に干渉が発生するおそれがある我が国においても海外の事例等も踏まえつつ、受信のみを目的とする設備について、様々な無線局による周波数共用を可能とする技術的な規格の策定を検討すべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>●受信設備に係る技術的な規格の策定は、「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等」を実効的に進めていくためにも必要な施策であり、積極的に推進するよう要望します。</p> <p>【(株)フジテレビジョン】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
353	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監理・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑥技術基準・測定方法関係	<p>1. 本報告案では、改ざんや流用が行われた試験データ(フェイクデータ)により、不正に技術基準適合証明等を受けようとしたと疑われる事例が確認されているため、技術基準への適合性の評価における試験データが適切な環境で実測されたものであることを担保する仕組みについて、諸外国の事例として米国の例を挙げ、これらを参考として検討すべきとされていますが、日本と米国の無線機器に対する基準認証制度が大きく異なる中において、米国の制度の一部分だけをそのまま取り入れても、我が国の基準認証制度との整合が取れないものと考えます。 我が国の基準認証制度は、米国と異なり登録証明機関の能力と信頼性に立脚し、可能な限り認証申込者の負担を軽減することを基本に制度が作られてきたことから、このような前提に配慮しつつ、政策目的を達成するために必要となる範囲でデータベース化等を進めていくことが必須であると考えます。</p> <p>【(一財)テレコムエンジニアリングセンター】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
354	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監理・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑥技術基準・測定方法関係	<p>2. 本報告案にもあるように、フェイクデータ等の不正の事例が近年になって疑われるようになったのは、グローバル化の進展による競争の激化によるものであり、海外の製造事業者や試験機関がより低コスト化を追求することが主な要因となっているのではないかと考えられます。その一方で、海外では、電気通信機器の相互承認協定(MRA)に基づく登録外国適合性評価機関(以下「海外の証明機関」という。)による事業が浸透してきている中で、国内の登録証明機関だけが厳密な実測データの提出・確認を求められるような仕組みに留まれば、ほとんどの製造事業者等は海外の証明機関での証明にシフトしかねず、逆効果になってしまう恐れもあることから、政策目的を達成するためには内外無差別に取り扱うことが必須であると考えます。</p> <p>【(一財)テレコムエンジニアリングセンター】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
355	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監理・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑥技術基準・測定方法関係	<p>3. 基準認証データベースの構築のためには、登録証明機関等からの報告事項の拡充や公示方法の見直しが行われることとなりますが、報告事項の拡充は、内容によっては、登録証明機関のみならず認証取扱業者等にとってもかなりの負担増になることから、その範囲や方法については、フェイクデータ問題の要因とその重大性並びにその対策としての有効性を十分検討し、必要最小限の範囲で措置されることが望ましいと考えます。 例えば、全ての特定無線設備に一律に課すのではなく、問題が発生している又は問題の発生が予想される一方で利用者がそれを見抜くことが困難な種別や国の監理が届きにくい種別などに限定してデータベース化を進めるといった措置が適当であると考えます。</p> <p>【(一財)テレコムエンジニアリングセンター】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

356	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑥技術基準・測定方法関係	<p>【原案】 P208 (下記意見関連の該当記述なし)</p> <p>【意見】 今後の5Gなどの無線システムにおいて特に高周波数帯では、多素子アンテナによるMassive MIMOやビームフォーミングを実現する非常に多くのアンテナの普及が予想されます。そういったタイプのアンテナ特性について適切かつ現実的な測定方法を確立する検討の必要性について、本報告書に記載することが望ましいと思います。 例えば登録検査や定期点検時において、空中線電力、帯域外輻射、スプリアス輻射などのアンテナ特性を測定する場合には、多数ある各アンテナ素子毎に測定するためのモニターポイントを備えることが出来ない場合が多分にでてくると考えられます。また、アンテナの送信帯域が数GHzに渡る場合は、不要輻射の該当周波数レンジは相当に広くなりますが、必要な測定レンジを適切に絞ることが現実的に必要な状況もでてくると考えます。 従ってそういった多素子アンテナや高帯域アンテナについて、現実的かつ効率的で適度な精度が得られる測定方法を確立する必要があると思います。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
357	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑥技術基準・測定方法関係	<p>【原案】 (ウ)受信設備に係る技術的な規格の策定(P210)</p> <p>【意見】 ・受信設備からの漏洩電波による干渉被害については、適切な基準、規格作りが有効と考えられるため、報告書(案)記載の主旨に賛同します。 ・また、規格作りだけではなく、関係業界への適切な装置製造、取り付け等に関する意識付け、ルール作り等の活動も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)NTTドコモ】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
358	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑥技術基準・測定方法関係	<p>【原案】 P208</p> <p>【意見】 無線設備に係る試験データの改ざん等については、遺憾であります。 但し改ざんや流用の試験データが見受けられるからと言って即公開へとつながらないかと思いません。試験データの改ざん等を見抜くのは、登録証明機関等の審査時、適否の判断を行う技量かと思えますが技量のバラツキがあり見抜くことができず、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第十七条の別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならないとあり、別表第三号工事設計認証の審査が適正に実施されていないのでしょうか。 また、原因の例として平成16年総務省告示第88号の測定方法が理解できない又は外国人が日本語の測定方法を理解できない等が判明しているのでしょうか。また、年間認証件数に対し何件試験データ改ざんがあるのか等、数値等の公表やデータベースの公開以外の是正処置もお願いいたします。 無線設備の情報公開については、製造メーカーの無線技術のノウハウであり反対です。例えば空中線電力測定値から検査規格が予想されますが、これは品質のノウハウです。また欧米の規格の考え方も異なります。 最終的に無償でワイヤレスビジネス無線技術の海外流出となり、結果国内メーカーの無線産業が縮小してしまう恐れがあり、日本の関連産業への悪影響を懸念いたします。 まずは公開前に是正処置等を行うことと、関係する産業界等のヒアリングをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	頂いた御意見は、基準認証データベース(仮称)の整備や現在公表している内容等今後のフェイクデータ対策を検討する上で、参考とさせていただきます。
359	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑥技術基準・測定方法関係	<p>【原案】 P209</p> <p>【意見】 微弱な無線設備の測定方法や測定条件について調査を行い、必要な見直しについて賛同いたします。 電界強度を測定する際には特にFM帯の微弱無線システムは、イヤホン等のケーブルをアンテナとして利用することや、AC電源等のケーブルの影響等で測定値が変わり測定に苦慮します。 諸外国も参考に測定方法や測定条件について調査を行い、必要な見直しをお願いいたします。また、既に販売済みの微弱な無線設備に影響がないようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

360	第3章 制度見直しの方向性	2 電波の監視・監督に関する制度見直し	(2)制度見直しの具体的な方向性	⑦高周波利用設備に適用される制度関係	<p>【原案】 P211</p> <p>【意見】 高周波利用設備の型式指定表示についての電磁的表示の条件緩和について賛同いたします。モジュール化された設備を型式指定を受けた場合、当該型式指定を受けたことでの表示である型式指定表示は、モジュール化された設備に付すこととなりモジュールを組み込んだ製品の外観には付されず、利用者が直接的に型式指定を受けたことが確認できるように規律の柔軟化をお願いいたします。なお、出来るだけ速やかに電磁的表示の条件緩和も合わせて実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
361					<p>変更申請担当者としては、技術適号番号があるものに関しては一定のルールを作り、その中で、届出不要とする等の無線局の簡易な免許手続きの改正を希望したい</p> <p>【個人①】</p>	無線設備の変更の届出等を不要とすることは、電波監理上の影響等から困難と考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
362					<p>アマチュア局にて使用する機器を問わず周波数包括免許とする方法は諸外国では一般的であり、購入した機器をすぐに使用できるので長年待ち望んでいた事です。</p> <p>現状の補償認定制度をもって自作機を免許申請している局も待ちのぞんでいる周波数包括免許は積極的に進めてほしいです。 また、移動する局・移動しない局の区分も見直してください。</p> <p>補償認定手数料や変更申請手数料の収入が減少する部分は電波利用料の値上げで補ってください。 その代わりに、運送業でのアマチュアバンドの違法使用、アマチュア局のオーバーパワーはもっと厳しく取り締まり罰金収入を増加させてください。 現状は取り締まり頻度がとても低く効果が出ていません。 きちんと取り締まってもらえるなら電波利用料の値上げは問題無いです。 今のままの取り締まりでしたらアマチュア局に対する電波利用料の制度は廃止すべきです。恩恵も無く支出があるのは受け入れ難いです。</p> <p>【個人③】</p>	周波数等を包括的に指定し、無線設備の変更の届出等を不要とすることは、他の無線局との整合性、電波監理上の影響等から困難と考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
363					<p>【原案】 そのため、IoTやグローバル化の進展に伴う多様な無線設備の利用拡大を見据え、技術基準への適合性の評価における試験データが適切な環境で実測されたものであること等を担保する仕組みを、諸外国の事例36を参考として検討すべきである。具体的には、1. (2)2(イ)で述べた基準認証データベース(仮称)が方策の一つとして考えられる。</p> <p>【意見】 例36は「米国では適合性評価に係る情報(認証書、外観写真、試験レポート、ブロックダイアグラム・回路図等)をデータベース化して公開しており、適合性評価の透明性を確保している。」とあるが、そのデータベースにはアマチュア無線局の自作無線機のデータはない。それは、自作無線機はデータベース構築には適さない部分があると考えられる。しかし、自作の無線機で交信することはアマチュア無線の醍醐味であり、青少年の科学や技術に対する興味関心を喚起する大きな力となる。したがって、技術認証データベースにはアマチュア無線局の自作無線機のデータを入力することなく、アマチュア無線技士として、自分の作った無線機に責任をもち、自局に免許された範囲で自由に運用できることが望ましい。その際、全てのアマチュア無線の免許は開局時(再免許時)に無線従事者の有する操作範囲を全て指定された包括指定とし、免許された範囲内であれば、送信機の増設、取り替え等については許可を受けたり届け出する必要がなくなれば、免許人は大いに自作を楽しむことができ、アマチュア無線は発展するだろう。また、総務省もアマチュア無線に関連する人員を大幅に少なくすることができ、その分を他の分野に回せることができ、一石二鳥である。</p> <p>【個人④】</p>	周波数等を包括的に指定し、無線設備の変更の届出等を不要とすることは、他の無線局との整合性、電波監理上の影響等から困難と考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

364				<p>電波監理並びに電波利用料に関して意見を述べさせていただきます。</p> <p>私は、アマチュア無線の周波数帯(144MHz帯430MHz帯)での建設車両(ダンプトラック)による電波法に反する運用を15年ほど法令義務(電波法第80条)に従い総務省に毎日のように報告活動を行っています。過去のように無免許は、さすがに減少しましたが、平日の昼間など法令に順じた運用は、皆無です。有資格者でありながら法を守る者が見られない現状は、資格制度そのものの崩壊を意味します。免許を取得しても誰も法を守らないのでは、何の為の資格なのでしょう。では、なぜこのような状況になってしまったのでしょうか？</p> <p>昔に比べはるかに資格所得が容易になり所得後のアマチュア無線界でその人材を育てていく環境が無いのも原因ですが、私は、総務省の責任は、重大だと思っています。</p> <p>総務省は、警察と合同で街頭での無免許の摘発活動は、行っています。以前は、よく耳にした無免許を強く疑わせる交信は、聞かなくなりましたので効果は、上がっていると思われます。ただ資格を取得しても無免許以外の違法運用は、何一つ改善されていません。ダンプによるアマチュア無線での違法運用は、「仕事上の連絡を行うことが禁止されているアマチュア無線で仕事連絡を行う」「呼出符号の送出不交信」「電波の使用区別違反の周波数での交信」の3点および時にわいせつな交信です。電波法で懲役や罰金などの罰則規定が定められている違反行為であれば我々が直接警察に訴えることも出来ます。でも行政処分は、総務省にしか出来ません。警察官の前を二人乗りの自転車が通り過ぎ、何の注意も受けなければ、どうなるのでしょうか？</p> <p>法令上は、違反であっても町中二人乗りの自転車であふれるでしょう。これと全く同じ状況が今のアマチュア無線で起きています。電波利用料を700億円も集めてDURASなどの素晴らしい設備を整備しても悲しいかなこの手の違反は、野放しのままです。80条報告を毎日提出しても何も改善されません。電波利用料の趣旨は、受益者負担とのことですが受益など感じられません。</p> <p>政府は、宇宙開発を促進すると盛んにアナウンスしています。各大学がアマチュア無線の周波数を使う実験用の人工衛星を打ち上げていますが、これらもダンプの違法運用で妨害を受けています。スクールコンタクトと言って国際宇宙ステーションの宇宙飛行士と学生が交信するNASAの教育プログラムがありますがこれすら過去にダンプの妨害を受けました。政策の一貫性がありません。</p> <p>幸い違反を行っているのは、特定の業界であり、仕事上の連絡をアマチュア無線で違法に行っている事を考えても元請けである工事の責任企業に(大手の建設会社)に総務省から下請け孫請け会社の現状説明と要請を行うことは、全く問題がないはずですし、正当な電波利用料の使途だと思います。何件か大手の建設会社の担当者と話しましたが、無免許が違法なこと以外全く知識がありません。私が個人で要請しても次の日から違法電波が止まりますので総務省の名での要請が効かないはずがありません。</p> <p>一部二部上場などの大手建設会社への現状説明と要請文の送付並びに上記違法運用者への行政処分を強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑥】</p>	<p>関係団体に対しては、様々な機会を捉えて電波利用ルールの周知に努めるとともに、電波適正利用に関する周知広報活動の実施についての協力要請を行っています。</p>
365				<p>・2頁の最終行「とりまとめ」、10頁の最終行「取りまとめ」、64頁の最終段落の1行目「とりまとめ」、71頁の3行目「取りまとめ」などの記載の不統一は修正したほうがいいと思います。</p> <p>・58頁の図2-3-2: 他の図と同様に本文での引用箇所後に記載したほうがいいと思います。(117頁の図2-4-1についても同様)</p> <p>・60頁の最終行「図3-2-3」は「図2-3-3」の誤記ではないのでしょうか？</p> <p>・65頁の2行目「リリーズ16」: 文字の大きさを前後の記載箇所のそれより小さくする必要はないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑨】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ修正いたします。</p>

366				<p>平成28年2月に行われました「2020年に向けた電波政策に関する意見募集」に提出いたしました一般社団法人日本アマチュア無線連盟の意見につきまして、「電波政策2020年懇談会報告書(案)」の参考資料に記載いただき、有難うございました。</p> <p>残念ながら、報告書(案)本文には私どもの意見は取り入れられていないように見受けられますので、アマチュア無線による国際交流のメリットについてより一般的な意見を述べさせていただきます。電波政策についてビジネス中心の観点からのみではなく、より幅広い国益増進の機会を視野に入れて立案されますことを希望します。</p> <p>世界のアマチュア無線人口につきましては、2000年の国際アマチュア無線連合の調査の後は、広くまとめられた資料はありませんが、主だった国々の統計を勘案しますと現時点でおおよそ250万局程度と推測されます。2016年4月の無線局統計情報によりますと、我が国のアマチュア無線局の免許数は43万6千局であり、減少したとはいえ、米国に次ぐ世界第2位のアマチュア無線大国であるといえます。</p> <p>日頃のアマチュア無線による交信、国際アマチュア無線連合を通じての交流、アマチュア無線に関連するイベントでの交流など、アマチュア無線を通じての国際交流の機会はいくつもあります。が、商用・観光等のために訪問する国においてアマチュア無線の運用ができるならば、そこにも訪問先国のアマチュア無線家をはじめ実際にアマチュア無線運用を実現するまでに協力してくれる人たちとの国際交流機会が生まれます。このような交流は、個人レベルでの国際間の友好関係を築くものであり、昨今の国際情勢の立ち位置において、一つ一つは微力ながら、多くの人が関係することで親日派を増やしていくチャンスでもあります。</p> <p>日本のアマチュア無線家が外国を訪問する場合にも、外国のアマチュア無線家が我が国を訪問する場合にも、訪問者がアマチュア無線を運用する機会を提供することにより、国際交流の機会を拡大することとなります。</p> <p>外国から我が国への来訪者は2015年度に約2,000万人でしたが、このうち最大で0.1%、2万人程度、少なくともその10分の1、2,000名程度はアマチュア無線資格保持者であると考えられます。(人口に対するアマチュア無線局数の比率は、日本0.34%、米国0.22%、英国0.12%、ドイツ0.1%) 我が国は、現在、米国をはじめとして合計11か国とアマチュア無線資格の相互承認に関する協定を締結しており、これらの国のアマチュア無線資格保持者は申請によって我が国でアマチュア無線局を開設し、運用することができます。しかし、実際の申請は年間100件に満たない状況であり、申請から免許までに約1か月を要するために短期滞在の来訪者にとって日本のアマチュア無線局免許を取得しての運用はハードルが高いといえます。</p> <p>欧州郵便電気通信主管庁会議(CEPT)では母国の上級アマチュア無線資格保持者を対象に、相互に手続きなく訪問先国での短期間のアマチュア無線運用を許容する協定を締結し、CEPT域外の国にもこの協定への参加を認めています。我が国がこのような協定に参加することによって、来日する外国アマチュア無線家のアマチュア無線運用は各段に容易になり、上述したような国際交流の機会も大きく広がるものと確信します。また、観光立国としての「おもてなし」の観点からも、来日する観光客への有効な施策の一つとなります。</p> <p>アマチュア無線家は相互の交信を楽しむのみではなく、インターネットからの情報取得・遠隔操作や、数々の地図活用システムなど、最新技術を楽しんでいる方は多く、その中には、ビジネス・学術・芸術等の分野で著名な人々もおり、さらに欧米では、ワイヤレス(無線)こそパソコンやインターネットの次に来た最新のテクノロジーであるという考えから、アマチュア無線を始める若い人たちが増加しています。従って、グローバルな技術立国のためにも訪問者間の交流は多くの専門分野での情報共有の機会として有益であり、ひいては我が国の国際的信頼性の向上やビジネス機会の増大にもつながります。</p> <p>以上申し述べましたように、イコールフィッティングの民間国際交流の機会拡大を効果的に推進するうえでアマチュア無線の果たす役割を認識いただき、相互に手続きなく訪問先国での短期間のアマチュア無線運用を許容する協定への参加を推進していただくことは、我が国の国際的信頼性の向上やビジネス機会の増大という国益に資するものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本アマチュア無線連盟】</p>	<p>アマチュア無線による活動は国際交流の一つの機会となるものと考えられますが、手続なくアマチュア無線を持ち込み可能とすることは、他の無線局への影響などから、慎重な検討が必要と思われる。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
-----	--	--	--	---	--